＜参　考　資　料＞

PART１　報告10～21

報告	10

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準　自己点検表

対象業務名	障害児通所及び入所支援事業に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施策課、杉並福祉事務所

該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	変更	令和8年11月1日	児童福祉法
○	外部委託	変更	令和8年11月1日	児童福祉法、児童福祉法施行規則
	目的外利用			
○	外部提供	変更	令和8年11月1日	児童福祉法
○	電算入力	新規	令和8年11月1日	児童福祉法
○	外部結合	変更	令和8年11月1日	障害児通所給付費等の請求に関する内閣府令

案件の概要

区では現在、障害児通所支援事業に関する事務を行っているが、令和8年11月１日に児童相談所設置市へ移行することに伴い、同日から障害児入所支援事業に関する事務を新たに実施する。

障害児入所支援は、障害のある児童が施設に入所し、日常生活上の支援や必要な療育等を受ける制度である。 障害児入所支援事業を実施するうえで、契約入所に係る給付決定、利用者負担額の認定、障害児入所給付費及び障害児入所医療費に関する事務、関係機関との調整等を行うため、対象児童及び保護者等に関する個人情報を取り扱う。

このため、当該事務において取り扱う個人情報の利用目的、対象となる個人の範囲、外部機関との情報連携、管理方法等について整理し、適正な個人情報の取扱いを確保する。

【個人情報の保有等】
・業務の名称を「障害児通所及び入所支援事業に関する業務」に変更する。
・個人情報の利用目的に「入所支援事業の福祉サービスを提供するため」を追加する。
・対象となる個人の範囲に「障害児入所支援事業を受給する障害児及びその保護者等」を追加する。
・障害児入所支援事業の実施に当たり、新たに「入所施設状況」を保有する。

【外部委託】
障害児入所給付費及び医療費の請求審査・支払いについて、国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に委託する。

【外部提供】
入所支援計画及び移行支援計画を作成するために必要な情報を入所施設に提供する。

【電算入力】
入所児童の入所支援に係る情報を管理するため、障害児入所支援台帳を設置する。

【外部結合】
障害児入所給付費(障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費)の請求審査・支払いは、国民健康保険団体連合会へ委託するため、外部結合を行う。なお、社会保険診療報酬支払基金については、電子媒体でのレセプト電子データの提供を行うため、外部結合を行わない。

デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和　年　月　日
	□ 報告了承
	□ 以下のとおり
	（　　）
備考	

登録年月日	令和　5　年　4　月　1　日

個人情報の保有の記録

業務の名称	障害児通所及び入所支援事業　　に関する業務	
部課名	保健福祉部障害者施策課、杉並福祉事務所	
個人情報の利用目的	・障害のある児童に対し、通所支援事業、入所支援事業及び相談支援事業の福祉サービスを提供するため ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定された事務を行うため ・重度重複障害児の学童クラブへの通所支援を行うため	
対象となる個人の範囲	・児童福祉法の障害児通所支援事業、障害児入所支援事業及び障害児相談支援事業を受給する障害児及びその保護者等 ・重度重複障害児対応学童クラブを利用する障害児及びその保護者	
個人情報の取得方法	☑ 本人から取得　☑ 本人以外から取得	
	本人以外から取得の根拠又は理由	・障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年12月10日法律第71号）附則第37条
個人情報の記録の方法	☑ 文書（紙）　☐ 共有フォルダ　☑ 電子計算組織　☐ その他：	
電子計算組織の名称（記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照）	1	障害児通所支援制度システム
	2	障害児入所支援台帳
	3	
	4	
	5	
	6	

個人情報の記録の内容	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
	氏名 住所 性別 生年月日 続柄 電話番号 個人番号 本籍 婚姻・離婚状況 メールアドレス	収入状況 税額等の状況 資産の状況 口座情報	身体障害の状況 知的障害の状況 精神障害の状況 診断結果の状況 傷病名・傷病歴 容姿 音声	家族構成 扶養関係 住居の状況 介護の状況 身体障害者手帳番号 愛の手帳・療育手帳番号 精神障害者保健福祉手帳番号 日常生活動作の状況 サービス受給内容 他法のサービス受給状況 保険者名・番号 受給者証番号 被保険者証の記号及び番号 通所施設状況 相談内容 入所施設状況	通園・通学先 職業・勤務先 利用先学童クラブ

報告	10

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	障害児通所及び入所支援事業に関する業務
主管部課名	障害者施策課、杉並福祉事務所
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	障害児通所及び入所給付費等の支給を行うため

対象となる個人の範囲(第1号)	障害のある児童及びその保護者等

No	保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)						2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉		・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
1	氏名	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。)	☑	児童福祉法第33条の3の2
2	住所	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。)	☑	児童福祉法第33条の3の2
3	性別	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。)	☑	児童福祉法第33条の3の2
4	生年月日	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。)	☑	児童福祉法第33条の3の2
5	続柄	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。)	☑	児童福祉法第33条の3の2
6	電話番号	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。)	☑	児童福祉法第33条の3の2
7	個人番号	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。)	☑	児童福祉法第33条の3の2
8	本籍	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。)	☑	児童福祉法第33条の3の2
9	婚姻・離婚状況	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。)	☑	児童福祉法第33条の3の2
10	メールアドレス	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。)	☑	児童福祉法第33条の3の2

保有する 個人情報の内容 ※下線は 要配慮個人情報		1. 個人情報の保有（第2号～第5号）						2. 本人以外からの個人情報の取得（第6号）	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉		・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
No		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
11	収入状況	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当 （取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。）	☑	児童福祉法第33条の3の2
12	税額等の状況	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当 （取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。）	☑	児童福祉法第33条の3の2
13	資産の状況	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当 （取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。）	☑	児童福祉法第33条の3の2
14	身体障害の状況	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当 （取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。）	☑	児童福祉法第33条の3の2
15	知的障害の状況	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当 （取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。）	☑	児童福祉法第33条の3の2
16	精神障害の状況	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当 （取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。）	☑	児童福祉法第33条の3の2
17	容姿	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当 （取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。）	☑	児童福祉法第33条の3の2
18	傷病名・傷病歴	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当 （取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。）	☑	児童福祉法第33条の3の2
19	容姿	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当 （取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。）	☑	児童福祉法第33条の3の2
20	音声	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当 （取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。）	☑	児童福祉法第33条の3の2
21	家族構成	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当 （取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。）	☑	児童福祉法第33条の3の2
22	扶養関係	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当 （取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。）	☑	児童福祉法第33条の3の2
23	住居の状況	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当 （取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。）	☑	児童福祉法第33条の3の2

保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報		1. 個人情報の保有（第2号～第5号）						2. 本人以外からの個人情報の取得（第6号）	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		・本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。（法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨）〈第5号〉		・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
No		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
24	介護の状況	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。）	☑	児童福祉法第33条の3の2
25	身体障害者手帳番号	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。）	☑	児童福祉法第33条の3の2
26	愛の手帳・療育手帳番号	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。）	☑	児童福祉法第33条の3の2
27	精神障害者保健福祉手帳番号	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。）	☑	児童福祉法第33条の3の2
28	日常生活動作の状況	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。）	☑	児童福祉法第33条の3の2
29	サービス受給内容	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。）	☑	児童福祉法第33条の3の2
30	他法のサービス受給状況	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。）	☑	児童福祉法第33条の3の2
31	保険者名・番号	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。）	☑	児童福祉法第33条の3の2
32	受給者証番号	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。）	☑	児童福祉法第33条の3の2
33	被保険者証の記号及び番号	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。）	☑	児童福祉法第33条の3の2
34	通所施設状況	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。）	☑	児童福祉法第33条の3の2
35	口座情報	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。）	☑	児童福祉法第33条の3の2
36	相談内容	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。）	☑	児童福祉法第33条の3の2

保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報		1. 個人情報の保有（第2号～第5号）						2. 本人以外からの個人情報の取得（第6号）	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		・本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。（法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨）〈第5号〉		・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
No		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
37	通園・通学先	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。）	☑	児童福祉法第33条の3の2
38	職業・勤務先	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。）	☑	児童福祉法第33条の3の2
39	利用先学童クラブ	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。）	☑	児童福祉法第33条の3の2
40	入所施設状況	☑	入所給付決定内容の管理をするため	□		☑	法第62条4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。）	☑	児童福祉法第33条の3の2
41		□		□		□		□	
42		□		□		□		□	
43		□		□		□		□	
44		□		□		□		□	
45		□		□		□		□	
46		□		□		□		□	
47		□		□		□		□	
48		□		□		□		□	
49		□		□		□		□	

外部委託の記録1

業務の名称	障害児通所及び入所支援事業　　に関する業務			
部課名	保健福祉部障害者施策課、杉並福祉事務所			
委託先の区分	国民健康保険団体連合会			
委託の期間	☐ 単年度　☑ 継続			
委託の内容	児童福祉法に基づく障害児通所及び入所給付費等の支払いに関する事務			
再委託の内容・理由	障害児通所及び入所給付費等の審査支払事務等を円滑に実施するため、再委託を行う。			
委託の条件	☑ 個人情報に関する秘密保持	☑ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応		
	☑ 個人情報の目的外利用の禁止	☑ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄		
	☐ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☑ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任		
	☑ 個人情報の第三者への提供の制限	☑ 契約内容の遵守状況についての定期的報告		
	☑ 個人情報の複製等の制限	☑ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等		
	☑ 個人情報の安全管理措置	☑ 関係法令の遵守		
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧　☐ 文書　☑ 磁気媒体　☑ 外部結合　☐ その他:			
	外部結合による授受	外部結合の記録　1　のとおり		

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	生年月日
3	障害区分
4	受給者証番号
5	サービス事業者名・番号
6	費用の額
7	負担上限月額
8	サービス内容・支給期間
9	請求内容点検結果
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	10

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	障害児通所及び入所支援事業に関する業務
主管部課名	障害者施策課、杉並福祉事務所
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	障害児通所及び入所給付費等の支給を行うため

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容〈第1号〉	ア	児童福祉法に基づく障害児通所及び入所給付費等の支払いに関する事務
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容(再委託等を行う場合)	障害児通所及び入所給付費等の審査支払事務等を円滑に実施するため、再委託を行う。	

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別) ア	イ	ウ	エ	1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉 ☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○				☑	入所給付決定内容情報をもとに、障害児入所給付費等の請求審査・支払を行うため。
2	生年月日	○				☑	入所給付決定内容情報をもとに、障害児入所給付費等の請求審査・支払を行うため。
3	障害区分	○				☑	入所給付決定内容情報をもとに、障害児入所給付費等の請求審査・支払を行うため。
4	受給者証番号	○				☑	入所給付決定内容情報をもとに、障害児入所給付費等の請求審査・支払を行うため。
5	サービス事業者名・番号	○				☑	入所給付決定内容情報をもとに、障害児入所給付費等の請求審査・支払を行うため。
6	費用の額	○				☑	入所給付決定内容情報をもとに、障害児入所給付費等の請求審査・支払を行うため。
7	負担上限月額	○				☑	入所給付決定内容情報をもとに、障害児入所給付費等の請求審査・支払を行うため。
8	サービス内容・支給期間	○				☑	入所給付決定内容情報をもとに、障害児入所給付費等の請求審査・支払を行うため。
9	請求内容点検結果	○				☑	入所給付決定内容情報をもとに、障害児入所給付費等の請求審査・支払を行うため。
10						□	

報告	10

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	障害児通所及び入所支援事業に関する業務
主管部課名	障害者施策課、杉並福祉事務所
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	障害児通所及び入所給付費等の支給を行うため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉			
☑	選定に使用した選定基準等		
☑	①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)			
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉			
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置	
☑	②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	③	**【外部委託の場合】**再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無	④	**【指定管理者の場合】**委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉	
☑	⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑪	**【外部委託の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無	⑫	**【指定管理者の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉	
☑	⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)			
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉			
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等	
☑	⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を記載した「情報管理体制表」を提出させる。
☑	⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	「個人情報を取り扱う業務の委託契約に係る特記仕様遵守状況報告書」の提出を求め、内容を確認する。報告内容に不備、疑問点がある場合は、実地検査を実施する。
☑	⑯	**【外部委託の場合】**委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	委託事業者は再委託先と秘密保持契約を締結し、再委託先に対する適切な管理・監督を行い、再々委託を行う場合についても同様の措置を講じることとしている。
無	⑰	**【指定管理者の場合】**指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑	⑱	**委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり**、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報はすべて委託する業務に必要なものであるため、当該措置は実施しない。
☑	⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	個人情報の授受にあたっては、ログインするのにID・パスワードが必要な専用システムを介して行う。

外部委託の記録3

業務の名称	障害児通所及び入所支援事業　　に関する業務			
部課名	保健福祉部障害者施策課、杉並福祉事務所			
委託先の区分	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構			
委託の期間	☐ 単年度　☑ 継続			
委託の内容	児童福祉法に基づく障害児入所医療費及び肢体不自由児通所医療費の支払いに関する事務			
再委託の内容・理由	障害児入所医療費及び肢体不自由児通所医療費の審査支払事務を円滑に実施するため、再委託を行う。			
委託の条件	☑ 個人情報に関する秘密保持	☑ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応		
	☑ 個人情報の目的外利用の禁止	☑ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄		
	☐ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☑ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任		
	☑ 個人情報の第三者への提供の制限	☑ 契約内容の遵守状況についての定期的報告		
	☑ 個人情報の複製等の制限	☑ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等		
	☑ 個人情報の安全管理措置	☑ 関係法令の遵守		
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧　☐ 文書　☑ 磁気媒体　☐ 外部結合　☐ その他:			
	外部結合による授受			

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	生年月日
3	障害区分
4	受給者証番号
5	サービス事業者名・番号
6	費用の額
7	負担上限月額
8	サービス内容・支給期間
9	請求内容点検結果
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	10

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	障害児通所及び入所支援事業に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施策課、杉並福祉事務所
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	障害児通所及び入所給付費等の支給を行うため

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容〈第1号〉	ア	児童福祉法に基づく障害児入所医療費及び肢体不自由児通所医療費の支払いに関する事務
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容(再委託等を行う場合)	障害児入所医療費及び肢体不自由児通所医療費の審査支払事務を円滑に実施するため、再委託を行う。	

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別) ア	イ	ウ	エ	1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉 ☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○				☑	支給決定内容情報をもとに、障害児入所医療費等の請求審査・支払を行うため。
2	生年月日	○				☑	支給決定内容情報をもとに、障害児入所医療費等の請求審査・支払を行うため。
3	障害区分	○				☑	支給決定内容情報をもとに、障害児入所医療費等の請求審査・支払を行うため。
4	受給者証番号	○				☑	支給決定内容情報をもとに、障害児入所医療費等の請求審査・支払を行うため。
5	サービス事業者名・番号	○				☑	支給決定内容情報をもとに、障害児入所医療費等の請求審査・支払を行うため。
6	費用の額	○				☑	支給決定内容情報をもとに、障害児入所医療費等の請求審査・支払を行うため。
7	負担上限月額	○				☑	支給決定内容情報をもとに、障害児入所医療費等の請求審査・支払を行うため。
8	サービス内容・支給期間	○				☑	支給決定内容情報をもとに、障害児入所医療費等の請求審査・支払を行うため。
9	請求内容点検結果	○				☑	支給決定内容情報をもとに、障害児入所医療費等の請求審査・支払を行うため。
10						□	

報告	10

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	障害児通所及び入所支援事業に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施策課、杉並福祉事務所
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	障害児通所及び入所給付費等の支給を行うため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉			
☑	選定に使用した選定基準等		
☑	①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)			
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉			
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置	
☑	②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	国の公費負担医療制度の契約書は厚生労働省から示されているものであり、区基準に定める事項を契約書に記載するよう求めたが、調整がかなわなかったため契約書には記載しない。なお、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が定める情報保護管理体制及び情報セキュリティーポリシーにおいて、同等又は同趣旨の規定が整備されていることを確認している。
☑	③	**【外部委託の場合】**再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	②に同じ。
無	④	**【指定管理者の場合】**委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉	
☑	⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	②に同じ。
☑	⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	②に同じ。
☑	⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	②に同じ。
☑	⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	②に同じ。
☑	⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	②に同じ。
☑	⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	②に同じ。
☑	⑪	**【外部委託の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	②に同じ。
無	⑫	**【指定管理者の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉	
☑	⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	②に同じ。
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)			
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉			
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等	
☑	⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	機構が定める情報保護管理体制及び情報セキュリティポリシーにより、責任者及び業務従事者の管理体制・実施体制、個人情報の管理状況等を確認している。
☑	⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	国の公費負担医療制度に係る契約書は厚生労働省から示された標準的な契約書であり、区基準に定める実地検査に関する規定を設けるよう求めたが、調整がかなわなかった。このため、機構が定める情報保護管理体制及び情報セキュリティポリシーを確認し、機構において情報セキュリティポリシーの遵守状況等を定期的に確認するとともに、監査・点検を行い、その結果を踏まえて必要な措置を行う体制が整備されていることを確認している。
☑	⑯	**【外部委託の場合】**委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	国の公費負担医療制度に係る契約書は厚生労働省から示された標準的な契約書であり、区基準に定める再委託に関する規定を設けるよう求めたが、調整がかなわなかった。このため、機構が定める情報保護管理体制及び情報セキュリティポリシーを確認し、機構が外部委託を行う場合における情報セキュリティ上の措置が定められていることを確認している。
無	⑰	**【指定管理者の場合】**指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑	⑱	**委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり**、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報は全て業務に必要なものであるため当該措置は実施しない。
☑	⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	個人情報の授受に当たっては、パスワードの設定を施したCDで行う

外部提供の記録1

業務の名称	障害児通所及び入所支援事業　　に関する業務		
部課名	保健福祉部障害者施策課、杉並福祉事務所		
外部提供を受ける者	障害児相談支援事業者及び障害児入所施設設置者		
外部提供を受ける者の利用目的	障害児支援利用計画、入所支援計画及び移行支援計画作成のため		
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☑ 法令根拠あり　☐ 相当の理由がある	
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)	
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)	
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号
	上記の法令根拠 又は 相当の理由	区が保有する障害児の状況等の情報は、入所施設が適切なアセスメントを行い、適切な支援を提供するために必要である。情報が提供されない場合、障害児の最善の利益の実現に支障を生じるおそれがある。このため、入所施設に対し、支援に必要な最小限の情報を、適切な安全管理措置の下で提供する。	
外部提供の方法	☐ 閲覧　☑ 文書　☐ 磁気媒体　☐ 外部結合　☐ その他:		
	外部結合による提供		
外部提供の相手方に求めた措置の内容	提供情報の利用目的を限定し、第三者への再提供を禁止するとともに、個人情報の漏えい等を防止するための適切な安全管理措置を講ずるよう求めた。		

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	電話番号
6	障害の状況
7	診断結果の状況
8	傷病名・傷病歴
9	家族構成
10	扶養関係
11	住居の状況
12	介護の状況
13	日常生活動作の状況
14	サービス受給内容
15	他法のサービス受給内容
16	通所施設状況
17	相談内容
18	通園・通学先
19	職業・勤務先
20	入所施設状況
21	
22	
23	
24	
25	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	10

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	障害児通所及び入所支援事業に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施策課、杉並福祉事務所
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	障害児通所及び入所給付費等の支給を行うため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称					
	部課名					
	目的外利用を行う理由					
外部提供	外部提供先の種別	民間事業者				
	外部提供先(詳細)	障害児相談支援事業者及び障害児入所施設設置者				
	外部提供の方法	文書			方法(詳細)	児童票など施設へ郵送

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑	サービス受給状況を確認するため
2	住所	☑	サービス受給状況を確認するため
3	性別	☑	サービス受給状況を確認するため
4	生年月日	☑	サービス受給状況を確認するため
5	電話番号	☑	サービス受給状況を確認するため
6	障害の状況	☑	サービス受給状況を確認するため
7	診断結果の状況	☑	サービス受給状況を確認するため
8	傷病名・傷病歴	☑	サービス受給状況を確認するため
9	家族構成	☑	サービス受給状況を確認するため
10	扶養関係	☑	サービス受給状況を確認するため
11	住居の状況	☑	サービス受給状況を確認するため
12	介護の状況	☑	サービス受給状況を確認するため
13	日常生活動作の状況	☑	サービス受給状況を確認するため
14	サービス受給内容	☑	サービス受給状況を確認するため
15	他法のサービス受給内容	☑	サービス受給状況を確認するため
16	通所施設状況	☑	サービス受給状況を確認するため
17	相談内容	☑	サービス受給状況を確認するため
18	通園・通学先	☑	サービス受給状況を確認するため
19	職業・勤務先	☑	サービス受給状況を確認するため
20	入所施設状況	☑	サービス受給状況を確認するため

報告	10

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	障害児通所及び入所支援事業に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施策課、杉並福祉事務所
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	障害児通所及び入所給付費等の支給を行うため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)

・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❶【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある
				【利用目的のための外部提供】 保有個人情報を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 児童福祉法第24条の19	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
無	⑤	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉			

3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)

利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉	

電子計算組織への記録

電子計算組織の名称	障害児入所支援台帳		
利用業務	No	利用業務名	利用部課名
	1	障害児入所支援事業	障害者施策課
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	世帯コード
2	個人コード
3	申請者氏名
4	申請者生年月日
5	申請者住所
6	児童氏名
7	児童生年月日
8	児童性別
9	児童住所
10	続柄
11	障害区分
12	手帳番号・等級
13	受給者証番号
14	管轄部署
15	申請年月日
16	申請理由
17	支給決定結果
18	支給決定年月日
19	支給期間
20	却下決定年月日
21	入所種別・内容
22	負担上限月額
23	受給者証交付年月日
24	支給決定取消年月日
25	受給者証返還期限

項番	記録の項目
26	税額等の状況
27	収入状況
28	所得区分
29	世帯員氏名
30	利用施設名・事業所番号
31	電話番号
32	入所開始年月日
33	入所終了年月日
34	一時帰宅
35	給付明細(単位・数量・計)
36	利用者負担額
37	障害児入所給付費・高額障害児入所給付費・特定入所障害児食費等給付費・障害児入所医療費
38	児童福祉法第24条の24による継続入所該当状況
39	金融機関・支店名
40	預金種別・口座番号
41	口座名義人
42	登録番号
43	住登区分
44	課税年度
45	世帯課税区分
46	均等割額
47	差引所得割額
48	扶養人数:0～15歳
49	扶養人数:16～18歳
50	旧税額情報:均等割額

項番	記録の項目
51	旧税額情報:差引所得割額
52	控除対象配偶者
53	老齢控除対象配偶者
54	一般扶養控除
55	特定扶養控除
56	普通障害者控除
57	特別障害者控除
58	寡婦控除
59	寡夫控除
60	特別寡婦控除
61	特別配偶者控除
62	住宅ローン控除額
63	その他控除
64	申請番号
65	難病名称
66	取下事由
67	取下日
68	通知先区分
69	通知先家族番号
70	利用区分
71	適用日付
72	入所支援計画・移行支援計画
73	公費負担者番号、公費受給者番号
74	個人番号
75	医療型個別減免
76	医療保険の種別・資格期間
77	保険者名・保険者番号
78	被保険者記号及び番号
79	食事療養・生活療養標準負担額
80	平均医療費
81	
82	
83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	
98	
99	
100	

項番	記録の項目
101	
102	
103	
104	
105	
106	
107	
108	
109	
110	
111	
112	
113	
114	
115	
116	
117	
118	
119	
120	
121	
122	
123	
124	
125	
126	
127	
128	
129	
130	
131	
132	
133	
134	
135	
136	
137	
138	
139	
140	
141	
142	
143	
144	
145	
146	
147	
148	
149	
150	

報告	10

自己点検表⑤-1（電算入力）

業務の名称	障害児通所及び入所支援事業に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施策課、杉並福祉事務所
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的（全体）	障害児通所及び入所給付費等の支給を行うため

システム名	障害児入所支援台帳
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容（電子計算組織の処理内容・利用方法）	障害児入所支援事業を実施するうえで、契約入所に係る給付決定、利用者負担額の認定、障害児入所給付費及び障害児入所医療費に関する事務、関係機関との調整等を行うため、対象児童及び保護者等に関する個人情報を取り扱う。

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉	電子計算組織への記録が必要な理由
1	世帯コード	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
2	個人コード	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
3	申請者氏名	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
4	申請者生年月日	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
5	申請者住所	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
6	児童氏名	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
7	児童生年月日	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
8	児童性別	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
9	児童住所	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
10	続柄	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
11	障害区分	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
12	手帳番号・等級	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
13	受給者証番号	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
14	管轄部署	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
15	申請年月日	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
16	申請理由	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
17	支給決定結果	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
18	支給決定年月日	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
19	支給期間	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
20	却下決定年月日	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉		No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由			☑	電子計算組織への記録が必要な理由
21	入所種別・内容	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	35	給付明細（単位・数量・計）	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
22	負担上限月額	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	36	利用者負担額	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
23	受給者証交付年月日	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	37	障害児通所給付費障害児入所給付費・高額障害児入所給付費・特定入所障害児食費等給付費・障害児入所医療費	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
24	支給決定取消年月日	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	38	児童福祉法第24条の24による継続入所該当状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
25	受給者証返還期限	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	39	金融機関・支店名	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
26	税額等の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	40	預金種別・口座番号	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
27	収入状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	41	口座名義人	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
28	所得区分	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	42	登録番号	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
29	世帯員氏名	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	43	住登区分	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
30	利用施設名・事業所番号	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	44	課税年度	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
31	電話番号	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	45	世帯課税区分	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
32	入所開始年月日	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	46	均等割額	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
33	入所終了年月日	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	47	差引所得割額	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
34	一時帰宅	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	48	扶養人数：0～15歳	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉		No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由			☑	電子計算組織への記録が必要な理由
49	扶養人数：16～18歳	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	63	その他控除	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
50	旧税額情報：均等割額	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	64	申請番号	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
51	旧税額情報：差引所得割額	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	65	難病名称	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
52	控除対象配偶者	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	66	取下事由	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
53	老齢控除対象配偶者	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	67	取下日	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
54	一般扶養控除	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	68	通知先区分	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
55	特定扶養控除	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	69	通知先家族番号	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
56	普通障害者控除	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	70	利用区分	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
57	特別障害者控除	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	71	適用日付	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
58	寡婦控除	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	72	入所支援計画・移行支援計画	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
59	寡夫控除	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	73	公費負担者番号、公費受給者番号	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
60	特別寡婦控除	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	74	個人番号	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
61	特別配偶者控除	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	75	医療型個別減免	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
62	住宅ローン控除額	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	76	医療保険の種別・資格期間	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
77	保険者名・保険者番号	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
78	被保険者記号及び番号	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
79	食事療養・生活療養標準負担額	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
80	平均医療費	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
81		□	
82		□	
83		□	
84		□	
85		□	
86		□	
87		□	
88		□	
89		□	
90		□	

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
91		□	
92		□	
93		□	
94		□	
95		□	
96		□	
97		□	
98		□	
99		□	
100		□	
101		□	
102		□	
103		□	
104		□	

報告	10

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	障害児通所及び入所支援事業に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施策課、杉並福祉事務所
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	障害児通所及び入所給付費等の支給を行うため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)

・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉

☑	①	対象者数〈第2号ア〉	20	人	☑	②	操作員数〈第2号イ〉	5	人	☑	③	操作員種別〈第2号ウ〉	区職員	操作員の詳細〈第2号ウ関連〉	児童支援係
☑	④	データ処理件数〈第2号エ〉	20	件	☑	⑤	操作端末種別〈第2号オ〉	内部情報系端末(switchPC)		(その他の場合)操作端末の詳細〈第2号オ関連〉					

・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第3号～第5号〉

☑		確認事項			確認事項への具体的対応・代替措置等
☑	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。〈第3号〉 ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など	☑	バックアップ	自動で日次バックアップを行う。
			☑	データの暗号化	システム環境はインターネットから分離されている。
			☑	ログの取得管理	ログ取得ソフトにより、随時自動で取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認を行っている。
			☑	パスワード認証	区職員PCのログインに当たっては、個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワードは90日に1度変更を行う。
			無	ICカード認証	
			☑	生体認証	区職員PCには生体認証を導入している。
			☑	データ持ち出し管理ソフトの導入	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。
			☑	ウイルス対策ソフトの導入	区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している。
			☑	無停電電源装置(UPS)の導入	サーバに無停電電源装置を導入している。
			□	(その他)	
☑	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。〈第4号〉	必要最小限の範囲に限定している。		
☑	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。〈第5号〉	必要最小限に限定している。		

外部結合の記録1

業務の名称	障害児通所及び入所支援事業　　に関する業務
部課名	保健福祉部障害者施策課、杉並福祉事務所
外部結合の相手方	国民健康保険団体連合会 ※電気通信回線の接続先
外部結合の方法	☐ LGWAN回線　☐ インターネット回線　☑ 専用回線: ☐ その他:
外部結合を行う理由	国民健康保険団体連合会との入所給付費等の支払いに関する事務を実施するため
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	国民健康保険団体連合会
関連帳票	外部委託の記録　1

項番	外部結合による**提供**をした個人情報の項目
1	氏名
2	生年月日
3	障害区分
4	受給者証番号
5	サービス事業者名・事業者番号
6	費用の額
7	負担上限月額
8	サービス内容・支給期間
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による**取得**をした個人情報の項目
1	氏名
2	生年月日
3	障害区分
4	受給者証番号
5	サービス事業者名・事業者番号
6	費用の額
7	負担上限月額
8	サービス内容・支給期間
9	請求内容点検結果
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

報告	10

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	障害児通所及び入所支援事業に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施策課、杉並福祉事務所
業務の根拠法令等	障害児通所給付費等の請求に関する内閣府令
利用目的(全体)	障害児通所及び入所給付費等の支給を行うため

システム名	国民健康保険団体連合会伝送システム
外部結合を行う業務の内容	国民健康保険団体連合会との入所給付費等の支払いに関する事務

外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☑	外部結合が必要な理由
1	氏名	氏名	☑	国民健康保険団体連合会との入所給付費等の支払いに関する事務を実施するため
2	生年月日	生年月日	☑	国民健康保険団体連合会との入所給付費等の支払いに関する事務を実施するため
3	障害区分	障害区分	☑	国民健康保険団体連合会との入所給付費等の支払いに関する事務を実施するため
4	受給者証番号	受給者証番号	☑	国民健康保険団体連合会との入所給付費等の支払いに関する事務を実施するため
5	サービス事業者名・事業者番号	サービス事業者名・事業者番号	☑	国民健康保険団体連合会との入所給付費等の支払いに関する事務を実施するため
6	費用の額	費用の額	☑	国民健康保険団体連合会との入所給付費等の支払いに関する事務を実施するため
7	負担上限月額	負担上限月額	☑	国民健康保険団体連合会との入所給付費等の支払いに関する事務を実施するため
8	サービス内容・支給期間	サービス内容・支給期間	☑	国民健康保険団体連合会との入所給付費等の支払いに関する事務を実施するため
9		請求内容点検結果	☑	国民健康保険団体連合会との入所給付費等の支払いに関する事務を実施するため
10			□	

報告	10

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	障害児通所及び入所支援事業に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施策課、杉並福祉事務所
業務の根拠法令等	障害児通所給付費等の請求に関する内閣府令
利用目的(全体)	障害児通所及び入所給付費等の支給を行うため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)

外部結合に係る基本情報〈第3号・第4号〉

☑	①	外部結合の相手方〈第3号〉	その他	相手方の詳細〈第3号関連〉	国民健康保険法第83条に基づき、東京都の保険者(区市町村・国民健康保険組合)が共同して目的を達成するため、東京都知事の認可を受け設立された団体(公法人)
☑	②	外部結合の方法〈第4号〉	その他	その他の場合の詳細〈第4号関連〉	専用回線(通信を暗号化したISDN回線)により外部結合する。

・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第5号～第13号〉

☑		確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等		
☑	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。〈第5号・第6号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❶【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある
				【利用目的のための外部結合による提供】 保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 児童福祉法第56条5の2(通所及び入所給付費)	
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。〈第7号〉			
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第8号〉			
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第9号〉			
☑	⑦	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。〈第10号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない。		
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第11号〉			
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第12号〉			
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第13号〉			

報告	11

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準　自己点検表

対象業務名	児童厚生施設の認可等に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童青少年課

該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	新規	令和8年11月1日	児童福祉法、児童福祉法施行規則
	外部委託		令和　年　月　日	
	指定管理		令和　年　月　日	
	労働者派遣		令和　年　月　日	
	目的外利用		令和　年　月　日	
	外部提供		令和　年　月　日	
	電算入力		令和　年　月　日	
	外部結合		令和　年　月　日	

案件の概要

令和8年11月１日に児童相談所を開設することに伴い、東京都から区へ児童厚生施設を設置認可に係る事務処理の権限が移管される。
区が児童厚生施設の設置認可申請を審査するに当たり、当該申請事業者から代表者及びその従業員に係る個人情報を保有する必要がある。
また、児童厚生施設の設置後も、区が条例で定める設備及び運営の基準を維持するため、随時、施設に立ち入り、設備、帳簿書類等の検査を実施する。

【個人情報の保有等】
児童厚生施設の認可等に当たり、新たに業務登録を行う。

デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和　年　月　日
	報告了承
	以下のとおり
	（　　）

備考	

登録年月日	令和　8　年　11　月　1　日

個人情報の保有の記録

業務の名称	児童厚生施設の認可等　　に関する業務	
部課名	子ども家庭部児童青少年課	
個人情報の利用目的	児童厚生施設の認可申請に係る審査及び指導監査の実施のため	
対象となる個人の範囲	児童厚生施設の設置者及びその従業員	
個人情報の取得方法	☑ 本人から取得　☑ 本人以外から取得	
	本人以外から取得の根拠又は理由	・児童福祉法施行規則第37条第2項において経営の責任者及び福祉の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴を具すことを規定しているため ・申請様式に従事する職員の情報の記載が定められているため ・申請の添付書類として定款その他の規約の提出が定められているため
個人情報の記録の方法	☐ 文書(紙)　☑ 共有フォルダ　☐ 電子計算組織　☐ その他:	
電子計算組織の名称（記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照）	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	

個人情報の記録の内容	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
	氏名 性別 年齢 住所			経歴	職名 職種 資格 勤務先・団体名 役職

報告	11

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	児童厚生施設の認可等に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童青少年課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	児童厚生施設の認可申請に係る審査及び指導監査の実施のため

対象となる個人の範囲(第1号)	児童厚生施設の設置者及びその従業員

No	保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)						2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉		・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
1	氏名	☑	・児童福祉法施行規則第37条第2項に基づく申請に必要な情報であるため ・児童福祉法第45条に基づく基準への適合を確認するため	□		☑	・手続きを案内する際に、口頭及び書面により利用目的を明示する	☑	・児童福祉法施行規則第37条第2項 ・申請様式に従事する職員の情報の記載が定められているため
2	性別	☑	・児童福祉法施行規則第37条第2項に基づく申請に必要な情報であるため ・児童福祉法第45条に基づく基準への適合を確認するため	□		☑	・手続きを案内する際に、口頭及び書面により利用目的を明示する	☑	・児童福祉法施行規則第37条第2項 ・申請様式に従事する職員の情報の記載が定められているため
3	年齢	☑	・児童福祉法施行規則第37条第2項に基づく申請に必要な情報であるため ・児童福祉法第45条に基づく基準への適合を確認するため	□		☑	・手続きを案内する際に、口頭及び書面により利用目的を明示する	☑	・児童福祉法施行規則第37条第2項 ・申請様式に従事する職員の情報の記載が定められているため
4	住所	☑	・児童福祉法施行規則第37条第2項に基づく申請に必要な情報であるため	□		☑	・手続きを案内する際に、口頭及び書面により利用目的を明示する	☑	・児童福祉法施行規則第37条第2項 ・申請の添付書類として定款その他の規約の提出が定められているため
5	経歴	☑	・児童福祉法施行規則第37条第2項に基づく申請に必要な情報であるため	□		☑	・手続きを案内する際に、口頭及び書面により利用目的を明示する	☑	・児童福祉法施行規則第37条第2項
6	職名	☑	・児童福祉法施行規則第37条第2項に基づく申請に必要な情報であるため ・児童福祉法第45条に基づく基準への適合を確認するため	□		☑	・手続きを案内する際に、口頭及び書面により利用目的を明示する	☑	・児童福祉法施行規則第37条第2項 ・申請様式に従事する職員の情報の記載が定められているため
7	職種	☑	・児童福祉法第45条に基づく基準への適合を確認するため	□		☑	・手続きを案内する際に、口頭及び書面により利用目的を明示する	☑	・申請様式に従事する職員の情報の記載が定められているため
8	資格	☑	・児童福祉法第45条に基づく基準への適合を確認するため	□		☑	・手続きを案内する際に、口頭及び書面により利用目的を明示する	☑	・申請様式に従事する職員の情報の記載が定められているため
9	勤務先・団体名	☑	・児童福祉法施行規則第37条第2項に基づく申請に必要な情報であるため	□		☑	・手続きを案内する際に、口頭及び書面により利用目的を明示する	☑	・申請様式に設置者(申請者)を記載する項目を定めているため
10	役職	☑	・児童福祉法施行規則第37条第2項に基づく申請に必要な情報であるため	□		☑	・手続きを案内する際に、口頭及び書面により利用目的を明示する	☑	・申請様式に設置者(申請者)を記載する項目を定めているため

報告	12

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準　自己点検表

対象業務名	児童養護施設等の設置認可に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課

該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	新規	令和8年11月1日	児童福祉法、児童福祉法施行令、 児童福祉法施行規則
	外部委託		令和　年　月　日	
	指定管理		令和　年　月　日	
	労働者派遣		令和　年　月　日	
	目的外利用		令和　年　月　日	
	外部提供		令和8年11月1日	
○	電算入力	新規	令和8年11月1日	
	外部結合		令和　年　月　日	

案件の概要

令和8年11月１日に児童相談所を開設することに伴い、東京都から区へ児童養護施設等の設置認可に係る事務処理の権限が移管される。
区が児童養護施設等の設置認可申請を審査するに当たり、当該申請事業者から代表者及びその従業員に係る個人情報を保有する必要があるため、新たに個人情報の保有の記録を作成するとともに、設置認可に係る申請受付業務等の対応について、電算による管理を行う。

【個人情報の保有等】
児童養護施設等の認可に当たり、新たに業務登録を行う。

【電算入力】
児童福祉施設の設置認可に係る申請受付業務等の対応の記録を行うため、児童養護施設等の設置認可業務管理台帳を新たに設置する。

デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和　年　月　日
	□ 報告了承
	□ 以下のとおり
	（　　）

備考	

登録年月日	令和　8　年　11　月　1　日

個人情報の保有の記録

業務の名称	児童養護施設等の設置認可　　に関する業務	
部課名	子ども家庭部管理課	
個人情報の利用目的	児童福祉施設の設置認可申請について、児童福祉法その他関係法令に定める基準への適合性を審査し、認可の可否を決定するため。	
対象となる個人の範囲	施設職員、設置者	
個人情報の取得方法	☐ 本人から取得　☑ 本人以外から取得	
	本人以外から取得の根拠又は理由	児童福祉法、杉並区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等
個人情報の記録の方法	☑ 文書(紙)　☑ 共有フォルダ　☑ 電子計算組織　☐ その他:	
電子計算組織の名称(記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照)	1	児童養護施設等の設置認可業務管理台帳
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	

個人情報の記録の内容	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
	氏名 住所 生年月日 性別 職種 電話番号	資産 収入 取引状況 報償費 寄附	顔写真	建物の間取り等 土地・建物の登記簿	学歴 職歴 役職・地位 資格・免許 役員経歴 役員活動状況 勤務開始年月日 雇用形態 勤務時間 役員・職員構成

報告	12

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	児童養護施設等の設置認可に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	児童福祉施設の設置認可申請について、児童福祉法その他関係法令に定める基準への適合性を審査し、認可の可否を決定するため。

対象となる個人の範囲(第1号)	施設職員、設置者

No	保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)						2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。<第2号> ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。<第3号>		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。<第4号>		・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)<第5号>		・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。<第6号>	
		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
1	氏名	☑	施設設置者及び施設職員の本人確認を行い、申請書類との照合並びに認可基準への適合性を確認するため。	□		□		☑	児童福祉法第35条及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく設置認可審査を行うため。
2	住所	☑	申請者等への連絡並びに申請内容及び関係書類との照合を行うため。	□		□		☑	児童福祉法第37条及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく設置認可審査を行うため。
3	生年月日	☑	履歴書に記載された本人確認情報を確認するため。	□		□		☑	児童福祉法第37条及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく設置認可審査を行うため。
4	性別	☑	職員配置計画及び施設運営体制を確認するため	□		□		☑	児童福祉法第38条及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく設置認可審査を行うため。
5	職種	☑	職員配置基準への適合状況を確認するため。	□		□		☑	児童福祉法第39条及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく設置認可審査を行うため。
6	電話番号	☑	申請内容の確認及び認可審査に係る連絡調整を行うため。	□		□		☑	児童福祉法第40条及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく設置認可審査を行うため。
7	資産	☑	施設を安定的かつ継続的に運営するための財政基盤を有していることを確認するため	□		□		☑	児童福祉法第45条及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく設置認可審査を行うため。
8	収入	☑	施設運営に必要な経済的基礎を有していることを確認するため。	□		□		☑	児童福祉法第46条及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく設置認可審査を行うため。
9	取引状況	☑	施設運営に係る財務状況及び経営の健全性を確認するため。	□		□		☑	児童福祉法第47条及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく設置認可審査を行うため。
10	報償費	☑	施設運営に係る収支計画及び財務状況の適正性を確認するため。	□		□		☑	児童福祉法第48条及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく設置認可審査を行うため。

保有する個人情報の内容 ※下線は 要配慮個人情報		1. 個人情報の保有（第2号～第5号）						2. 本人以外からの個人情報の取得（第6号）	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉		・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
No		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
11	寄附	☑	施設整備及び運営に係る資金計画の適正性を確認するため。	□		□		☑	児童福祉法第49条及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく設置認可審査を行うため。
12	顔写真	☑	配置予定職員の経歴及び職員配置計画の内容を確認するため。	□		□		☑	児童福祉法第43条及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく設置認可審査を行うため。
13	建物の間取り等	☑	施設設備が児童福祉法その他関係法令に定める設備基準に適合していることを確認するため。	□		□		☑	児童福祉法第50条及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく設置認可審査を行うため。
14	土地・建物の登記簿	☑	施設整備に係る権利関係及び施設設置の適法性を確認するため。	□		□		☑	児童福祉法第51条及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく設置認可審査を行うため。
15	学歴	☑	施設長その他職員の資格要件及び職務遂行能力を確認するため。	□		□		☑	児童福祉法第52条及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく設置認可審査を行うため。
16	職歴	☑	施設長その他職員の実務経験が認可基準に適合していることを確認するため。	□		□		☑	児童福祉法第53条及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく設置認可審査を行うため。
17	役職・地位	☑	申請者及び役員等の責任体制並びに組織運営体制を確認するため。	□		□		☑	児童福祉法第53条及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく設置認可審査を行うため。
18	資格・免許	☑	法令等で定める資格要件への適合性を確認するため。	□		□		☑	児童福祉法第54条及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく設置認可審査を行うため。
19	役員経歴	☑	施設運営に必要な適格性及び運営体制を確認するため。	□		□		☑	児童福祉法第55条及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく設置認可審査を行うため。
20	役員活動状況	☑	法人運営及び施設運営への関与状況を確認するため。。	□		□		☑	児童福祉法第56条及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく設置認可審査を行うため。

No	保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報	1. 個人情報の保有（第2号～第5号） ・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		1. 個人情報の保有（第2号～第5号） ・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		1. 個人情報の保有（第2号～第5号） ・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉		2. 本人以外からの個人情報の取得（第6号） ・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
21	勤務開始年月日	☑	職員配置状況及び勤務実績を確認するため。	□		□		☑	児童福祉法第57条及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく設置認可審査を行うため。
22	雇用形態	☑	職員配置基準及び運営体制への適合性を確認するため。	□		□		☑	児童福祉法第58条及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく設置認可審査を行うため。
23	勤務時間	☑	職員配置基準及び勤務体制への適合性を確認するため。	□		□		☑	児童福祉法第59条及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく設置認可審査を行うため。
24	役員・職員構成	☑	施設運営に必要な人員配置及び組織体制が確保されていることを確認するため。	□		□		☑	児童福祉法第60条及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく設置認可審査を行うため。
25		□		□		□		□	
26		□		□		□		□	
27		□		□		□		□	
28		□		□		□		□	
29		□		□		□		□	
30		□		□		□		□	

電子計算組織への記録

電子計算組織の名称	児童養護施設等の設置認可業務管理台帳		
利用業務	No	利用業務名	利用部課名
	1	児童養護施設等の設置認可	子ども家庭部管理課子ども安全対策担当
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	性別
5	職種
6	電話番号
7	資産
8	収入
9	取引状況
10	報償費
11	寄附
12	顔写真
13	建物の間取り
14	土地・建物の登記簿
15	学歴
16	職歴
17	役職・地位
18	資格・免許
19	役員経歴
20	役員活動状況
21	勤務開始年月日
22	雇用形態
23	勤務時間
24	役員・職員構成
25	

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	12

自己点検表⑤-1（電算入力）

業務の名称	児童養護施設等の設置認可に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課
業務の根拠法令等	児童福祉法児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	児童福祉施設の設置認可申請について、児童福祉法その他関係法令に定める基準への適合性を審査し、認可の可否を決定するため。

システム名	児童養護施設等の設置認可業務管理台帳
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容（電子計算組織の処理内容・利用方法）	児童福祉施設の設置認可に係る申請受付業務等の対応の記録等

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉 ☑ 電子計算組織への記録が必要な理由	No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉 ☑ 電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	☑効率的かつ確実に事務を実施するため	11	寄附	☑効率的かつ確実に事務を実施するため
2	住所	☑効率的かつ確実に事務を実施するため	12	顔写真	☑効率的かつ確実に事務を実施するため
3	生年月日	☑効率的かつ確実に事務を実施するため	13	建物の間取り等	☑効率的かつ確実に事務を実施するため
4	性別	☑効率的かつ確実に事務を実施するため	14	土地・建物の登記簿	☑効率的かつ確実に事務を実施するため
5	職種	☑効率的かつ確実に事務を実施するため	15	学歴	☑効率的かつ確実に事務を実施するため
6	電話番号	☑効率的かつ確実に事務を実施するため	16	職歴	☑効率的かつ確実に事務を実施するため
7	資産	☑効率的かつ確実に事務を実施するため	17	役職・地位	☑効率的かつ確実に事務を実施するため
8	収入	☑効率的かつ確実に事務を実施するため	18	資格・免許	☑効率的かつ確実に事務を実施するため
9	取引状況	☑効率的かつ確実に事務を実施するため	19	役員経歴	☑効率的かつ確実に事務を実施するため
10	報償費	☑効率的かつ確実に事務を実施するため	20	役員活動状況	☑効率的かつ確実に事務を実施するため

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉		No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由			☑	電子計算組織への記録が必要な理由
21	勤務開始年月日	☑	効率的かつ確実に事務を実施するため	35		□	
22	雇用形態	☑	効率的かつ確実に事務を実施するため	36		□	
23	勤務時間	☑	効率的かつ確実に事務を実施するため	37		□	
24	役員・職員構成	☑	効率的かつ確実に事務を実施するため	38		□	
25		☑		39		□	
26		☑		40		□	
27		□		41		□	
28		□		42		□	
29		□		43		□	
30		□		44		□	
31		□		45		□	
32		□		46		□	
33		□		47		□	
34		□		48		□	

報告	12

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	児童養護施設等の設置認可に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	指導検査に関する業務(各通知、指導検査の指導内容等)

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)

・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉

☑	①	対象者数〈第2号ア〉	9	人	☑	②	操作員数〈第2号イ〉	5	人	☑	③	操作員種別〈第2号ウ〉	区職員	操作員の詳細〈第2号ウ関連〉	子ども家庭部管理課子ども安全対策担当
☑	④	データ処理件数〈第2号エ〉	3件/年	件	☑	⑤	操作端末種別〈第2号オ〉	内部情報系端末(switchPC)		(その他の場合)操作端末の詳細〈第2号オ関連〉					

・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第3号～第5号〉

☑		確認事項			確認事項への具体的対応・代替措置等
☑	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。〈第3号〉 ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など	☑	バックアップ	自動で日次バックアップを行う。
			☑	データの暗号化	システム環境はインターネットから分離されている。
			☑	ログの取得管理	ログ取得ソフトにより、随時自動で取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認を行っている。
			☑	パスワード認証	区職員のPCのログインに当たっては、個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワードは90日に1度変更を行う。
			無	ICカード認証	
			☑	生体認証	区職員PCには生体認証を導入している。
			☑	データ持ち出し管理ソフトの導入	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。
			☑	ウイルス対策ソフトの導入	区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している。
			☑	無停電電源装置(UPS)の導入	サーバに無停電電源装置を導入している。
			無	(その他)	
☑	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。〈第4号〉	業務を担当する職員に限定する。		
□	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。〈第5号〉	保有個人情報が記載された媒体の外部への送付及び持ち出しは行わない。		

報告	13

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準　自己点検表

対象業務名	児童養護施設等の指導検査に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課

該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	新規	令和8年11月1日	児童福祉法、児童福祉法施行令、 児童福祉法施行規則
	外部委託		令和　年　月　日	
	指定管理		令和　年　月　日	
	労働者派遣		令和　年　月　日	
	目的外利用		令和　年　月　日	
○	外部提供	新規	令和8年11月1日	児童福祉法
○	電算入力	新規	令和8年11月1日	児童福祉法
○	外部結合	新規	令和　年　月　日	児童福祉法

案件の概要

令和8年11月に杉並区児童相談所を開設することに伴い、児童養護施設等の指導検査に関する業務が杉並区に移管される。
指導検査に当たっては、すでに保育、障害福祉サービス等で利用している、東京都が運営する指導検査業務システムを利用し、児童養護施設等から指導検査に係る事前資料等の提出を受けることを想定している。

【個人情報の保有等】
児童養護施設等の指導検査に関する業務を新たに登録し、「氏名」等35項目を保有する。

【外部提供】
「『氏名』等指摘事項に関連する項目」を児童福祉施設等に外部提供する。

【電算入力】
「氏名」「メールアドレス」「『氏名』等指摘事項に関連する項目」を指導検査システムに記録する。

【外部結合】
区において調達した端末（主管課端末）と指導検査業務システムをインターネット回線を通じて外部結合し、個人情報の提供及び取得を行う。

デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和　年　月　日
	□ 報告了承
	□ 以下のとおり
	（　　）

備考

登録年月日	令和　8　年　11　月　1　日

個人情報の保有の記録

業務の名称	児童養護施設等の指導検査　　に関する業務	
部課名	子ども家庭部管理課	
個人情報の利用目的	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査を実施するため	
対象となる個人の範囲	被措置児童、施設職員	
個人情報の取得方法	☐ 本人から取得　☑ 本人以外から取得	
	本人以外から取得の根拠又は理由	児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則
個人情報の記録の方法	☑ 文書(紙)　☑ 共有フォルダ　☑ 電子計算組織　☐ その他:	
電子計算組織の名称(記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照)	1	指導検査業務システム
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	

個人情報の記録の内容	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
	氏名 住所 生年月日 性別 職種 メールアドレス 電話番号	給与台帳記載事項 資産の状況 寄附の状況 報償費	健康状態 傷病等の状況 身体障害の状況 知的障害の状況 精神障害の状況 検診の結果 検査の結果 医療機関名 診断結果の状況 診療の状況 顔写真	入寮名(部屋名) 家族構成 入所の経緯	所属保育園、学校 所管の児童相談所 学年 学歴 職歴 資格・免許 入所年月日 勤務開始年月日 雇用形態 勤務時間

報告	13

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	児童養護施設等の指導検査に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査を実施するため

対象となる個人の範囲(第1号)	被措置児童、施設職員

No	保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)						2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉		・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
1	氏名	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
2	住所	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
3	生年月日	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
4	性別	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
5	職種	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
6	メールアドレス	☑	通知や指摘事項票等を事業者に送付するため。	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
7	電話番号	☑	指導検査等の業務に関して連絡を取り合うため。	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
8	給与台帳記載事項	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
9	資産の状況	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
10	寄附の状況	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。

保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報		1. 個人情報の保有（第2号～第5号）						2. 本人以外からの個人情報の取得（第6号）	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉		・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
No		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
11	報償費	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
12	健康状態	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
13	傷病等の状況	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
14	身体障害の状況	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
15	知的障害の状況	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
16	精神障害の状況	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
17	検診の結果	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
18	検査の結果	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
19	医療機関名	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
20	診断結果の状況	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。

保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報		1. 個人情報の保有（第2号～第5号）						2. 本人以外からの個人情報の取得（第6号）	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉		・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
No		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
21	診療の状況	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
22	顔写真	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
23	入寮名（部屋名）	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
24	家族構成	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
25	入所の経緯	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
26	所属保育園、学校	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
27	所管の児童相談所	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
28	学年	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
29	学歴	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
30	職歴	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。

No	保有する個人情報の内容 ※下線は 要配慮個人情報	1. 個人情報の保有（第2号～第5号） ・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		1. 個人情報の保有（第2号～第5号） ・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		1. 個人情報の保有（第2号～第5号） ・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉		2. 本人以外からの個人情報の取得（第6号） ・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
31	資格・免許	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
32	入所年月日	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
33	勤務開始年月日	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
34	雇用形態	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
35	勤務時間	☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査のため	□		□		☑	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
36		□		□		□		□	
37		□		□		□		□	
38		□		□		□		□	
39		□		□		□		□	
40		□		□		□		□	

外部提供の記録1

業務の名称	児童養護施設等の指導検査　　に関する業務			
部課名	子ども家庭部管理課			
外部提供を受ける者	民間事業者等（指導検査対象の施設）			
外部提供を受ける者の利用目的	指導検査の結果を受けて施設運営等を改善するため			
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☐ 法令根拠あり　☑ 相当の理由がある		
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項（法令に基づく場合）		
		☐ 法第69条第2項第1号（本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき）		
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号	
	上記の法令根拠 又は 相当の理由	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査を実施するため。		
外部提供の方法	☐ 閲覧　☑ 文書　☐ 磁気媒体　☑ 外部結合　☐ その他:			
	外部結合による提供	外部結合の記録　1　のとおり		
外部提供の相手方に求めた措置の内容				

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	「氏名」等指摘事項に関連する項目
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	13

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	児童養護施設等の指導検査に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査を実施するため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称			
	部課名			
	目的外利用を行う理由			
外部提供	外部提供先の種別	民間事業者		
	外部提供先(詳細)	指導検査対象の施設		
	外部提供の方法	外部結合	方法(詳細)	

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉		No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉	
		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	「氏名」等指摘事項に関連する項目	☑	指導検査における指摘に関連し、事業者に対し、指摘の挙証資料を提供する(書類によっては個人情報が含まれる場合がある)。	11		□	
2		□		12		□	
3		□		13		□	
4		□		14		□	
5		□		15		□	
6		□		16		□	
7		□		17		□	
8		□		18		□	
9		□		19		□	
10		□		20		□	

報告	13

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	児童養護施設等の指導検査に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査を実施するため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)					
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉					
☑	確認事項		具体的内容・具体的対応等		
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❶【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある
				【利用目的のための外部提供】 保有個人情報を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
☑	⑤	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉		提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない	
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)					
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉					
☑	確認事項		具体的内容・具体的対応等		
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉			
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉			
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉			

電子計算組織への記録

電子計算組織の名称	指導検査業務システム(児童養護施設)		
利用業務	No	利用業務名	利用部課名
	1	児童養護施設等の指導検査	子ども家庭部管理課
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	氏名
2	メールアドレス
3	「氏名」等指摘事項に関連する項目
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	13

自己点検表⑤-1（電算入力）

業務の名称	児童養護施設等の指導検査に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的（全体）	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査を実施するため

システム名	指導検査業務システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容（電子計算組織の処理内容・利用方法）	東京都が運営する上記システムに杉並区が参加する。

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉		No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由			☑	電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため。	11		□	
2	メールアドレス	☑	通知や指導事項票等を事業者へ送付するため。	12		□	
3	「氏名」等指摘事項に関連する項目	☑	指導検査において、指導内容の確認を行うため、事業者から確認資料を徴収する。システム上、確認資料の情報はシステムに登録されるが、登録された自治体のみ参照できる仕様となっている（都等のシステム管理者を除く）。	13		□	
4		□		14		□	
5		□		15		□	
6		□		16		□	
7		□		17		□	
8		□		18		□	
9		□		19		□	
10		□		20		□	

報告	13

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	児童養護施設等の指導検査に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査を実施するため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)

・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉

☑	①	対象者数〈第2号ア〉	9	人	☑	②	操作員数〈第2号イ〉	5	人	☑	③	操作員種別〈第2号ウ〉	区職員及び区職員以外	操作員の詳細〈第2号ウ関連〉	システム操作(区職員) 事業者情報の登録(区職員及び区職員以外)
☑	④	データ処理件数〈第2号エ〉	9件/年	件	☑	⑤	操作端末種別〈第2号オ〉	独自調達端末(独自ネットワーク)		(その他の場合)操作端末の詳細〈第2号オ関連〉			区職員が都クラウドシステムに接続し操作を行う。また、指導検査の対象となった事業者は、事業者情報の登録を行うことにより、当区からの通知及び指導検査結果の内容を確認することができる。		

・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第3号～第5号〉

☑	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等		
☑	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。〈第3号〉 ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など	☑	バックアップ	システム全体は都及び委託事業者が実施するが、必要に応じて、杉並区の実施する範囲を杉並区が行う。
			☑	データの暗号化	データは全て暗号化されている。
			☑	ログの取得管理	東京都及び都の委託事業者で実施される。
			☑	パスワード認証	区職員のPCのログインに当たっては、個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワードは90日に一度変更を行う。
			☑	ICカード認証	認証用アプリによる認証
			無	生体認証	
			無	データ持ち出し管理ソフトの導入	
			☑	ウイルス対策ソフトの導入	調達PCにはウイルス対策ソフトを導入している。
			☑	無停電電源装置(UPS)の導入	東京都の委託事業者で実施している。
			無	(その他)	
☑	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。〈第4号〉	指導検査員に限定し、東京都へ操作員登録を行っている。		
□	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。〈第5号〉	登録されたメールアドレス以外にデータを送付することはできない仕様となっており、データのバックアップなど限定された目的で運用する。		

外部結合の記録1

業務の名称	児童養護施設等の指導検査　　に関する業務
部課名	子ども家庭部管理課子ども安全対策担当
外部結合の相手方	東京都 ※電気通信回線の接続先
外部結合の方法	☐ LGWAN回線　☑ インターネット回線　　☐ 専用回線: ☐ その他:
外部結合を行う理由	児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	民間事業者等
関連帳票	外部提供の記録　1

項番	外部結合による**提供**をした個人情報の項目
1	「氏名」等指摘事項に関連する項目
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による**取得**をした個人情報の項目
1	氏名
2	メールアドレス
3	「氏名」等指摘事項に関連する項目
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

報告	13

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	児童養護施設等の指導検査に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査を実施するため

システム名	指導検査業務システム
外部結合を行う業務の内容	指導検査に関する業務(各通知、指導検査の指導内容等)

外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☑	外部結合が必要な理由
1		氏名	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため。
2		メールアドレス	☑	通知や指導事項等を事業者に送付するため。
3	「氏名」等指摘事項に関連する項目	「氏名」等指摘事項に関連する項目	☑	指導検査において、指導内容の確認を行うため、事業者から確認資料を徴収する。また、指導検査における指摘に関連し、事業者に対し、指摘の挙証資料を提供する。
4			□	
5			□	
6			□	
7			□	
8			□	
9			□	
10			□	

報告	13

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	児童養護施設等の指導検査に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	児童福祉法に規定される事業者等に対する指導検査を実施するため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)

外部結合に係る基本情報〈第3号・第4号〉

□	①	外部結合の相手方〈第3号〉	行政機関	相手方の詳細〈第3号関連〉	東京都
□	②	外部結合の方法〈第4号〉	インターネット回線	その他の場合の詳細〈第4号関連〉	システムに登録されたIPアドレスのみ使用可。また、端末接続の際は認証用アプリによる認証が必要となる。

・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第5号～第13号〉

☑		確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等		
☑	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。〈第5号・第6号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❶【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある
				【利用目的のための外部結合による提供】 保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 児童福祉法に規定される事業者等に対する立入検査等を実施するため。	
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。〈第7号〉			
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第8号〉			
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第9号〉			
☑	⑦	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。〈第10号〉	施設の運営に関する必要事項の実施の有無を確認するための資料については、必要に応じて特定の個人を識別することができる記載の全部または一部を削除する。職員の勤務表など氏名がないと照合できない資料に関しては、削除、置換えの措置を実施しない。		
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第11号〉			
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第12号〉			
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第13号〉			

報告	14

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準　自己点検表

対象業務名	被措置児童の入所措置に係る費用徴収に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課

該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	新規	令和8年11月1日	児童福祉法
	外部委託		令和　年　月　日	
	指定管理		令和　年　月　日	
	労働者派遣		令和　年　月　日	
○	目的外利用	新規	令和8年11月1日	
	外部提供		令和　年　月　日	
○	電算入力	新規	令和8年11月1日	
	外部結合		令和　年　月　日	

案件の概要

令和8年11月に杉並区児童相談所を開設することに伴い、家庭での適切な養育が困難と判断した児童を児童養護施設等に措置入所させた場合に、扶養義務者等の負担能力に応じて被措置児童の入所措置に係る費用を徴収する業務が、東京都から杉並区に移管される。当該業務に当たっては、杉並区児童相談所が徴収金額を算定し、子ども家庭部管理課が扶養義務者等に対し決定通知書等の送付及び扶養義務者等からの問合せ対応を行う。

【個人情報の保有】
決定通知書等の送付、扶養義務者等からの問合せ対応に当たり必要な情報を管理するため、新たに業務登録を行う。

【目的外利用】
決定通知書等の送付及び問合せ対応に当たり、徴収金額の決定に係る情報を児童相談に関する業務から目的外利用する。

【電算入力】
被措置児童の入所措置に係る費用徴収業務管理台帳を設置する。

デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和　年　月　日
	報告了承
	以下のとおり
	（　　）

備考

登録年月日	令和　8　年　11　月　1　日

個人情報の保有の記録

業務の名称	被措置児童の入所措置に係る費用徴収に関する業務	に関する業務
部課名	子ども家庭部管理課	
個人情報の利用目的	杉並区児童相談所が入所や委託の措置をとった際に発生する措置費の徴収及び問合せ対応を行うため	
対象となる個人の範囲	児童本人、扶養義務者	
個人情報の取得方法	☑ 本人から取得　☑ 本人以外から取得	
	本人以外から取得の根拠又は理由	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応に当たり、徴収金額の算定に係る情報が必要なため。
個人情報の記録の方法	☑ 文書(紙)　☑ 共有フォルダ　☑ 電子計算組織　☐ その他:	
電子計算組織の名称（記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照）	1	被措置児童の入所措置に係る費用徴収業務管理台帳
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	

個人情報の記録の内容	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
	氏名 住所 性別 生年月日 続柄 電話番号	課税・納税状況 収入の状況 税額等の状況 徴収金額 通知書等の送付日 入金年月日 納付年月日 不納欠損額		決定・変更の理由 措置番号 施設名 扶養関係 要望・苦情の内容	

報告	14

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	被措置児童の入所措置に係る費用徴収に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	杉並区児童相談所が入所や委託の措置をとった際に発生する措置費の徴収及び問合せ対応を行うため

対象となる個人の範囲(第1号)	児童本人、扶養義務者

No	保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号) ・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉		2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号) ・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
1	氏名	☑	措置費徴収対象児を確認するため。	□		□		☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応に当たり、徴収金額の算定に係る情報が必要なため。
2	住所	☑	措置費徴収対象児を確認するため。	□		□		☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応に当たり、徴収金額の算定に係る情報が必要なため。
3	性別	☑	措置費徴収対象児を確認するため。	□		□		☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応に当たり、徴収金額の算定に係る情報が必要なため。
4	生年月日	☑	措置費徴収対象児を確認するため。	□		□		☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応に当たり、徴収金額の算定に係る情報が必要なため。
5	続柄	☑	扶養義務者を確認するため。	□		□		☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応に当たり、徴収金額の算定に係る情報が必要なため。
6	電話番号	☑	扶養義務者との連絡のため。	□		□		☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応に当たり、徴収金額の算定に係る情報が必要なため。
7	課税・納税状況	☑	扶養義務者からの問合せ対応のため。	□		□		☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応に当たり、徴収金額の算定に係る情報が必要なため。
8	収入の状況	☑	扶養義務者からの問合せ対応のため。	□		□		☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応に当たり、徴収金額の算定に係る情報が必要なため。
9	税額等の状況	☑	扶養義務者からの問合せ対応のため。	□		□		☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応に当たり、徴収金額の算定に係る情報が必要なため。

保有する個人情報の内容 ※下線は 要配慮個人情報		1. 個人情報の保有(第2号～第5号)						2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉		・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
No		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
10	徴収金額	☑	徴収金額の通知のため	□		□		☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応に当たり、徴収金額の算定に係る情報が必要なため。
11	通知書等の送付日	☑	費用徴収の状況を確認するため	□		□		☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応に当たり、徴収金額の算定に係る情報が必要なため。
12	入金年月日	☑	費用徴収の状況を確認するため	□		□		☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応に当たり、徴収金額の算定に係る情報が必要なため。
13	納付年月日	☑	費用徴収の状況を確認するため	□		□		☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応に当たり、徴収金額の算定に係る情報が必要なため。
14	不納欠損額	☑	費用徴収の状況を確認するため	□		□		☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応に当たり、徴収金額の算定に係る情報が必要なため。
15	決定・変更の理由	☑	徴収金額の通知のため	□		□		☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応に当たり、徴収金額の算定に係る情報が必要なため。
16	措置番号	☑	措置費徴収対象児を確認するため。	□		□		☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応に当たり、徴収金額の算定に係る情報が必要なため。
17	施設名	☑	措置費徴収対象児を確認するため。	□		□		☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応に当たり、徴収金額の算定に係る情報が必要なため。
18	扶養関係	☑	扶養義務者からの問合せ対応のため。	□		□		☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応に当たり、徴収金額の算定に係る情報が必要なため。
19	要望・苦情の内容	☑	扶養義務者からの問合せ対応のため。	□		☑	法第62条第4号該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき)	□	
20		☑		□		□		☑	

目的外利用をした記録1

目的外利用をした業務の名称	(a) 被措置児童の入所措置に係る費用徴収　　に関する業務
目的外利用をした業務の利用目的	杉並区児童相談所が入所や委託の措置をとった際に発生する措置費の徴収及び問合せ対応を行うため
目的外利用の根拠	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)
	☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)
	☑ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき)
	上記の法令根拠又は相当の理由：・措置費負担金の徴収事務を行うため。 ・措置費負担金に係る問合せ対応のため。
目的外利用の方法	☑ 閲覧　☑ 文書　☑ 電子計算組織　☐ その他：
目的外利用をされた業務の名称	(b) 児童相談　　に関する業務

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	続柄
6	電話番号
7	課税・納付状況
8	収入の状況
9	税額等の状況
10	徴収金額
11	通知書等の送付日
12	入金年月日
13	納付年月日
14	不納欠損額
15	決定・変更の理由
16	措置番号
17	施設名
18	扶養関係
19	要望・苦情の内容
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	14

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	被措置児童の入所措置に係る費用徴収に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	杉並区児童相談所が入所や委託の措置をとった際に発生する措置費の徴収及び問合せ対応を行うため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	児童相談所に関する業務					
	部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課					
	目的外利用を行う理由	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応を行うため。					
外部提供	外部提供先の種別						
	外部提供先(詳細)						
	外部提供の方法				方法(詳細)		

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応を行うため。
2	住所	☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応を行うため。
3	性別	☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応を行うため。
4	生年月日	☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応を行うため。
5	続柄	☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応を行うため。
6	電話番号	☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応を行うため。
7	課税・納税状況	☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応を行うため。
8	収入の状況	☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応を行うため。
9	税額等の状況	☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応を行うため。
10	徴収金額	☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応を行うため。
11	通知書等の送付日	☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応を行うため。
12	入金年月日	☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応を行うため。
13	納付年月日	☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応を行うため。
14	不納欠損額	☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応を行うため。
15	決定・変更の理由	☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応を行うため。
16	措置番号	☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応を行うため。
17	施設名	☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応を行うため。
18	扶養関係	☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応を行うため。
19	要望・苦情の内容	☑	措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応を行うため。
20		☑	

報告	14

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	被措置児童の入所措置に係る費用徴収に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	杉並区児童相談所が入所や委託の措置をとった際に発生する措置費の徴収及び問合せ対応を行うため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)

・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❹【利用目的以外の目的の場合】法第69条第2項第2号
				【目的外利用】 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 措置費負担金の徴収事務及び問合せ対応を行うため。	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
無	⑤	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉			

3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)

利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉	

電子計算組織への記録

電子計算組織の名称	被措置児童の入所措置に係る費用徴収業務管理台帳		
利用業務	No	利用業務名	利用部課名
	1	被措置児童の入所措置に係る費用徴収	子ども家庭部管理課
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	続柄
6	電話番号
7	課税・納付状況
8	収入の状況
9	税額等の状況
10	徴収金額
11	通知書等の送付日
12	入金年月日
13	納付年月日
14	不納欠損額
15	決定・変更の理由
16	措置番号
17	施設名
18	扶養関係
19	要望・苦情の内容
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	14

自己点検表⑤-1（電算入力）

業務の名称	被措置児童の入所措置に係る費用徴収に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的（全体）	杉並区児童相談所が入所や委託の措置をとった際に発生する措置費の徴収及び問合せ対応を行うため

システム名	被措置児童の入所措置に係る費用徴収業務管理台帳
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容（電子計算組織の処理内容・利用方法）	入所措置に係る費用徴収及び問合せ対応

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
2	住所	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
3	性別	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
4	生年月日	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
5	続柄	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
6	電話番号	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
7	課税・納税状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
8	収入の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
9	税額等の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
10	徴収金額	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
11	通知書等の送付日	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
12	入金年月日	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
13	納付年月日	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
14	不納欠損額	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
15	決定・変更の理由	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
16	措置番号	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
17	施設名	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
18	扶養関係	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
19	要望・苦情の内容	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
20		□	

報告	14

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	被措置児童の入所措置に係る費用徴収に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	杉並区児童相談所が入所や委託の措置をとった際に発生する措置費の徴収及び問合せ対応を行うため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)

・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉

☑	①	対象者数〈第2号ア〉	200	人	☑	②	操作員数〈第2号イ〉	5	人	☑	③	操作員種別〈第2号ウ〉	区職員	操作員の詳細〈第2号ウ関連〉	子ども家庭部管理課子ども安全対策担当職員
☑	④	データ処理件数〈第2号エ〉	200	件	☑	⑤	操作端末種別〈第2号オ〉	内部情報系端末(switchPC)		(その他の場合)操作端末の詳細〈第2号オ関連〉					

・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第3号～第5号〉

☑		確認事項			確認事項への具体的対応・代替措置等
☑	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。〈第3号〉 ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など	☑	バックアップ	自動で日次バックアップを行う。
			☑	データの暗号化	システム環境はインターネットから分離されている。
			☑	ログの取得管理	ログ取得ソフトにより、随時自動で取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認を行っている。
			☑	パスワード認証	区職員PCのログインに当たっては、個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワードは90日に1度変更を行う。
			無	ICカード認証	
			☑	生体認証	区職員PCのログインに当たっては、生体認証を行う。
			☑	データ持ち出し管理ソフトの導入	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。
			☑	ウイルス対策ソフトの導入	区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している。
			☑	無停電電源装置(UPS)の導入	サーバに無停電電源装置を導入している。
			□	(その他)	
☑	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。〈第4号〉	業務を担当する職員に限定する。		
☑	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。〈第5号〉	保有個人情報が記載された媒体の外部への送付及び持ち出しは行わない。		

報告	15

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準　自己点検表

対象業務名	児童虐待及び被措置児童等虐待の対応に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課

該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	新規	令和8年11月1日	児童福祉法、児童虐待防止法
	外部委託		令和　年　月　日	
	指定管理		令和　年　月　日	
	労働者派遣		令和　年　月　日	
○	目的外利用	新規	令和8年11月1日	
○	外部提供	新規	令和8年11月1日	児童福祉法、児童虐待防止法
○	電算入力	新規	令和8年11月1日	
	外部結合		令和　年　月　日	

案件の概要

令和8年11月に杉並区児童相談所を開設することに伴い、被措置児童等に対する施設職員等による虐待の通告窓口事務が東京都から杉並区に移管される。通告を受けた際には、速やかに当該被措置児童等の状況の把握及び事実確認を行い、専門家の助言を受けながら、適切に対応する必要がある。

また、児童虐待を行った保護者が、児童相談所からの児童虐待の再発防止のための指導に従わない場合には、児童虐待防止法に基づき、指導を受けるよう勧告を行う必要があることから、対象者の個人情報や経過等を記録する。

【個人情報の保有】

児童虐待の再発防止のための指導に従わない保護者に対する勧告及び被措置児童等虐待対応及び児童福祉施設等における重大事案への対応に必要な情報を管理するため、新たに業務登録を行う。

【目的外利用】

児童虐待の再発防止のための指導に従わない保護者に指導を受けるよう勧告を行うため、当該保護者に係る情報について、児童相談所に関する業務から目的外利用する。

【外部提供】

・児童福祉施設における重大事案について国に報告を行う。
・杉並区で発生した被措置児童等虐待事案について、措置自治体に情報提供を行う。

【電算入力】

被措置児童等虐待の対応記録管理台帳を設置する。

デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和　年　月　日
	報告了承
	以下のとおり
	（　　）

備考	

登録年月日	令和　8　年　11　月　1　日

個人情報の保有の記録

業務の名称	児童虐待及び被措置児童等虐待の対応　　に関する業務	
部課名	子ども家庭部管理課	
個人情報の利用目的	・被措置児童等虐待通告を受けた際の対応のため。 ・児童虐待を行った保護者で、行政の指導に従わない者に対し、勧告を行うため。	
対象となる個人の範囲	・虐待を受けた疑いのある被措置児童等 ・虐待を行った疑いのある施設職員等 ・児童虐待を行った保護者で、行政の指導に従わない者	
個人情報の取得方法	☑ 本人から取得　☑ 本人以外から取得	
	本人以外から取得の根拠又は理由	児童虐待防止法
個人情報の記録の方法	☑ 文書(紙)　☑ 共有フォルダ　☑ 電子計算組織　☐ その他:	
電子計算組織の名称（記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照）	1	被措置児童等虐待の対応記録管理台帳
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	

個人情報の記録の内容	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
	氏名 住所 生年月日 性別 電話番号		健康状態 傷病等の状況 検診の結果 検査の結果 死因 受診医療機関名 医師名	家族構成 経過 措置状況 家庭状況 住居の間取り等	職業 勤務先 役職 施設名 学校名・学年 施設長・従事職員資格

報告	15

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	児童虐待及び被措置児童等虐待の対応に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待防止法
利用目的(全体)	被措置児童等の虐待(重大事案を含む)対応のため

対象となる個人の範囲(第1号)	被措置児童及び施設の職員等、児童虐待再発防止のための指導に従わない保護者

No	保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)						2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉		・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
1	氏名	☑	児童虐待及び被措置児童等虐待対応のため	□		□		☑	児童福祉法、児童虐待防止法
2	住所	☑	児童虐待及び被措置児童等虐待対応のため	□		□		☑	児童福祉法、児童虐待防止法
3	生年月日	☑	被措置児童等の虐待対応のため	□		□		☑	児童福祉法、児童虐待防止法
4	性別	☑	被措置児童等の虐待対応のため	□		□		☑	児童福祉法、児童虐待防止法
5	電話番号	☑	被措置児童等の虐待対応のため	□		☑	通報に関する連絡及び事実確認のため使用することを口頭説明する。手順については、職員向けマニュアルや通報の受付票に明記する。	□	
6	健康状態	☑	被措置児童等の虐待対応のため	□		□		☑	児童福祉法、児童虐待防止法
7	傷病等の状況	☑	被措置児童等の虐待対応のため	□		□		☑	児童福祉法、児童虐待防止法
8	検診の結果	☑	被措置児童等の虐待対応のため	□		□		☑	児童福祉法、児童虐待防止法
9	検査の結果	☑	被措置児童等の虐待対応のため	□		□		☑	児童福祉法、児童虐待防止法
10	死因	☑	被措置児童等の虐待対応のため	□		□		☑	児童福祉法、児童虐待防止法

No	保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報	1. 個人情報の保有（第2号～第5号） ・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		1. 個人情報の保有（第2号～第5号） ・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		1. 個人情報の保有（第2号～第5号） ・本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。（法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨）〈第5号〉		2. 本人以外からの個人情報の取得（第6号） ・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
11	受診医療機関	☑	被措置児童等の虐待対応のため	□		☑		☑	児童福祉法、児童虐待防止法
12	医師名	☑	被措置児童等の虐待対応のため	□		☑		☑	児童福祉法、児童虐待防止法
13	家族構成	☑	被措置児童等の虐待対応のため	□		☑		☑	児童福祉法、児童虐待防止法
14	経過	☑	被措置児童等の虐待対応のため	□		☑		☑	児童福祉法、児童虐待防止法
15	措置状況	☑	被措置児童等の虐待対応のため	□		☑		☑	児童福祉法、児童虐待防止法
16	家庭状況	☑	被措置児童等の虐待対応のため	□		☑		☑	児童福祉法、児童虐待防止法
17	住居の間取り等	☑	被措置児童等の虐待対応のため	□		☑		☑	児童福祉法、児童虐待防止法
18	職業	☑	被措置児童等の虐待対応のため	□		☑		☑	児童福祉法、児童虐待防止法
19	勤務先	☑	被措置児童等の虐待対応のため	□		☑		☑	児童福祉法、児童虐待防止法
20	役職	☑	被措置児童等の虐待対応のため	□		☑		☑	児童福祉法、児童虐待防止法
21	施設名	☑	被措置児童等の虐待対応のため	□		☑		☑	児童福祉法、児童虐待防止法
22	学校名・学年	☑	被措置児童等の虐待対応のため	□		☑		☑	児童福祉法、児童虐待防止法
23	施設長・従事職員資格	☑	被措置児童等の虐待対応のため	□		☑		☑	児童福祉法、児童虐待防止法
24		□		□		☑		□	

外部提供の記録1

業務の名称	児童虐待及び被措置児童等虐待の対応　　に関する業務		
部課名	子ども家庭部管理課子ども安全対策担当		
外部提供を受ける者	国		
外部提供を受ける者の利用目的	被措置児童等に係る重大事案発生時の報告を受けるため		
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☐ 法令根拠あり　☑ 相当の理由がある	
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)	
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)	
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号
	上記の法令根拠 又は 相当の理由	被措置児童等に係る重大事案発生時の報告を行うため	
外部提供の方法	☐ 閲覧　☐ 文書　☐ 磁気媒体　☐ 外部結合　☑ その他:　電子メール		
	外部結合による提供		
外部提供の相手方に求めた措置の内容			

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	性別
5	健康状態
6	傷病等の状況
7	検診の結果
8	検査の結果
9	死因
10	受診医療機関名
11	医師名
12	家族構成
13	経過
14	措置状況
15	家庭状況
16	住居の間取り等
17	職業
18	勤務先
19	役職
20	施設名
21	学校名・学年
22	施設長・従事職員資格
23	
24	
25	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

外部提供の記録2

業務の名称	児童虐待及び被措置児童等虐待の対応　　に関する業務			
部課名	子ども家庭部管理課子ども安全対策担当			
外部提供を受ける者	他自治体(措置自治体)			
外部提供を受ける者の利用目的	被措置児童等虐待事案の対応のため			
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☐ 法令根拠あり　☑ 相当の理由がある		
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)		
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)		
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号	
	上記の法令根拠 又は 相当の理由	被措置児童等虐待事案の対応のため		
外部提供の方法	☐ 閲覧　☐ 文書　☐ 磁気媒体　☑ 外部結合　☐ その他:			
	外部結合による提供		情報基盤の利用あり	
外部提供の相手方に求めた措置の内容				

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	性別
5	健康状態
6	傷病等の状況
7	検診の結果
8	検査の結果
9	死因
10	受診医療機関名
11	医師名
12	家族構成
13	経過
14	措置状況
15	家庭状況
16	住居の間取り等
17	職業
18	勤務先
19	役職
20	施設名
21	学校名・学年
22	施設長・従事職員資格
23	
24	
25	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	15

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	児童虐待及び被措置児童等虐待の対応に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待防止法
利用目的(全体)	被措置児童等の虐待(重大事案を含む)対応のため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称					
	部課名					
	目的外利用を行う理由					
外部提供	外部提供先の種別	行政機関				
	外部提供先(詳細)	国、他自治体(措置自治体)				
	外部提供の方法	その他	外部結合		方法(詳細)	電子メール、情報基盤の利用

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑	措置自治体において被措置児童等虐待事案に対応するため
2	住所	☑	措置自治体において被措置児童等虐待事案に対応するため
3	生年月日	☑	措置自治体において被措置児童等虐待事案に対応するため
4	性別	☑	措置自治体において被措置児童等虐待事案に対応するため
5	健康状態	☑	措置自治体において被措置児童等虐待事案に対応するため
6	傷病等の状況	☑	措置自治体において被措置児童等虐待事案に対応するため
7	検診の結果	☑	措置自治体において被措置児童等虐待事案に対応するため
8	検査の結果	☑	措置自治体において被措置児童等虐待事案に対応するため
9	死因	☑	措置自治体において被措置児童等虐待事案に対応するため
10	受診医療機関名	☑	措置自治体において被措置児童等虐待事案に対応するため
11	医師名	☑	措置自治体において被措置児童等虐待事案に対応するため
12	家族構成	☑	措置自治体において被措置児童等虐待事案に対応するため
13	経過	☑	措置自治体において被措置児童等虐待事案に対応するため
14	措置状況	☑	措置自治体において被措置児童等虐待事案に対応するため
15	家庭状況	☑	措置自治体において被措置児童等虐待事案に対応するため
16	住居の間取り等	☑	措置自治体において被措置児童等虐待事案に対応するため
17	職業	☑	措置自治体において被措置児童等虐待事案に対応するため
18	勤務先	☑	措置自治体において被措置児童等虐待事案に対応するため
19	役職	☑	措置自治体において被措置児童等虐待事案に対応するため
20	施設名	☑	措置自治体において被措置児童等虐待事案に対応するため

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉		No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉	
		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
21	学校名・学年	☑	措置自治体において被措置児童等虐待事案に対応するため	36		□	
22	施設長・従事職員資格	☑	措置自治体において被措置児童等虐待事案に対応するため	37		□	
23		□		38		□	
24		□		39		□	
25		□		40		□	
26		□		41		□	
27		□		42		□	
28		□		43		□	
29		□		44		□	
30		□		45		□	
31		□		46		□	
32		□		47		□	
33		□		48		□	
34		□		49		□	
35		□		50		□	

報告	15

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	児童虐待及び被措置児童等虐待の対応に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待防止法
利用目的(全体)	被措置児童等の虐待(重大事案を含む)対応のため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)					
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉					
☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❶【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある
				【利用目的のための外部提供】 保有個人情報を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** ・被措置児童等に係る重大事案発生時の報告を行うため ・措置自治体において被措置児童等虐待事案に対応するため	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
☑	⑤	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	提供する個人情報は必要最低限の項目であるため、当該措置は実施しない。		
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)					
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉					
☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉			
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉			
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉			

目的外利用をした記録1

目的外利用をした業務の名称	(a) 児童虐待及び被措置児童等虐待の対応　　に関する業務
目的外利用をした業務の利用目的	児童虐待を行った保護者で、行政の指導に従わない者に対し、勧告を行うため。
目的外利用の根拠	☑ 法第69条第1項(法令に基づく場合)
	☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)
	☐ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき)
	上記の法令根拠又は相当の理由：児童虐待防止法
目的外利用の方法	☑ 閲覧　☑ 文書　☑ 電子計算組織　☐ その他：
目的外利用をされた業務の名称	(b) 児童相談所　　に関する業務

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	氏名
2	住所
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	15

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	児童虐待及び被措置児童等虐待の対応に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課　子ども安全対策担当
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待防止法
利用目的(全体)	被措置児童等の虐待対応のため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	児童相談所に関する業務					
	部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課					
	目的外利用を行う理由	児童虐待の再発防止のための指導に従わない保護者に対する指導に必要な情報を管理するため					
外部提供	外部提供先の種別						
	外部提供先(詳細)						
	外部提供の方法				方法(詳細)		

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑	児童虐待の再発防止のための指導に従わない保護者に対する勧告に必要な情報を管理するため。	11		□	
2	住所	☑	児童虐待の再発防止のための指導に従わない保護者に対する勧告に必要な情報を管理するため。	12		□	
3		☑		13		□	
4		☑		14		□	
5		☑		15		□	
6		☑		16		□	
7		☑		17		□	
8		□		18		□	
9		□		19		□	
10		□		20		□	

報告	15

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	児童虐待及び被措置児童等虐待の対応に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課　子ども安全対策担当
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待防止法
利用目的(全体)	被措置児童等の虐待対応のため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)					
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉					
☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❷【利用目的以外の目的の場合】法第69条第1項
				【目的外利用・利用目的以外の目的のための外部提供】 目的外利用又は外部提供を行う法令根拠があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 措置費負担金の徴収事務問合せ対応を行うため。	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
無	⑤	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉			
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)					
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉					
☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉			
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉			
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉			

電子計算組織への記録

電子計算組織の名称	被措置児童等虐待の対応記録管理台帳		
利用業務	No	利用業務名	利用部課名
	1	被措置児童等虐待の対応	子ども家庭部管理課
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	性別
5	電話番号
6	健康状態
7	傷病等の状況
8	検診の結果
9	検査の結果
10	死因
11	受診医療機関名
12	医師名
13	家族構成
14	経過
15	措置状況
16	家庭状況
17	住居の間取り等
18	職業
19	勤務先
20	役職
21	施設名
22	学校名・学年
23	施設長・従事職員資格
24	
25	

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	15

自己点検表⑤-1（電算入力）

業務の名称	児童虐待及び被措置児童等虐待の対応に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待防止法
利用目的（全体）	被措置児童等の虐待（重大事案を含む）対応のため

システム名	被措置児童等虐待の対応記録管理台帳
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容（電子計算組織の処理内容・利用方法）	被措置児童等虐待の対応状況の管理

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	☑	被措置児童等虐待の対応状況等について効率的かつ正確に管理するため
2	住所	☑	被措置児童等虐待の対応状況等について効率的かつ正確に管理するため
3	生年月日	☑	被措置児童等虐待の対応状況等について効率的かつ正確に管理するため
4	性別	☑	被措置児童等虐待の対応状況等について効率的かつ正確に管理するため
5	電話番号	☑	被措置児童等虐待の対応状況等について効率的かつ正確に管理するため
6	健康状態	☑	被措置児童等虐待の対応状況等について効率的かつ正確に管理するため
7	傷病等の状況	☑	被措置児童等虐待の対応状況等について効率的かつ正確に管理するため
8	検診の結果	☑	被措置児童等虐待の対応状況等について効率的かつ正確に管理するため
9	検査の結果	☑	被措置児童等虐待の対応状況等について効率的かつ正確に管理するため
10	死因	☑	被措置児童等虐待の対応状況等について効率的かつ正確に管理するため

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
11	受診医療機関名	☑	被措置児童等虐待の対応状況等について効率的かつ正確に管理するため
12	医師名	☑	被措置児童等虐待の対応状況等について効率的かつ正確に管理するため
13	家族構成	☑	被措置児童等虐待の対応状況等について効率的かつ正確に管理するため
14	経過	☑	被措置児童等虐待の対応状況等について効率的かつ正確に管理するため
15	措置状況	☑	被措置児童等虐待の対応状況等について効率的かつ正確に管理するため
16	家庭状況	☑	被措置児童等虐待の対応状況等について効率的かつ正確に管理するため
17	住居の間取り等	☑	被措置児童等虐待の対応状況等について効率的かつ正確に管理するため
18	職業	☑	被措置児童等虐待の対応状況等について効率的かつ正確に管理するため
19	勤務先	☑	被措置児童等虐待の対応状況等について効率的かつ正確に管理するため
20	役職	☑	被措置児童等虐待の対応状況等について効率的かつ正確に管理するため

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
21	施設名	☑	被措置児童等虐待の対応状況等について効率的かつ正確に管理するため
22	学校名・学年	☑	被措置児童等虐待の対応状況等について効率的かつ正確に管理するため
23	施設長・従事職員資格	☑	被措置児童等虐待の対応状況等について効率的かつ正確に管理するため
24		□	
25		□	
26		□	
27		□	
28		□	
29		□	
30		□	
31		□	
32		□	
33		□	
34		□	

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
35		□	
36		□	
37		□	
38		□	
39		□	
40		□	
41		□	
42		□	
43		□	
44		□	
45		□	
46		□	
47		□	
48		□	

報告	15

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	児童虐待及び被措置児童等虐待の対応に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待防止法
利用目的(全体)	被措置児童等の虐待(重大事案を含む)対応のため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)

・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉

☑	①	対象者数〈第2号ア〉	100	人	☑	②	操作員数〈第2号イ〉	5	人	☑	③	操作員種別〈第2号ウ〉	区職員	操作員の詳細〈第2号ウ関連〉	子ども家庭部管理課子ども安全対策担当職員
☑	④	データ処理件数〈第2号エ〉	100	件	☑	⑤	操作端末種別〈第2号オ〉	内部情報系端末(switchPC)		(その他の場合)操作端末の詳細〈第2号オ関連〉					

・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第3号～第5号〉

☑		確認事項			確認事項への具体的対応・代替措置等
☑	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。〈第3号〉 ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など	☑	バックアップ	自動で日次バックアップを行う。
			☑	データの暗号化	システム環境はインターネットから分離されている。
			☑	ログの取得管理	ログ取得ソフトにより、随時自動で取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認を行っている。
			☑	パスワード認証	区職員のPCのログインに当たっては、個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワードは90日に1度変更を行う。
			無	ICカード認証	
			☑	生体認証	区職員PCには生体認証を導入している。
			☑	データ持ち出し管理ソフトの導入	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。
			☑	ウイルス対策ソフトの導入	区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している。
			☑	無停電電源装置(UPS)の導入	サーバに無停電電源装置を導入している。
			□	(その他)	
☑	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。〈第4号〉	業務を担当する職員に限定する。		
☑	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。〈第5号〉	保有個人情報が記載された媒体の外部への持ち出しは行わない。		

報告	16

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準　自己点検表

対象業務名	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課

該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	新規	令和8年11月1日	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
○	外部委託	新規	令和8年11月1日	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
	指定管理		令和　年　月　日	
	労働者派遣		令和　年　月　日	
○	目的外利用	新規	令和8年11月1日	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律
○	外部提供	新規	令和8年11月1日	児童福祉法、少年法
○	電算入力	新規	令和8年11月1日	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
○	外部結合	新規	令和8年11月1日	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法

案件の概要

令和8年2月に杉並区が児童相談所設置市に指定される政令が公布された。また、令和8年第2回杉並区議会定例会において、杉並区児童相談所設置条例が議決された。
　これを踏まえ令和8年11月に児童相談所を開設するに当たり、児童相談所の運営に必要となる業務及びその他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため、個人情報の保有等を新たに実施する。

【個人情報の保有等】
業務実施に必要な「氏名」を含む82項目を新規に保有する。

【外部委託】
(1)データの管理及びシステムの運用管理を委託するため、「氏名」を含む82項目の個人情報を取り扱わせる。
(2)診療報酬明細書審査支払事務を東京都国民健康保険団体連合会に委託するため、「氏名」を含む7項目の個人情報を取り扱わせる。
(3)診療報酬明細書審査支払事務を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に委託するため、「氏名」を含む7項目の個人情報を取り扱わせる。
(4)給食運営業務を委託するため、「氏名」を含む5項目の個人情報を取り扱わせる。
(5)学習指導業務を委託するため、「氏名」を含む5項目の個人情報を取り扱わせる。
(6)区立児童相談所で一時保護または措置した児童の移送補助を委託するため、「氏名」を含む17項目の個人情報を取り扱わせる。
(7)夜間・休日における電話での児童虐待相談・通告の受理及び相談対応業務を委託するため、「氏名」を含む66項目の個人情報を取り扱わせる。

【目的外利用】
(1)児童福祉法に基づく、特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭の情報を「児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務」から、「氏名」を含む55項目を目的外利用する。
(2)児童相談システムで管理する児童等の情報について、「国民健康保健給付」から「氏名」を含む5項目を目的外利用する。
(3)児童相談システムで管理する児童等の情報について、「特別区民税・都民税賦課徴収(普通徴収)」から「氏名」を含む6項目を目的外利用する。
(4)児童相談システムで管理する児童等の情報について、「生活保護」から「氏名」を含む5項目を目的外利用する。
(5)関係機関に対する施設入所障害児についての情報共有を促進するため、「障害児通所及び入所支援事業」から、「氏名」を含む19項目を目的外利用する。

【外部提供】
(1)児童福祉法第26条第1項第2号に基づき、児童又はその保護者を児童委員等に指導させるため、「氏名」を含む81項目を提供する。
(2)児童福祉法第27条第1項第3号に基づき、児童を児童福祉施設等に入所等させるため、「氏名」を含む81項目を外部提供する。
(3)児童福祉法第25条等に基づき、転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため、「氏名」を含む81項目を外部提供する。
(4)児童の一時保護委託を実施するため、児童福祉法第33条に定める者に「氏名」を含む81項目を外部提供する。
(5)一時保護状の請求及び一時保護の継続に係る家庭裁判所の承認に必要となるため、裁判所に「氏名」を含む81項目を外部提供する。
(6)司法面接の実施に必要な情報を警察及び検察に「氏名」を含む68項目を外部提供する。
(7)ケースワークに関するSVを受けるために、外部専門機関に「氏名」を含む4項目を外部提供する。
(8)児童を養育家庭に委託するために、東京都及び児童相談所設置区に「氏名」を含む81項目を外部提供する。

【電算入力】
(1)「児童相談システム」に「児童氏名」を含む240項目を記録する。
(2)「電話録音・文字起こしシステム」に「児童氏名」を含む234項目を記録する。
(3)「児童移送調整システム」に「氏名」を含む17項目を記録する。
(4)「夜間・休日電話相談受付システム」に「氏名」を含む66項目を記録する。

【外部結合】
(1)外部事業者との情報共有のため、「氏名」「性別」「年齢」等の項目を入力した児童移送調整システムを外部結合する。
(2)外部事業者との引継ぎのため、「氏名」等の項目を外部結合する。
(3)里親と児童のマッチングをLGWAN掲示板で行うため、外部結合を行う。

デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和　年　月　日
	□ 報告了承
	□ 以下のとおり
	(　　)
備考	

登録年月日	令和　8　年　11　月　1　日

個人情報の保有の記録

業務の名称	児童相談所の運営　　に関する業務	
部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課	
個人情報の利用目的	児童福祉法第12条に規定する児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行う	
対象となる個人の範囲	児童（代理人を含む）、保護者・家族、相談者、通告者	
個人情報の取得方法	☑ 本人から取得　☑ 本人以外から取得	
	本人以外から取得の根拠又は理由	児童福祉法第33条の3の2 児童虐待の防止等に関する法律第13条の4
個人情報の記録の方法	☑ 文書（紙）　☑ 共有フォルダ　☑ 電子計算組織　☐ その他：	
電子計算組織の名称（記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照）	1	児童相談システム
	2	電話録音・文字起こしシステム
	3	児童移送調整システム
	4	夜間・休日電話相談受付システム
	5	
	6	

個人情報の記録の内容	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
	氏名	収入の状況	身体障害の状況	家庭の状況	職業
	住所	税額等の状況	精神障害の状況	扶養関係	勤務先
	性別	資産の状況	知的障害の状況	住居の状況	職歴
	生年月日	課税・納税状況	健康状態	保育の状況	就労の状況
	本籍・国籍	階層区分	日常生活動作の状況	育児経験	学歴
	続柄	徴収金額	傷病等の状況	生育歴	資格
	電話番号		治療等の状況	生活歴	経歴
	メールアドレス		診断結果の状況	生活習慣	就園・就学の状況
	親族等の関係		入院等の状況	年金・健康保険加入状況	学童クラブの状況
	婚姻・離婚の状況		妊娠・出産の状況	医療保険加入状況	社会参加の状況
	出生・死亡の状況		発育の状況	公的給付状況	所属
	住所等異動状況		予防接種の状況	生活保護受給の状況	特定性犯罪事実の該当の有無
	在留カードの記載事項		行動観察の内容	保健福祉サービス利用状況	学習・成績の状況
	個人番号		身体の状況	相談の内容	
	受給者番号		容姿	申請理由	
	児童番号			指導・処遇の内容	
				施設入所の状況	
				要望・苦情の内容	
				措置の状況	
				安全確認調査の状況	
				児童福祉審議会諮問結果	
				児童福祉審議会の状況	
				一時保護の状況	
				一時保護の同意	

個人情報の記録の内容	住民記録等の情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
				一時保護の理由 一時保護の意向 援助の内容 援助の意向 援助の承諾・不承諾の状況 食事上の配慮事項 生活上の配慮事項 宗教・文化上の配慮事項	

報告	16

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

対象となる個人の範囲(第1号)	児童(代理人を含む)、保護者・家族、相談者、通告者

No	保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)						2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉		・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
1	氏名	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
2	住所	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
3	性別	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
4	生年月日	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
5	本籍・国籍	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
6	続柄	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
7	電話番号	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
8	メールアドレス	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
9	親族等の関係	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
10	婚姻・離婚の状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法

保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報		1. 個人情報の保有（第2号～第5号）						2. 本人以外からの個人情報の取得（第6号）	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉		・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
No		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
11	出生・死亡の状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
12	住所等異動状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
13	在留カードの記載事項	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
14	個人番号	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
15	受給者番号	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
16	収入の状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
17	児童番号	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
18	税額等の状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
19	資産の状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
20	課税・納税状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
21	階層区分	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
22	徴収金額	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
23	身体障害の状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法

保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報		1. 個人情報の保有(第2号～第5号)						2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉		・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
No		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
24	精神障害の状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
25	知的障害の状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
26	健康状態	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
27	日常生活動作の状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
28	傷病等の状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
29	治療等の状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
30	診断結果の状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
31	入院等の状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
32	妊娠・出産の状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
33	発育の状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
34	予防接種の状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
35	行動観察の内容	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
36	身体の状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法

No	保有する個人情報の内容 ※下線は 要配慮個人情報	1. 個人情報の保有（第2号～第5号） ・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		1. 個人情報の保有（第2号～第5号） ・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		1. 個人情報の保有（第2号～第5号） ・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉		2. 本人以外からの個人情報の取得（第6号） ・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
37	容姿	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
38	家庭の状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
39	扶養関係	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
40	住居の状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
41	保育の状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
42	育児経験	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
43	生育歴	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
44	生活歴	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
45	生活習慣	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
46	年金・健康保険加入状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
47	医療保険加入状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
48	公的給付状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
49	生活保護受給の状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法

保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報		1. 個人情報の保有（第2号～第5号）						2. 本人以外からの個人情報の取得（第6号）	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉		・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
No		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
50	保健福祉サービス利用状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
51	相談の内容	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
52	申請理由	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
53	指導・処遇の内容	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
54	施設入所の状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
55	要望・苦情の内容	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
56	措置の状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
57	安全確認調査の状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
58	児童福祉審議会諮問結果	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
59	児童福祉審議会の状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
60	一時保護の状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
61	一時保護の同意	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
62	一時保護の理由	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法

保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報		1. 個人情報の保有（第2号～第5号）						2. 本人以外からの個人情報の取得（第6号）	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉		・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
No		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
63	一時保護の意向	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
64	援助の内容	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
65	援助の意向	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
66	援助の承諾・不承諾の状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
67	食事上の配慮	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
68	生活上の配慮	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
69	宗教・文化上の配慮	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
70	職業	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
71	勤務先	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
72	職歴	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
73	就労の状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
74	学歴	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
75	資格	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法

No	保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報	1. 個人情報の保有（第2号～第5号） ・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		・本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。（法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨）〈第5号〉	2. 本人以外からの個人情報の取得（第6号） ・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉		
		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
76	経歴	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
77	就園・就学の状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
78	学童クラブの状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
79	社会参加の状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
80	所属	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
81	特定性犯罪事実の該当の有無	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
82	学習・成績の状況	☑	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
83		□		□		□		□	
84		□		□		□		□	
85		□		□		□		□	
86		□		□		□		□	
87		□		□		□		□	
88		□		□		□		□	

外部委託の記録1

業務の名称	児童相談所の運営　　に関する業務	
部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課	
委託先の区分	民間事業者	
委託の期間	☐ 単年度　☑ 継続	
委託の内容	データの管理及びシステムの運用管理	
再委託の内容・理由	児童相談システムの運用・保守業務の一部	
委託の条件	☑ 個人情報に関する秘密保持	☑ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応
	☑ 個人情報の目的外利用の禁止	☑ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄
	☑ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☑ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任
	☑ 個人情報の第三者への提供の制限	☑ 契約内容の遵守状況についての定期的報告
	☑ 個人情報の複製等の制限	☑ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等
	☑ 個人情報の安全管理措置	☑ 関係法令の遵守
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧　☐ 文書　☑ 磁気媒体　☐ 外部結合　☐ その他:	
	外部結合による授受	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	本籍・国籍
6	続柄
7	電話番号
8	メールアドレス
9	親族等の関係
10	婚姻・離婚の状況
11	出生・死亡の状況
12	住所等異動状況
13	在留カードの記載事項
14	個人番号
15	受給者番号
16	児童番号
17	収入の状況
18	税額等の状況
19	資産の状況
20	課税・納税状況
21	階層区分
22	徴収金額
23	身体障害の状況
24	精神障害の状況
25	知的障害の状況

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	健康状態
27	日常生活動作の状況
28	傷病等の状況
29	治療等の状況
30	診断結果の状況
31	入院等の状況
32	妊娠・出産の状況
33	発育の状況
34	予防接種の状況
35	行動観察の内容
36	身体の状況
37	容姿
38	家庭の状況
39	扶養関係
40	住居の状況
41	保育の状況
42	育児経験
43	生育歴
44	生活歴
45	生活習慣
46	年金・健康保険加入状況
47	医療保険加入状況
48	公的給付状況
49	生活保護受給の状況
50	保健福祉サービス利用状況

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
51	相談の内容
52	申請理由
53	指導・処遇の内容
54	施設入所の状況
55	要望・苦情の内容
56	措置の状況
57	安全確認調査の状況
58	児童福祉審議会諮問結果
59	児童福祉審議会の状況
60	一時保護の状況
61	一時保護の同意
62	一時保護の理由
63	一時保護の意向
64	援助の内容
65	援助の意向
66	援助の承諾・不承諾の状況
67	食事上の配慮事項
68	生活上の配慮事項
69	宗教・文化上の配慮事項
70	職業
71	勤務先
72	職歴
73	就労の状況
74	学歴
75	資格
76	経歴
77	就園・就学の状況
78	学童クラブの状況
79	社会参加の状況
80	所属
81	特定性犯罪事実の該当の有無
82	学習・成績の状況
83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	
98	
99	
100	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
101	
102	
103	
104	
105	
106	
107	
108	
109	
110	
111	
112	
113	
114	
115	
116	
117	
118	
119	
120	
121	
122	
123	
124	
125	
126	
127	
128	
129	
130	
131	
132	
133	
134	
135	
136	
137	
138	
139	
140	
141	
142	
143	
144	
145	
146	
147	
148	
149	
150	

報告	16

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容〈第1号〉	ア	データの管理及びシステムの運用・保守
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容(再委託等を行う場合)	児童相談システムの運用・保守業務の一部	

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
2	住所	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
3	性別	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
4	生年月日	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
5	本籍・国籍	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
6	続柄	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
7	電話番号	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
8	メールアドレス	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
9	親族等の関係	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
10	婚姻・離婚の状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため

委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報 No		委託先等が取扱う保有個人情報（業務別） ア	イ	ウ	エ	1．委託先等に取り扱わせる保有個人情報（第5号） ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉 ☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
11	出生・死亡の状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
12	住所等異動状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
13	在留カードの記載事項	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
14	個人番号	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
15	受給者番号	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
16	児童番号	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
17	収入の状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
18	税額等の状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
19	資産の状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
20	課税・納税状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
21	階層区分	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
22	徴収金額	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
23	身体障害の状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
24	精神障害の状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため

委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報 No		委託先等が取扱う保有個人情報（業務別） ア	イ	ウ	エ	1．委託先等に取り扱わせる保有個人情報（第5号） ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉 ☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
25	知的障害の状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
26	健康状態	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
27	日常生活動作の状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
28	傷病等の状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
29	治療等の状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
30	診断結果の状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
31	入院等の状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
32	妊娠・出産の状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
33	発育の状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
34	予防接種の状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
35	行動観察の内容	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
36	身体の状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
37	容姿	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
38	家庭の状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため

委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報 No		委託先等が取扱う保有個人情報（業務別） ア	イ	ウ	エ	1．委託先等に取り扱わせる保有個人情報（第5号） ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉 ☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
39	扶養関係	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
40	住居の状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
41	保育の状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
42	育児経験	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
43	生育歴	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
44	生活歴	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
45	生活習慣	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
46	年金・健康保険加入状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
47	医療保険加入状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
48	公的給付状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
49	生活保護受給の状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
50	保健福祉サービス利用状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
51	相談の内容	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
52	申請理由	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため

委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報 No		委託先等が取扱う保有個人情報（業務別） ア	イ	ウ	エ	1．委託先等に取り扱わせる保有個人情報（第5号） ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉 ☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
53	指導・処遇の内容	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
54	施設入所の状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
55	要望・苦情の内容	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
56	措置の状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
57	安全確認調査の状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
58	児童福祉審議会諮問結果	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
59	児童福祉審議会の状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
60	一時保護の状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
61	一時保護の同意	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
62	一時保護の理由	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
63	一時保護の意向	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
64	援助の内容	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
65	援助の意向	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
66	援助の承諾・不承諾の状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため

委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報		委託先等が取扱う保有個人情報 （業務別）				1．委託先等に取り扱わせる保有個人情報（第5号） ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 〈第5号〉	
No		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
67	食事上の配慮事項	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
68	生活上の配慮事項	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
69	宗教・文化上の配慮事項	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
70	職業	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
71	勤務先	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
72	職歴	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
73	就労の状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
74	学歴	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
75	資格	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
76	経歴	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
77	就園・就学の状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
78	学童クラブの状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
79	社会参加の状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
80	所属	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため

委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報		委託先等が取扱う保有個人情報 （業務別）				1．委託先等に取り扱わせる保有個人情報（第5号） ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 〈第5号〉	
No		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
81	特定性犯罪事実の該当の有無	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
82	学習・成績の状況	○				☑	システムの管理及び運用・保守するデータベースに含まれるため
83						□	
84						□	
85						□	
86						□	
87						□	
88						□	
89						□	
90						□	
91						□	
92						□	
93						□	
94						□	

報告	16

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉

☑	選定に使用した選定基準等	
☑	①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン

3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)

・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉

☑		契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑	②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	③	**【外部委託の場合】**再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
無	④	**【指定管理者の場合】**委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉	
☑	⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	⑪	**【外部委託の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
無	⑫	**【指定管理者の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉	
☑	⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する

4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)

・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉

☑		確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑	⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を記載した「情報管理体制表」を提出させる。仕様書に個人情報の管理の状況についての検査に関する事項を記載する。
☑	⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	委託事業者は、クラウド基盤としてGoogle Cloudを利用しており、区が個人情報を管理しているデータセンターの実地調査をすることはできない。そのため、「個人情報を取り扱う業務の委託契約に係る特記仕様遵守状況報告書」の提出を依頼する。
☑	⑯	**【外部委託の場合】**委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	委託先と再委託先の契約において再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及び①～⑭の措置に関して記載を行い、個人情報について適切に管理させる。また、⑮については、再委託先に報告書を提出させ、個人情報の管理状況について確認を行う。
無	⑰	**【指定管理者の場合】**指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑	⑱	**委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり**、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報はすべて委託する業務に必要なものであるため、当該措置は実施しない。
☑	⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	個人情報の授受は、クラウドサービスによる情報共有ツールにおいて、行われる。

外部委託の記録2

業務の名称	児童相談所の運営　　に関する業務			
部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課			
委託先の区分	東京都国民健康保険団体連合会			
委託の期間	☐ 単年度　☑ 継続			
委託の内容	公費負担にかかる診療の審査・支払事務			
再委託の内容・理由	審査支払事務等を円滑に実施するため			
委託の条件	☑ 個人情報に関する秘密保持	☑ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応		
	☑ 個人情報の目的外利用の禁止	☑ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄		
	☑ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☑ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任		
	☑ 個人情報の第三者への提供の制限	☑ 契約内容の遵守状況についての定期的報告		
	☑ 個人情報の複製等の制限	☑ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等		
	☑ 個人情報の安全管理措置	☑ 関係法令の遵守		
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧　☐ 文書　☐ 磁気媒体　☐ 外部結合　☑ その他：CD			
	外部結合による授受			

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	性別
3	生年月日
4	治療等の状況
5	傷病等の状況
6	医療保険加入状況
7	受給者番号
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	16

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容〈第1号〉	ア	診療内容及び医療費の請求を審査、支払い
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容(再委託等を行う場合)	審査支払事務等を円滑に実施するため	

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別) ア	イ	ウ	エ	1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉 ☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○				☑	医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
2	性別	○				☑	医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
3	生年月日	○				☑	医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
4	治療等の状況	○				☑	医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
5	傷病等の状況	○				☑	医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
6	医療保険加入状況	○				☑	医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
7	受給者番号	○				☑	医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
8						□	
9						□	
10						□	

報告	16

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、
委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉

☑	選定に使用した選定基準等	
☑	①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン

3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)

・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉

☑	契約書等への記載事項		契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑	②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	③	**【外部委託の場合】**再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
無	④	**【指定管理者の場合】**委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉	
☑	⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	⑪	**【外部委託の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
無	⑫	**【指定管理者の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉	
☑	⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する

4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)

・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉

☑	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等
☑	⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を記載した「情報管理体制表」を提出させる。
☑	⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	「個人情報を取り扱う業務の委託契約に係る特記仕様遵守状況報告書」の提出を求め、内容を確認する。報告内容に不備、疑問点がある場合は、実地検査を実施する。
☑	⑯	**【外部委託の場合】**委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	委託事業者は再委託先と秘密保持契約を締結し、再委託先に対する適切な管理・監督を行い、再々委託を行う場合についても同様の措置を講じることとしている。
無	⑰	**【指定管理者の場合】**指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑	⑱	**委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり**、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報はすべて委託する業務に必要なものであるため、当該措置は実施しない。
☑	⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	個人情報の授受に当たっては、パスワードの設定を施したCDで行う

外部委託の記録3

業務の名称	児童相談所の運営　　に関する業務			
部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課			
委託先の区分	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構			
委託の期間	□ 単年度　☑ 継続			
委託の内容	公費負担にかかる診療の審査・支払事務			
再委託の内容・理由	審査支払事務等を円滑に実施するため			
委託の条件	☑ 個人情報に関する秘密保持	☑ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応		
	☑ 個人情報の目的外利用の禁止	☑ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄		
	☑ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☑ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任		
	☑ 個人情報の第三者への提供の制限	☑ 契約内容の遵守状況についての定期的報告		
	☑ 個人情報の複製等の制限	☑ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等		
	☑ 個人情報の安全管理措置	☑ 関係法令の遵守		
個人情報の授受の方法	□ 閲覧　□ 文書　□ 磁気媒体　□ 外部結合　☑ その他：CD			
	外部結合による授受			

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	性別
3	生年月日
4	治療等の状況
5	傷病等の状況
6	医療保険加入状況
7	受給者番号
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	16

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容〈第1号〉	ア	診療内容及び医療費の請求の審査、支払い
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容(再委託等を行う場合)	審査支払事務等を円滑に実施するため	

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別) ア	イ	ウ	エ	1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉 ☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○				☑	医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
2	性別	○				☑	医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
3	生年月日	○				☑	医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
4	治療等の状況	○				☑	医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
5	傷病等の状況	○				☑	医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
6	医療保険加入状況	○				☑	医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
7	受給者番号	○				☑	医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
8							
9							
10							

報告	

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑	選定に使用した選定基準等	
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	国の公費負担医療制度の契約書は厚生労働省から示されているものであり、区基準に定める事項を契約書に記載するよう求めたが、調整がかなわなかったため契約書には記載しない。なお、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が定める情報保護管理体制及び情報セキュリティーポリシーにおいて、同等又は同趣旨の規定が整備されていることを確認している。
☑ ③	**【外部委託の場合】**再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	②に同じ
☒ ④	**【指定管理者の場合】**委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉	
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	②に同じ
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	②に同じ
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	②に同じ
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	②に同じ
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	②に同じ
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	②に同じ
☑ ⑪	**【外部委託の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	②に同じ
☒ ⑫	**【指定管理者の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉	
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	②に同じ
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	機構が定める情報保護管理体制及び情報セキュリティポリシーにより、責任者及び業務従事者の管理体制・実施体制、個人情報の管理状況等を確認している。
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	国の公費負担医療制度に係る契約書は厚生労働省から示された標準的な契約書であり、区基準に定める実地検査に関する規定を設けるよう求めたが、調整がかなわなかった。このため、機構が定める情報保護管理体制及び情報セキュリティポリシーを確認し、機構において情報セキュリティポリシーの遵守状況等を定期的に確認するとともに、監査・点検を行い、その結果を踏まえて必要な措置を行う体制が整備されていることを確認している。
☑ ⑯	**【外部委託の場合】**委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	国の公費負担医療制度に係る契約書は厚生労働省から示された標準的な契約書であり、区基準に定める再委託に関する規定を設けるよう求めたが、調整がかなわなかった。このため、機構が定める情報保護管理体制及び情報セキュリティポリシーを確認し、機構が外部委託を行う場合における情報セキュリティ上の措置が定められていることを確認している。
☒ ⑰	**【指定管理者の場合】**指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑ ⑱	**委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり**、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報は全て業務に必要なものであるため当該措置は実施しない。
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	個人情報の授受に当たっては、パスワードの設定を施したCDで行う

外部委託の記録4

業務の名称	児童相談所の運営　　に関する業務			
部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課			
委託先の区分	民間事業者			
委託の期間	☐ 単年度　☑ 継続			
委託の内容	給食運営業務委託			
再委託の内容・理由				
委託の条件	☑ 個人情報に関する秘密保持	☑ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応		
	☑ 個人情報の目的外利用の禁止	☑ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄		
	☑ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☑ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任		
	☑ 個人情報の第三者への提供の制限	☑ 契約内容の遵守状況についての定期的報告		
	☑ 個人情報の複製等の制限	☑ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等		
	☑ 個人情報の安全管理措置	☑ 関係法令の遵守		
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧　☑ 文書　☐ 磁気媒体　☐ 外部結合　☐ その他:			
	外部結合による授受			

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	性別
3	生年月日
4	健康状態
5	食事上の配慮事項
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	

報告	16

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容〈第1号〉	ア	給食運営業務委託
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容(再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別) ア	イ	ウ	エ	1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉 ☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○				☑	給食提供に際して、児童の状況に応じた個別対応(アレルギー対応等)を行うため。
2	性別	○				☑	給食提供に際して、児童の状況に応じた個別対応(アレルギー対応等)を行うため。
3	生年月日	○				☑	給食提供に際して、児童の状況に応じた個別対応(アレルギー対応等)を行うため。
4	健康状態	○				☑	給食提供に際して、児童の状況に応じた個別対応(アレルギー対応等)を行うため。
5	食事上の配慮事項	○				☑	給食提供に際して、児童の状況に応じた個別対応(アレルギー対応等)を行うため。
6							
7							
8							
9							
10							

報告	16

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、
委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉

☑	選定に使用した選定基準等	
☑	①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン

3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)

・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉

☑	契約書等への記載事項		契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑	②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	③	**【外部委託の場合】**再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
無	④	**【指定管理者の場合】**委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉	
☑	⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	⑪	**【外部委託の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
無	⑫	**【指定管理者の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉	
☑	⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する

4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)

・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉

☑	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等
☑	⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を記載した「情報管理体制表」を提出させる。仕様書に個人情報の管理の状況についての検査に関する事項を記載する。
☑	⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	年1回、実地検査により確認を行う。
☑	⑯	**【外部委託の場合】**委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	再委託は行わない
無	⑰	**【指定管理者の場合】**指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑	⑱	**委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり**、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報はすべて委託する業務に必要なものであるため、当該措置は実施しない。
☑	⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	受領簿に記録するとともに、受領確認を行う。また、書類利用終了後に速やかに廃棄又は回収するものとし、原則施設外へ持ち出さないこととする。

外部委託の記録5

業務の名称	児童相談所の運営　　に関する業務			
部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課			
委託先の区分	民間事業者			
委託の期間	☐ 単年度　☑ 継続			
委託の内容	学習指導業務委託			
再委託の内容・理由				
委託の条件	☑ 個人情報に関する秘密保持	☑ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応		
	☑ 個人情報の目的外利用の禁止	☑ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄		
	☑ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☑ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任		
	☑ 個人情報の第三者への提供の制限	☑ 契約内容の遵守状況についての定期的報告		
	☑ 個人情報の複製等の制限	☑ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等		
	☑ 個人情報の安全管理措置	☑ 関係法令の遵守		
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧　☑ 文書　☐ 磁気媒体　☐ 外部結合　☐ その他:			
	外部結合による授受			

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	性別
3	生年月日
4	日常生活動作の状況
5	健康状態
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	

報告	16

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容〈第1号〉	ア	学習指導業務委託
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容(再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別) ア	イ	ウ	エ	1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉 ☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○				☑	学習に際して、児童の状況に応じた対応を行うため。
2	性別	○				☑	学習に際して、児童の状況に応じた対応を行うため。
3	生年月日	○				☑	学習に際して、児童の状況に応じた対応を行うため。
4	日常生活動作の状況	○				☑	学習に際して、児童の状況に応じた対応を行うため。
5	健康状態	○				☑	学習に際して、児童の状況に応じた対応を行うため。
6							
7							
8							
9							
10							

報告	16

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、
委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉

☑	選定に使用した選定基準等
☑	① 個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン

3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)

・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉

☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑	② 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	③ **【外部委託の場合】**再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
無	④ **【指定管理者の場合】**委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉	
☑	⑤ 個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	⑥ 個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	⑦ 個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	⑧ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	⑨ 委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	⑩ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	⑪ **【外部委託の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
無	⑫ **【指定管理者の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉	
☑	⑬ 関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する

4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)

・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉

☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑	⑭ 委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を記載した「情報管理体制表」を提出させる。仕様書に個人情報の管理の状況についての検査に関する事項を記載する。
☑	⑮ 委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	年1回、実地検査により確認を行う。
☑	⑯ **【外部委託の場合】**委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	再委託は行わない
無	⑰ **【指定管理者の場合】**指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑	⑱ **委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり**、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報はすべて委託する業務に必要なものであるため、当該措置は実施しない。
☑	⑲ 委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	受領簿に記録するとともに、受領確認を行う。また、書類利用終了後に速やかに廃棄又は回収するものとし、原則施設外へ持ち出さないこととする。

外部委託の記録6

業務の名称	児童相談所の運営　　に関する業務	
部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課	
委託先の区分	民間事業者(児童移送補助)	
委託の期間	☐ 単年度　☑ 継続	
委託の内容	区立児童相談所で一時保護または措置した児童のうち、保護者の居住地が他自治体であるため当該他自治体の児童相談所に移管する場合、東京都や他区の一時保護所、児童福祉施設等に一時保護委託または措置する場合、または通学支援の同行で児童福祉司が行う移送を補助する。	
再委託の内容・理由		
委託の条件	☑ 個人情報に関する秘密保持	☑ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応
	☑ 個人情報の目的外利用の禁止	☑ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄
	☑ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☑ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任
	☑ 個人情報の第三者への提供の制限	☑ 契約内容の遵守状況についての定期的報告
	☑ 個人情報の複製等の制限	☑ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等
	☑ 個人情報の安全管理措置	☑ 関係法令の遵守
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧　☐ 文書　☐ 磁気媒体　☑ 外部結合　☑ その他: 電話	
	外部結合による授受	外部結合の記録　1　のとおり

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	性別
3	生年月日
4	身体障害の状況
5	精神障害の状況
6	知的障害の状況
7	健康状態
8	傷病等の状況
9	発育の状況
10	行動観察の内容
11	身体の状況
12	相談の内容
13	指導・処遇の内容
14	措置の状況
15	施設入所の状況
16	一時保護の状況
17	一時保護の理由
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	16

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容〈第1号〉	ア	児童移送補助
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容(再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別) ア	イ	ウ	エ	1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉 ☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○				☑	児童の情報を把握し、安全に移送するため。
2	性別	○				☑	児童の情報を把握し、安全に移送するため。
3	生年月日	○				☑	児童の情報を把握し、安全に移送するため。
4	身体障害の状況	○				☑	児童の情報を把握し、安全に移送するため。
5	精神障害の状況	○				☑	児童の情報を把握し、安全に移送するため。
6	知的障害の状況	○				☑	児童の情報を把握し、安全に移送するため。
7	健康状態	○				☑	児童の情報を把握し、安全に移送するため。
8	傷病等の状況	○				☑	児童の情報を把握し、安全に移送するため。
9	発育の状況	○				☑	児童の情報を把握し、安全に移送するため。
10	行動観察の内容	○				☑	児童の情報を把握し、安全に移送するため。

委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報 No		委託先等が取扱う保有個人情報 （業務別）				1．委託先等に取り扱わせる保有個人情報（第5号） ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
11	身体の状況	○				☑	児童の情報を把握し、安全に移送するため。
12	相談の内容	○				☑	児童の情報を把握し、安全に移送するため。
13	指導・処遇の内容	○				☑	児童の情報を把握し、安全に移送するため。
14	措置の状況	○				☑	児童の情報を把握し、安全に移送するため。
15	施設入所の状況	○				☑	児童の情報を把握し、安全に移送するため。
16	一時保護の状況	○				☑	児童の情報を把握し、安全に移送するため。
17	一時保護の理由	○				☑	児童の情報を把握し、安全に移送するため。
18						□	
19						□	
20						□	
21						□	
22						□	
23						□	
24						□	

報告	16

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉			
☑	選定に使用した選定基準等		
☑	①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)			
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉			
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置	
☑	②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	③	**【外部委託の場合】**再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無	④	**【指定管理者の場合】**委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉	
☑	⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑪	**【外部委託の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無	⑫	**【指定管理者の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉	
☑	⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)			
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉			
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等	
☑	⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を記載した「情報管理体制表」を提出させる。仕様書に個人情報の管理の状況についての検査に関する事項を記載する。
☑	⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	年1回、実地検査により確認を行う。
☑	⑯	**【外部委託の場合】**委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	再委託は行わない
無	⑰	**【指定管理者の場合】**指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑	⑱	**委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり**、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	個人情報を提供する際は、不要な個人情報を被覆又は削除することとし、必要最低限度の個人情報項目を提供する。
☑	⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	受託した業務で収集・使用した個人情報は、返還又は速やかに廃棄すること、個人情報漏洩防止のための安全管理措置を講じること等を特記仕様書に明記する。

外部委託の記録7

業務の名称	児童相談所の運営　　に関する業務	
部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課	
委託先の区分	民間事業者(夜間・休日電話相談)	
委託の期間	☐ 単年度　☑ 継続	
委託の内容	児童相談所職員が不在にする夜間・休日時間帯について、杉並区児童相談所相談電話並びに児童相談所虐待対応ダイヤル(189)及び児童相談所相談専用ダイヤル(0120-189-783)に入電した児童虐待相談・通告など児童に関する相談を電話で受け付ける。	
再委託の内容・理由		
委託の条件	☑ 個人情報に関する秘密保持	☑ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応
	☑ 個人情報の目的外利用の禁止	☑ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄
	☑ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☑ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任
	☑ 個人情報の第三者への提供の制限	☑ 契約内容の遵守状況についての定期的報告
	☑ 個人情報の複製等の制限	☑ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等
	☑ 個人情報の安全管理措置	☑ 関係法令の遵守
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧　☐ 文書　☐ 磁気媒体　☑ 外部結合　☐ その他:	
	外部結合による授受	外部結合の記録　2　のとおり　情報基盤の利用あり

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	国籍
6	続柄
7	電話番号
8	親族等の関係
9	婚姻・離婚の状況
10	出生・死亡の状況
11	住所等異動状況
12	在留カードの記載事項
13	収入の状況
14	身体障害の状況
15	精神障害の状況
16	知的障害の状況
17	健康状態
18	日常生活動作の状況
19	傷病等の状況
20	治療等の状況
21	診断結果の状況
22	入院等の状況
23	妊娠・出産の状況
24	発育の状況
25	予防接種の状況

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	行動観察の内容
27	身体の状況
28	家庭の状況
29	扶養関係
30	住居の状況
31	保育の状況
32	育児経験
33	生育歴
34	生活歴
35	生活習慣
36	年金・健康保険加入状況
37	医療保険加入状況
38	公的給付状況
39	生活保護受給の状況
40	保健福祉サービス利用状況
41	相談の内容
42	申請理由
43	指導・処遇の内容
44	施設入所の状況
45	要望・苦情の内容
46	措置の状況
47	一時保護の状況
48	一時保護の同意
49	一時保護の理由
50	一時保護の意向

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
51	援助の意向
52	援助の承諾・不承諾の状況
53	職業
54	勤務先
55	職歴
56	就労の状況
57	学歴
58	資格
59	経歴
60	就園・就学の状況
61	学童クラブの状況
62	社会参加の状況
63	所属
64	食事上の配慮事項
65	生活上の配慮事項
66	宗教・文化上の配慮事項
67	
68	
69	
70	
71	
72	
73	
74	
75	
76	
77	
78	
79	
80	
81	
82	
83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	
98	
99	
100	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
101	
102	
103	
104	
105	
106	
107	
108	
109	
110	
111	
112	
113	
114	
115	
116	
117	
118	
119	
120	
121	
122	
123	
124	
125	
126	
127	
128	
129	
130	
131	
132	
133	
134	
135	
136	
137	
138	
139	
140	
141	
142	
143	
144	
145	
146	
147	
148	
149	
150	

報告	16

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容〈第1号〉	ア	夜間・休日の電話による児童虐待相談・通告の受理
	イ	夜間・休日の電話による子育て相談対応業務
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容(再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別) ア	イ	ウ	エ	1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉 ☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
2	住所	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
3	性別	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
4	生年月日	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
5	国籍	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
6	続柄	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
7	電話番号	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
8	親族等の関係	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
9	婚姻・離婚の状況	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
10	出生・死亡の状況	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。

委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報 No		委託先等が取扱う保有個人情報（業務別） ア	イ	ウ	エ	1．委託先等に取り扱わせる保有個人情報（第5号） ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉 ☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
11	住所等異動状況	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
12	在留カードの記載事項	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
13	収入の状況	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
14	身体障害の状況	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
15	精神障害の状況	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
16	知的障害の状況	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
17	健康状態	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
18	日常生活動作の状況	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
19	傷病等の状況	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
20	治療等の状況	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
21	診断結果の状況	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
22	入院等の状況	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
23	妊娠・出産の状況	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
24	発育の状況	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。

委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報 No		委託先等が取扱う保有個人情報（業務別）				1．委託先等に取り扱わせる保有個人情報（第5号） ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
25	予防接種の状況	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
26	行動観察の内容	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
27	身体の状況	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
28	家庭の状況	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
29	扶養関係	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
30	住居の状況	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
31	保育の状況	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
32	育児経験	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
33	生育歴	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
34	生活歴	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
35	生活習慣	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
36	年金・健康保険加入状況	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
37	医療保険加入状況	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
38	公的給付状況	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。

委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報 No		委託先等が取扱う保有個人情報（業務別） ア	イ	ウ	エ	1．委託先等に取り扱わせる保有個人情報（第5号） ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉 ☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
39	生活保護受給の状況	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
40	保健福祉サービス利用状況	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
41	相談内容	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
42	申請理由	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
43	指導・処遇の内容	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
44	施設入所の状況	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
45	要望・苦情の内容	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
46	措置の状況	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
47	一時保護の状況	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
48	一時保護の同意	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
49	一時保護の理由	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
50	一時保護の意向	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
51	援助の意向	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
52	援助の承諾・不承諾の状況	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。

委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報		委託先等が取扱う保有個人情報 （業務別）				1．委託先等に取り扱わせる保有個人情報（第5号） ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 〈第5号〉	
No		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
53	職業	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
54	勤務先	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
55	職歴	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
56	就労の状況	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
57	学歴	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
58	資格	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
59	経歴	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
60	就園・就学の状況	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
61	学童クラブの状況	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
62	社会参加の状況	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
63	所属	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
64	食事上の配慮事項	○	○			☑	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
65	生活上の配慮事項	○	○			○	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。
66	宗教・文化上の配慮事項	○	○			○	児童虐待通告・子育て相談を受け、必要に応じて児童相談所へ引継ぎを行うため。

報告	16

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉

☑	選定に使用した選定基準等	
☑	①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン

3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)

・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉

☑	契約書等への記載事項		契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑	②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書において規定する。
☑	③	**【外部委託の場合】**再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	個人情報に係る特記仕様書において規定する。
無	④	**【指定管理者の場合】**委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉	
☑	⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書において規定する。
☑	⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書において規定する。
☑	⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書において規定する。
☑	⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書において規定する。
☑	⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書において規定する。
☑	⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	個人情報に係る特記仕様書において規定する。
☑	⑪	**【外部委託の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	個人情報に係る特記仕様書において規定する。
無	⑫	**【指定管理者の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉	
☑	⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書において規定する。

4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)

・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉

☑	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等
☑	⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	書面で確認を行う。
☑	⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	委託事業者については、個人情報の保存・管理は行わず、自治体が管理する電子計算組織に直接入力する業務形態であることから、実地検査は行っていないが、契約時及び定期的に書面等により作業の管理体制及び個人情報の管理状況を確認する。
☑	⑯	**【外部委託の場合】**委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	再委託は行わない
無	⑰	**【指定管理者の場合】**指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑	⑱	**委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり**、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	個人情報を提供する際は、不要な個人情報を被覆又は削除することとし、必要最低限度の個人情報項目を提供する。
☑	⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	受託した業務で収集・使用した個人情報は、返還又は速やかに廃棄すること、個人情報漏洩防止のための安全管理措置を講じること等を特記仕様書に明記する。

目的外利用をした記録1

目的外利用をした業務の名称	(a) 児童相談所の運営	に関する業務
目的外利用をした業務の利用目的	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	
目的外利用の根拠	☑ 法第69条第1項(法令に基づく場合)	
	☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)	
	☐ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき)	
	上記の法令根拠又は相当の理由	児童福祉法
目的外利用の方法	☐ 閲覧 ☑ 文書 ☑ 電子計算組織 ☐ その他:	
目的外利用をされた業務の名称	(b) 児童虐待の予防と解決のための調整	に関する業務

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	本籍・国籍
6	続柄
7	電話番号
8	メールアドレス
9	親族等の関係
10	婚姻・離婚の状況
11	出生・死亡の状況
12	住所等異動状況
13	在留カードの記載事項
14	収入の状況
15	税額等の状況
16	資産の状況
17	身体障害の状況
18	精神障害の状況
19	知的障害の状況
20	健康状態
21	日常生活動作の状況
22	傷病等の状況
23	治療等の状況
24	診断結果の状況
25	入院等の状況

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	妊娠・出産の状況
27	発育の状況
28	予防接種の状況
29	家庭の状況
30	扶養関係
31	住居の状況
32	保育の状況
33	育児経験
34	生育歴
35	生活歴
36	生活習慣
37	年金・健康保険加入状況
38	公的給付受給状況
39	生活保護受給の状況
40	保健福祉サービス利用状況
41	相談の内容
42	申請理由
43	指導・処遇の内容
44	施設入所の状況
45	要望・苦情の内容
46	職業
47	勤務先
48	職歴
49	就労の状況
50	学歴

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
51	資格
52	経歴
53	就園・就学の状況
54	学童クラブの状況
55	社会参加の状況
56	
57	
58	
59	
60	
61	
62	
63	
64	
65	
66	
67	
68	
69	
70	
71	
72	
73	
74	
75	
76	
77	
78	
79	
80	
81	
82	
83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	
98	
99	
100	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
101	
102	
103	
104	
105	
106	
107	
108	
109	
110	
111	
112	
113	
114	
115	
116	
117	
118	
119	
120	
121	
122	
123	
124	
125	
126	
127	
128	
129	
130	
131	
132	
133	
134	
135	
136	
137	
138	
139	
140	
141	
142	
143	
144	
145	
146	
147	
148	
149	
150	

報告	16

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務
	部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課
	目的外利用を行う理由	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
外部提供	外部提供先の種別	
	外部提供先(詳細)	
	外部提供の方法	方法(詳細)

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
2	住所	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
3	性別	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
4	生年月日	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
5	本籍・国籍	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
6	続柄	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
7	電話番号	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
8	メールアドレス	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
9	親族等の関係	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
10	婚姻・離婚の状況	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
11	出生・死亡の状況	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
12	住所等異動状況	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
13	在留カードの記載事項	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
14	収入の状況	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
15	税額等の状況	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
16	資産の状況	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
17	身体障害の状況	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
18	精神障害の状況	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
19	知的障害の状況	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
20	健康状態	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため

目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉		目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉	
No		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由	No		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
21	日常生活動作の状況	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため	36	生活習慣	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
22	傷病等の状況	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため	37	年金・健康保険加入状況	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
23	治療等の状況	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため	38	公的給付受給状況	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
24	診断結果の状況	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため	39	生活保護受給の状況	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
25	入院等の状況	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため	40	保健福祉サービス利用状況	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
26	妊娠・出産の状況	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため	41	相談の内容	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
27	発育の状況	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため	42	申請理由	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
28	予防接種の状況	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため	43	指導・処遇の内容	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
29	家庭の状況	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため	44	施設入所の状況	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
30	扶養関係	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため	45	要望・苦情の内容	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
31	住居の状況	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため	46	職業	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
32	保育の状況	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため	47	勤務先	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
33	育児経験	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため	48	職歴	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
34	生育歴	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため	49	就労の状況	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
35	生活歴	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため	50	学歴	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため

目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。<第1号>		目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。<第1号>	
No		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由	No		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
51	資格	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため	66		□	
52	経歴	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため	67		□	
53	就園・就学の状況	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため	68		□	
54	学童クラブの状況	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため	69		□	
55	社会参加の状況	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため	70		□	
56		□		71		□	
57		□		72		□	
58		□		73		□	
59		□		74		□	
60		□		75		□	
61		□		76		□	
62		□		77		□	
63		□		78		□	
64		□		79		□	
65		□		80		□	

報告	16

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)					
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉					
☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❷【利用目的以外の目的の場合】法第69条第1項
				【目的外利用・利用目的以外の目的のための外部提供】 目的外利用又は外部提供を行う法令根拠があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 児童福祉法	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
無	⑤	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉			
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)					
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉					
☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉			
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉			
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉			

目的外利用をした記録2

目的外利用をした業務の名称	(a) 児童相談所の運営	に関する業務
目的外利用をした業務の利用目的	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため	
目的外利用の根拠	☑ 法第69条第1項(法令に基づく場合)	
	☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)	
	☐ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき)	
	上記の法令根拠又は相当の理由	児童福祉法
目的外利用の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☑ 電子計算組織 ☐ その他:	
目的外利用をされた業務の名称	(b) 国民健康保険給付	に関する業務

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	国民健康保険加入の状況
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	16

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	国民健康保険給付					
	部課名	保健福祉部国保年金課					
	目的外利用を行う理由	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため					
外部提供	外部提供先の種別						
	外部提供先(詳細)						
	外部提供の方法				方法(詳細)		

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため	11		□	
2	住所	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため	12		□	
3	性別	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため	13		□	
4	生年月日	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため	14		□	
5	国民健康保険加入の状況	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため	15		□	
6		□		16		□	
7		□		17		□	
8		□		18		□	
9		□		19		□	
10		□		20		□	

報告	16

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)					
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉					
☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❷【利用目的以外の目的の場合】法第69条第1項
				【目的外利用・利用目的以外の目的のための外部提供】 目的外利用又は外部提供を行う法令根拠があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 児童福祉法	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
無	⑤	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉			
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)					
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉					
☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉			
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉			
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉			

目的外利用をした記録3

目的外利用をした業務の名称	(a) 児童相談所の運営　　に関する業務
目的外利用をした業務の利用目的	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため
目的外利用の根拠	☑ 法第69条第1項(法令に基づく場合)
	☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)
	☐ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき)
	上記の法令根拠又は相当の理由：児童福祉法
目的外利用の方法	☐ 閲覧　☐ 文書　☑ 電子計算組織　☐ その他：
目的外利用をされた業務の名称	(b) 特別区民税・都民税賦課徴収(普通徴収)　　に関する業務

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	税額等の状況
6	収入の状況
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	16

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	特別区民税・都民税賦課徴収(普通徴収)
	部課名	区民生活部課税課、区民生活部納税課
	目的外利用を行う理由	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
外部提供	外部提供先の種別	
	外部提供先(詳細)	
	外部提供の方法	方法(詳細)

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
2	住所	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
3	性別	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
4	生年月日	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
5	税額等の状況	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
6	収入の状況	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
7		□	
8		□	
9		□	
10		□	
11		□	
12		□	
13		□	
14		□	
15		□	
16		□	
17		□	
18		□	
19		□	
20		□	

報告	16

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)					
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉					
☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❷【利用目的以外の目的の場合】法第69条第1項
				【目的外利用・利用目的以外の目的のための外部提供】 目的外利用又は外部提供を行う法令根拠があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 児童福祉法	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
無	⑤	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉			
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)					
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉					
☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉			
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉			
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉			

目的外利用をした記録4

目的外利用をした業務の名称	(a) 児童相談所の運営　　に関する業務
目的外利用をした業務の利用目的	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため
目的外利用の根拠	☑ 法第69条第1項(法令に基づく場合)
	☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)
	☐ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき)
	上記の法令根拠又は相当の理由：児童福祉法
目的外利用の方法	☐ 閲覧　☐ 文書　☑ 電子計算組織　☐ その他：
目的外利用をされた業務の名称	(b) 生活保護　　に関する業務

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	生活保護受給の有無
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	16

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	生活保護					
	部課名	保健福祉部杉並福祉事務所					
	目的外利用を行う理由	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため					
外部提供	外部提供先の種別						
	外部提供先(詳細)						
	外部提供の方法				方法(詳細)		

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
2	住所	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
3	性別	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
4	生年月日	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
5	生活保護受給の有無	☑	特定妊婦、要支援児童、要保護児童の家庭状況を把握するため
6		□	
7		□	
8		□	
9		□	
10		□	
11		□	
12		□	
13		□	
14		□	
15		□	
16		□	
17		□	
18		□	
19		□	
20		□	

報告	16

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)					
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉					
☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❷【利用目的以外の目的の場合】法第69条第1項
				【目的外利用・利用目的以外の目的のための外部提供】 目的外利用又は外部提供を行う法令根拠があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 児童福祉法	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
無	⑤	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉			
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)					
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉					
☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉			
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉			
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉			

目的外利用をした記録5

目的外利用をした業務の名称	(a) 児童相談所の運営　　に関する業務
目的外利用をした業務の利用目的	児童相談所の業務、その他これに関連する児童の福祉に関する業務を行うため
目的外利用の根拠	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)
	☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)
	☑ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき)
	上記の法令根拠又は相当の理由：関係機関に対する施設入所障害児についての情報共有を促進するため
目的外利用の方法	☑ 閲覧　☐ 文書　☐ 電子計算組織　☐ その他：
目的外利用をされた業務の名称	(b) 障害児通所及び入所支援事業　　に関する業務

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	電話番号
6	障害の状況
7	診断結果の状況
8	傷病名・傷病歴
9	家族構成
10	扶養関係
11	住居の状況
12	介護の状況
13	日常生活動作の状況
14	サービス受給内容
15	他法のサービス受給内容
16	通所施設状況
17	相談内容
18	通園・通学先
19	職業・勤務先
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	16

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	障害児通所及び入所支援事業
	部課名	保健福祉部障害者施策課
	目的外利用を行う理由	関係機関に対する施設入所障害児についての情報共有を促進するため
外部提供	外部提供先の種別	
	外部提供先(詳細)	
	外部提供の方法	方法(詳細)

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉		目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑	関係機関に対する施設入所障害児についての情報共有を促進するため	
2	住所	☑	関係機関に対する施設入所障害児についての情報共有を促進するため	
3	性別	☑	関係機関に対する施設入所障害児についての情報共有を促進するため	
4	生年月日	☑	関係機関に対する施設入所障害児についての情報共有を促進するため	
5	電話番号	☑	関係機関に対する施設入所障害児についての情報共有を促進するため	
6	障害の状況	☑	関係機関に対する施設入所障害児についての情報共有を促進するため	
7	診断結果の状況	☑	関係機関に対する施設入所障害児についての情報共有を促進するため	
8	傷病名・傷病歴	☑	関係機関に対する施設入所障害児についての情報共有を促進するため	
9	家族構成	☑	関係機関に対する施設入所障害児についての情報共有を促進するため	
10	扶養関係	☑	関係機関に対する施設入所障害児についての情報共有を促進するため	
11	住居の状況	☑	関係機関に対する施設入所障害児についての情報共有を促進するため	
12	介護の状況	☑	関係機関に対する施設入所障害児についての情報共有を促進するため	
13	日常生活動作の状況	☑	関係機関に対する施設入所障害児についての情報共有を促進するため	
14	サービス受給内容	☑	関係機関に対する施設入所障害児についての情報共有を促進するため	
15	他法のサービス受給内容	☑	関係機関に対する施設入所障害児についての情報共有を促進するため	
16	通所施設状況	☑	関係機関に対する施設入所障害児についての情報共有を促進するため	
17	相談内容	☑	関係機関に対する施設入所障害児についての情報共有を促進するため	
18	通園・通学先	☑	関係機関に対する施設入所障害児についての情報共有を促進するため	
19	職業・勤務先	☑	関係機関に対する施設入所障害児についての情報共有を促進するため	
20		□		

報告	16

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)

・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❹【利用目的以外の目的の場合】法第69条第2項第2号
				【目的外利用】 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 関係機関に対する施設入所障害児についての情報共有を促進するため	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
無	⑤	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉			

3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)

利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉	

外部提供の記録1

業務の名称	児童相談所の運営　　に関する業務		
部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課		
外部提供を受ける者	児童福祉法第26条第1項第2号に定める措置先、東京都		
外部提供を受ける者の利用目的	児童又はその保護者の指導		
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☑ 法令根拠あり　☐ 相当の理由がある	
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)	
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)	
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号
	上記の法令根拠 又は 相当の理由	児童福祉法施行規則第26条	
外部提供の方法	☐ 閲覧　☑ 文書　☐ 磁気媒体　☐ 外部結合　☐ その他:		
	外部結合による提供		
外部提供の相手方に求めた措置の内容			

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	本籍・国籍
6	続柄
7	電話番号
8	メールアドレス
9	親族等の関係
10	婚姻・離婚の状況
11	出生・死亡の状況
12	住所等異動状況
13	在留カードの記載事項
14	個人番号
15	受給者番号
16	児童番号
17	収入の状況
18	税額等の状況
19	資産の状況
20	課税・納税状況
21	階層区分
22	徴収金額
23	身体障害の状況
24	精神障害の状況
25	知的障害の状況

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	健康状態
27	日常生活動作の状況
28	傷病等の状況
29	治療等の状況
30	診断結果の状況
31	入院等の状況
32	妊娠・出産の状況
33	発育の状況
34	予防接種の状況
35	行動観察の内容
36	身体の状況
37	容姿
38	家庭の状況
39	扶養関係
40	住居の状況
41	保育の状況
42	育児経験
43	生育歴
44	生活歴
45	生活習慣
46	年金・健康保険加入状況
47	医療保険加入状況
48	公的給付状況
49	生活保護受給の状況
50	保健福祉サービス利用状況

項番	外部提供した保有個人情報の項目
51	相談の内容
52	申請理由
53	指導・処遇の内容
54	施設入所の状況
55	要望・苦情の内容
56	措置の状況
57	安全確認調査の状況
58	児童福祉審議会諮問結果
59	児童福祉審議会の状況
60	一時保護の状況
61	一時保護の同意
62	一時保護の理由
63	一時保護の意向
64	援助の内容
65	援助の意向
66	援助の承諾・不承諾の状況
67	食事上の配慮事項
68	生活上の配慮事項
69	宗教・文化上の配慮事項
70	職業
71	勤務先
72	職歴
73	就労の状況
74	学歴
75	資格
76	経歴
77	就園・就学の状況
78	学童クラブの状況
79	社会参加の状況
80	所属
81	学習・成績の状況
82	
83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	
98	
99	
100	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
101	
102	
103	
104	
105	
106	
107	
108	
109	
110	
111	
112	
113	
114	
115	
116	
117	
118	
119	
120	
121	
122	
123	
124	
125	
126	
127	
128	
129	
130	
131	
132	
133	
134	
135	
136	
137	
138	
139	
140	
141	
142	
143	
144	
145	
146	
147	
148	
149	
150	

報告	16

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称					
	部課名					
	目的外利用を行う理由					
外部提供	外部提供先の種別	行政機関、民間事業者				
	外部提供先(詳細)	東京都、児童委員、障害者等相談支援事業を行う者等				
	外部提供の方法	文書			方法(詳細)	郵送

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	11	出生・死亡の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
2	住所	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	12	住所等異動状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
3	性別	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	13	在留カードの記載事項	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
4	生年月日	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	14	個人番号	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
5	本籍・国籍	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	15	受給者番号	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
6	続柄	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	16	児童番号	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
7	電話番号	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	17	収入の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
8	メールアドレス	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	18	税額等の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
9	親族等の関係	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	19	資産の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
10	婚姻・離婚の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	20	課税・納税状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため

目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)		目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。<第1号>				業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。<第1号>	
No		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由	No		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
21	階層区分	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	36	身体の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
22	徴収金額	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	37	容姿	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
23	身体障害の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	38	家庭の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
24	精神障害の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	39	扶養関係	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
25	知的障害の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	40	住居の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
26	健康状態	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	41	保育の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
27	日常生活動作の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	42	育児経験	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
28	傷病等の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	43	生育歴	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
29	治療等の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	44	生活歴	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
30	診断結果の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	45	生活習慣	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
31	入院等の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	46	年金・健康保険加入状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
32	妊娠・出産の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	47	医療保険加入状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
33	発育の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	48	公的給付状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
34	予防接種の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	49	生活保護受給の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
35	行動観察の内容	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	50	保健福祉サービス利用状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため

目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉		目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉	
No		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由	No		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
51	相談の内容	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	66	援助の承諾・不承諾の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
52	申請理由	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	67	食事上の配慮事項	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
53	指導・処遇の内容	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	68	生活上の配慮事項	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
54	施設入所の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	69	宗教・文化上の配慮事項	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
55	要望・苦情の内容	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	70	職業	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
56	措置の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	71	勤務先	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
57	安全確認調査の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	72	職歴	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
58	児童福祉審議会諮問結果	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	73	就労の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
59	児童福祉審議会の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	74	学歴	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
60	一時保護の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	75	資格	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
61	一時保護の同意	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	76	経歴	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
62	一時保護の理由	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	77	就園・就学の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
63	一時保護の意向	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	78	学童クラブの状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
64	援助の内容	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	79	社会参加の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
65	援助の意向	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	80	所属	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。<第1号>		No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。<第1号>	
		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
81	学習・成績の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	96		□	
82		□		97		□	
83		□		98		□	
84		□		99		□	
85		□		100		□	
86		□		101		□	
87		□		102		□	
88		□		103		□	
89		□		104		□	
90		□		105		□	
91		□		106		□	
92		□		107		□	
93		□		108		□	
94		□		109		□	
95		□		110		□	

報告	16

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)

・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❶【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある
				【利用目的のための外部提供】 保有個人情報を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 児童福祉法施行規則第26条	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
☑	⑤	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない		

3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)

利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉	

外部提供の記録2

業務の名称	児童相談所の運営　　に関する業務		
部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課		
外部提供を受ける者	児童福祉法第27条第1項第3号に定める措置先、東京都		
外部提供を受ける者の利用目的	児童を里親等への委託又は児童養護施設等への入所		
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☑ 法令根拠あり　☐ 相当の理由がある	
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)	
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)	
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号
	上記の法令根拠 又は 相当の理由	児童福祉法施行規則第26条	
外部提供の方法	☐ 閲覧　☑ 文書　☐ 磁気媒体　☐ 外部結合　☐　その他:		
	外部結合による提供		
外部提供の相手方に求めた措置の内容			

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	本籍・国籍
6	続柄
7	電話番号
8	メールアドレス
9	親族等の関係
10	婚姻・離婚の状況
11	出生・死亡の状況
12	住所等異動状況
13	在留カードの記載事項
14	個人番号
15	受給者番号
16	児童番号
17	収入の状況
18	税額等の状況
19	資産の状況
20	課税・納税状況
21	階層区分
22	徴収金額
23	身体障害の状況
24	精神障害の状況
25	知的障害の状況

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	健康状態
27	日常生活動作の状況
28	傷病等の状況
29	治療等の状況
30	診断結果の状況
31	入院等の状況
32	妊娠・出産の状況
33	発育の状況
34	予防接種の状況
35	行動観察の内容
36	身体の状況
37	容姿
38	家庭の状況
39	扶養関係
40	住居の状況
41	保育の状況
42	育児経験
43	生育歴
44	生活歴
45	生活習慣
46	年金・健康保険加入状況
47	医療保険加入状況
48	公的給付状況
49	生活保護受給の状況
50	保健福祉サービス利用状況

項番	外部提供した保有個人情報の項目
51	相談の内容
52	申請理由
53	指導・処遇の内容
54	施設入所の状況
55	要望・苦情の内容
56	措置の状況
57	安全確認調査の状況
58	児童福祉審議会諮問結果
59	児童福祉審議会の状況
60	一時保護の状況
61	一時保護の同意
62	一時保護の理由
63	一時保護の意向
64	援助の内容
65	援助の意向
66	援助の承諾・不承諾の状況
67	食事上の配慮事項
68	生活上の配慮事項
69	宗教・文化上の配慮事項
70	職業
71	勤務先
72	職歴
73	就労の状況
74	学歴
75	資格
76	経歴
77	就園・就学の状況
78	学童クラブの状況
79	社会参加の状況
80	所属
81	学習・成績の状況
82	
83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	
98	
99	
100	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
101	
102	
103	
104	
105	
106	
107	
108	
109	
110	
111	
112	
113	
114	
115	
116	
117	
118	
119	
120	
121	
122	
123	
124	
125	
126	
127	
128	
129	
130	
131	
132	
133	
134	
135	
136	
137	
138	
139	
140	
141	
142	
143	
144	
145	
146	
147	
148	
149	
150	

報告	16

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称					
	部課名					
	目的外利用を行う理由					
外部提供	外部提供先の種別	行政機関、民間事業者				
	外部提供先(詳細)	児童養護施設等				
	外部提供の方法	文書			方法(詳細)	郵送

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉		No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉	
		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑	児童を里親等への委託又は児童養護施設等への入所を実施するため	11	出生・死亡の状況	☑	児童を里親等への委託又は児童養護施設等への入所を実施するため
2	住所	☑	児童を里親等への委託又は児童養護施設等への入所を実施するため	12	住所等異動状況	☑	児童を里親等への委託又は児童養護施設等への入所を実施するため
3	性別	☑	児童を里親等への委託又は児童養護施設等への入所を実施するため	13	在留カードの記載事項	☑	児童を里親等への委託又は児童養護施設等への入所を実施するため
4	生年月日	☑	児童を里親等への委託又は児童養護施設等への入所を実施するため	14	個人番号	☑	児童を里親等への委託又は児童養護施設等への入所を実施するため
5	本籍・国籍	☑	児童を里親等への委託又は児童養護施設等への入所を実施するため	15	受給者番号	☑	児童を里親等への委託又は児童養護施設等への入所を実施するため
6	続柄	☑	児童を里親等への委託又は児童養護施設等への入所を実施するため	16	児童番号	☑	児童を里親等への委託又は児童養護施設等への入所を実施するため
7	電話番号	☑	児童を里親等への委託又は児童養護施設等への入所を実施するため	17	収入の状況	☑	児童を里親等への委託又は児童養護施設等への入所を実施するため
8	メールアドレス	☑	児童を里親等への委託又は児童養護施設等への入所を実施するため	18	税額等の状況	☑	児童を里親等への委託又は児童養護施設等への入所を実施するため
9	親族等の関係	☑	児童を里親等への委託又は児童養護施設等への入所を実施するため	19	資産の状況	☑	児童を里親等への委託又は児童養護施設等への入所を実施するため
10	婚姻・離婚の状況	☑	児童を里親等への委託又は児童養護施設等への入所を実施するため	20	課税・納税状況	☑	児童を里親等への委託又は児童養護施設等への入所を実施するため

目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉		目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉	
No		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由	No		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
21	階層区分	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	36	身体の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
22	徴収金額	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	37	容姿	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
23	身体障害の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	38	家庭の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
24	精神障害の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	39	扶養関係	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
25	知的障害の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	40	住居の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
26	健康状態	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	41	保育の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
27	日常生活動作の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	42	育児経験	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
28	傷病等の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	43	生育歴	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
29	治療等の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	44	生活歴	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
30	診断結果の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	45	生活習慣	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
31	入院等の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	46	年金・健康保険加入状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
32	妊娠・出産の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	47	医療保険加入状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
33	発育の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	48	公的給付状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
34	予防接種の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	49	生活保護受給の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
35	行動観察の内容	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	50	保健福祉サービス利用状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため

目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉		目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉	
No		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由	No		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
51	相談の内容	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	66	援助の承諾・不承諾の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
52	申請理由	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	67	食事上の配慮事項	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
53	指導・処遇の内容	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	68	生活上の配慮事項	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
54	施設入所の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	69	宗教・文化上の配慮事項	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
55	要望・苦情の内容	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	70	職業	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
56	措置の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	71	勤務先	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
57	安全確認調査の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	72	職歴	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
58	児童福祉審議会諮問結果	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	73	就労の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
59	児童福祉審議会の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	74	学歴	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
60	一時保護の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	75	資格	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
61	一時保護の同意	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	76	経歴	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
62	一時保護の理由	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	77	就園・就学の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
63	一時保護の意向	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	78	学童クラブの状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
64	援助の内容	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	79	社会参加の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため
65	援助の意向	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	80	所属	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。<第1号>		No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。<第1号>	
		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
81	学習・成績の状況	☑	児童又はその保護者の指導を実施するため	96		□	
82		□		97		□	
83		□		98		□	
84		□		99		□	
85		□		100		□	
86		□		101		□	
87		□		102		□	
88		□		103		□	
89		□		104		□	
90		□		105		□	
91		□		106		□	
92		□		107		□	
93		□		108		□	
94		□		109		□	
95		□		110		□	

報告	16

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)					
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉					
☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❶【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある
				【利用目的のための外部提供】 保有個人情報を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 児童福祉法施行規則第26条	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
☑	⑤	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない		
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)					
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉					
☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉			
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉			
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉			

外部提供の記録3

業務の名称	児童相談所の運営　　に関する業務		
部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課		
外部提供を受ける者	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所		
外部提供を受ける者の利用目的	児童のこれまでの対応状況を提供するため		
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☑ 法令根拠あり　☐ 相当の理由がある	
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)	
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)	
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号
	上記の法令根拠 又は 相当の理由	児童福祉法	
外部提供の方法	☐ 閲覧　☑ 文書　☐ 磁気媒体　☐ 外部結合　☐ その他:		
	外部結合による提供		
外部提供の相手方に求めた措置の内容			

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	本籍・国籍
6	続柄
7	電話番号
8	メールアドレス
9	親族等の関係
10	婚姻・離婚の状況
11	出生・死亡の状況
12	住所等異動状況
13	在留カードの記載事項
14	個人番号
15	受給者番号
16	児童番号
17	収入の状況
18	税額等の状況
19	資産の状況
20	課税・納税状況
21	階層区分
22	徴収金額
23	身体障害の状況
24	精神障害の状況
25	知的障害の状況

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	健康状態
27	日常生活動作の状況
28	傷病等の状況
29	治療等の状況
30	診断結果の状況
31	入院等の状況
32	妊娠・出産の状況
33	発育の状況
34	予防接種の状況
35	行動観察の内容
36	身体の状況
37	容姿
38	家庭の状況
39	扶養関係
40	住居の状況
41	保育の状況
42	育児経験
43	生育歴
44	生活歴
45	生活習慣
46	年金・健康保険加入状況
47	医療保険加入状況
48	公的給付状況
49	生活保護受給の状況
50	保健福祉サービス利用状況

項番	外部提供した保有個人情報の項目		項番	外部提供した保有個人情報の項目
51	相談の内容		101	
52	申請理由		102	
53	指導・処遇の内容		103	
54	施設入所の状況		104	
55	要望・苦情の内容		105	
56	措置の状況		106	
57	安全確認調査の状況		107	
58	児童福祉審議会諮問結果		108	
59	児童福祉審議会の状況		109	
60	一時保護の状況		110	
61	一時保護の同意		111	
62	一時保護の理由		112	
63	一時保護の意向		113	
64	援助の内容		114	
65	援助の意向		115	
66	援助の承諾・不承諾の状況		116	
67	食事上の配慮事項		117	
68	生活上の配慮事項		118	
69	宗教・文化上の配慮事項		119	
70	職業		120	
71	勤務先		121	
72	職歴		122	
73	就労の状況		123	
74	学歴		124	
75	資格		125	
76	経歴		126	
77	就園・就学の状況		127	
78	学童クラブの状況		128	
79	社会参加の状況		129	
80	所属		130	
81	学習・成績の状況		131	
82			132	
83			133	
84			134	
85			135	
86			136	
87			137	
88			138	
89			139	
90			140	
91			141	
92			142	
93			143	
94			144	
95			145	
96			146	
97			147	
98			148	
99			149	
100			150	

報告	16

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称					
	部課名					
	目的外利用を行う理由					
外部提供	外部提供先の種別	行政機関				
	外部提供先(詳細)	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所				
	外部提供の方法	文書			方法(詳細)	郵送

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
2	住所	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
3	性別	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
4	生年月日	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
5	本籍・国籍	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
6	続柄	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
7	電話番号	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
8	メールアドレス	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
9	親族等の関係	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
10	婚姻・離婚の状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
11	出生・死亡の状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
12	住所等異動状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
13	在留カードの記載事項	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
14	個人番号	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
15	受給者番号	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
16	児童番号	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
17	収入の状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
18	税額等の状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
19	資産の状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
20	課税・納税状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉		No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉	
		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
21	階層区分	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため	36	身体の状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
22	徴収金額	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため	37	容姿	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
23	身体障害の状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため	38	家庭の状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
24	精神障害の状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため	39	扶養関係	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
25	知的障害の状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため	40	住居の状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
26	健康状態	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため	41	保育の状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
27	日常生活動作の状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため	42	育児経験	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
28	傷病等の状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため	43	生育歴	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
29	治療等の状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため	44	生活歴	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
30	診断結果の状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため	45	生活習慣	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
31	入院等の状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため	46	年金・健康保険加入状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
32	妊娠・出産の状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため	47	医療保険加入状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
33	発育の状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため	48	公的給付状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
34	予防接種の状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため	49	生活保護受給の状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
35	行動観察の内容	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため	50	保健福祉サービス利用状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため

目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報 No		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報 No		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
51	相談の内容	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため	66	援助の承諾・不承諾の状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
52	申請理由	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため	67	食事上の配慮事項	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
53	指導・処遇の内容	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため	68	生活上の配慮事項	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
54	施設入所の状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため	69	宗教・文化上の配慮事項	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
55	要望・苦情の内容	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため	70	職業	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
56	措置の状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため	71	勤務先	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
57	安全確認調査の状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため	72	職歴	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
58	児童福祉審議会諮問結果	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため	73	就労の状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
59	児童福祉審議会の状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため	74	学歴	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
60	一時保護の状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため	75	資格	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
61	一時保護の同意	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため	76	経歴	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
62	一時保護の理由	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため	77	就園・就学の状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
63	一時保護の意向	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため	78	学童クラブの状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
64	援助の内容	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため	79	社会参加の状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため
65	援助の意向	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため	80	所属	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉		No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉	
		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
81	学習・成績の状況	☑	転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うため	96		□	
82		□		97		□	
83		□		98		□	
84		□		99		□	
85		□		100		□	
86		□		101		□	
87		□		102		□	
88		□		103		□	
89		□		104		□	
90		□		105		□	
91		□		106		□	
92		□		107		□	
93		□		108		□	
94		□		109		□	
95		□		110		□	

報告	16

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)					
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉					
☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❶【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある
				【利用目的のための外部提供】 保有個人情報を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 児童福祉法	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
☑	⑤	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない		
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)					
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉					
☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉			
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉			
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉			

外部提供の記録4

業務の名称	児童相談所の運営　　に関する業務		
部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課		
外部提供を受ける者	児童福祉法第33条に定めるもの		
外部提供を受ける者の利用目的	児童等の一時保護委託を実施するため		
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☑ 法令根拠あり　☐ 相当の理由がある	
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)	
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)	
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号
	上記の法令根拠 又は 相当の理由	児童福祉法	
外部提供の方法	☐ 閲覧　☑ 文書　☐ 磁気媒体　☐ 外部結合　☐ その他:		
	外部結合による提供		
外部提供の相手方に求めた措置の内容			

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	本籍・国籍
6	続柄
7	電話番号
8	メールアドレス
9	親族等の関係
10	婚姻・離婚の状況
11	出生・死亡の状況
12	住所等異動状況
13	在留カードの記載事項
14	個人番号
15	受給者番号
16	児童番号
17	収入の状況
18	税額等の状況
19	資産の状況
20	課税・納税状況
21	階層区分
22	徴収金額
23	身体障害の状況
24	精神障害の状況
25	知的障害の状況

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	健康状態
27	日常生活動作の状況
28	傷病等の状況
29	治療等の状況
30	診断結果の状況
31	入院等の状況
32	妊娠・出産の状況
33	発育の状況
34	予防接種の状況
35	行動観察の内容
36	身体の状況
37	容姿
38	家庭の状況
39	扶養関係
40	住居の状況
41	保育の状況
42	育児経験
43	生育歴
44	生活歴
45	生活習慣
46	年金・健康保険加入状況
47	医療保険加入状況
48	公的給付状況
49	生活保護受給の状況
50	保健福祉サービス利用状況

項番	外部提供した保有個人情報の項目
51	相談の内容
52	申請理由
53	指導・処遇の内容
54	施設入所の状況
55	要望・苦情の内容
56	措置の状況
57	安全確認調査の状況
58	児童福祉審議会諮問結果
59	児童福祉審議会の状況
60	一時保護の状況
61	一時保護の同意
62	一時保護の理由
63	一時保護の意向
64	援助の内容
65	援助の意向
66	援助の承諾・不承諾の状況
67	食事上の配慮事項
68	生活上の配慮事項
69	宗教・文化上の配慮事項
70	職業
71	勤務先
72	職歴
73	就労の状況
74	学歴
75	資格
76	経歴
77	就園・就学の状況
78	学童クラブの状況
79	社会参加の状況
80	所属
81	学習・成績の状況
82	
83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	
98	
99	
100	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
101	
102	
103	
104	
105	
106	
107	
108	
109	
110	
111	
112	
113	
114	
115	
116	
117	
118	
119	
120	
121	
122	
123	
124	
125	
126	
127	
128	
129	
130	
131	
132	
133	
134	
135	
136	
137	
138	
139	
140	
141	
142	
143	
144	
145	
146	
147	
148	
149	
150	

報告	16

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称					
	部課名					
	目的外利用を行う理由					
外部提供	外部提供先の種別	行政機関、民間事業者				
	外部提供先(詳細)	児童福祉法第33条に定めるもの				
	外部提供の方法	文書			方法(詳細)	郵送

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑	児童の一時保護委託を実施するため
2	住所	☑	児童の一時保護委託を実施するため
3	性別	☑	児童の一時保護委託を実施するため
4	生年月日	☑	児童の一時保護委託を実施するため
5	本籍・国籍	☑	児童の一時保護委託を実施するため
6	続柄	☑	児童の一時保護委託を実施するため
7	電話番号	☑	児童の一時保護委託を実施するため
8	メールアドレス	☑	児童の一時保護委託を実施するため
9	親族等の関係	☑	児童の一時保護委託を実施するため
10	婚姻・離婚の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
11	出生・死亡の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
12	住所等異動状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
13	在留カードの記載事項	☑	児童の一時保護委託を実施するため
14	個人番号	☑	児童の一時保護委託を実施するため
15	受給者番号	☑	児童の一時保護委託を実施するため
16	児童番号	☑	児童の一時保護委託を実施するため
17	収入の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
18	税額等の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
19	資産の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
20	課税・納税状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため

目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉		目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉	
No		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由	No		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
21	階層区分	☑	児童の一時保護委託を実施するため	36	身体の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
22	徴収金額	☑	児童の一時保護委託を実施するため	37	容姿	☑	児童の一時保護委託を実施するため
23	身体障害の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため	38	家庭の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
24	精神障害の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため	39	扶養関係	☑	児童の一時保護委託を実施するため
25	知的障害の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため	40	住居の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
26	健康状態	☑	児童の一時保護委託を実施するため	41	保育の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
27	日常生活動作の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため	42	育児経験	☑	児童の一時保護委託を実施するため
28	傷病等の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため	43	生育歴	☑	児童の一時保護委託を実施するため
29	治療等の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため	44	生活歴	☑	児童の一時保護委託を実施するため
30	診断結果の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため	45	生活習慣	☑	児童の一時保護委託を実施するため
31	入院等の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため	46	年金・健康保険加入状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
32	妊娠・出産の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため	47	医療保険加入状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
33	発育の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため	48	公的給付状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
34	予防接種の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため	49	生活保護受給の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
35	行動観察の内容	☑	児童の一時保護委託を実施するため	50	保健福祉サービス利用状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため

目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉		目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉	
No		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由	No		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
51	相談の内容	☑	児童の一時保護委託を実施するため	66	援助の承諾・不承諾の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
52	申請理由	☑	児童の一時保護委託を実施するため	67	食事上の配慮事項	☑	児童の一時保護委託を実施するため
53	指導・処遇の内容	☑	児童の一時保護委託を実施するため	68	生活上の配慮事項	☑	児童の一時保護委託を実施するため
54	施設入所の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため	69	宗教・文化上の配慮事項	☑	児童の一時保護委託を実施するため
55	要望・苦情の内容	☑	児童の一時保護委託を実施するため	70	職業	☑	児童の一時保護委託を実施するため
56	措置の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため	71	勤務先	☑	児童の一時保護委託を実施するため
57	安全確認調査の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため	72	職歴	☑	児童の一時保護委託を実施するため
58	児童福祉審議会諮問結果	☑	児童の一時保護委託を実施するため	73	就労の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
59	児童福祉審議会の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため	74	学歴	☑	児童の一時保護委託を実施するため
60	一時保護の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため	75	資格	☑	児童の一時保護委託を実施するため
61	一時保護の同意	☑	児童の一時保護委託を実施するため	76	経歴	☑	児童の一時保護委託を実施するため
62	一時保護の理由	☑	児童の一時保護委託を実施するため	77	就園・就学の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
63	一時保護の意向	☑	児童の一時保護委託を実施するため	78	学童クラブの状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
64	援助の内容	☑	児童の一時保護委託を実施するため	79	社会参加の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
65	援助の意向	☑	児童の一時保護委託を実施するため	80	所属	☑	児童の一時保護委託を実施するため

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。<第1号>		No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。<第1号>	
		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
81	学習・成績の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため	96		□	
82		□		97		□	
83		□		98		□	
84		□		99		□	
85		□		100		□	
86		□		101		□	
87		□		102		□	
88		□		103		□	
89		□		104		□	
90		□		105		□	
91		□		106		□	
92		□		107		□	
93		□		108		□	
94		□		109		□	
95		□		110		□	

報告	16

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)					
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉					
☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❶【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある
				【利用目的のための外部提供】 保有個人情報を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 児童福祉法	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
☑	⑤	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない		
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)					
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉					
☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉			
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉			
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉			

外部提供の記録5

業務の名称	児童相談所の運営　　に関する業務		
部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課		
外部提供を受ける者	裁判所		
外部提供を受ける者の利用目的	一時保護状の発付及び一時保護の継続の承認		
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☑ 法令根拠あり　☐ 相当の理由がある	
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)	
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)	
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号
	上記の法令根拠 又は 相当の理由	児童福祉法	
外部提供の方法	☐ 閲覧　☑ 文書　☐ 磁気媒体　☐ 外部結合　☐　その他:		
	外部結合による提供		
外部提供の相手方に求めた措置の内容	一時保護状の請求及び一時保護の継続の承認		

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	本籍・国籍
6	続柄
7	電話番号
8	メールアドレス
9	親族等の関係
10	婚姻・離婚の状況
11	出生・死亡の状況
12	住所等異動状況
13	在留カードの記載事項
14	個人番号
15	受給者番号
16	児童番号
17	収入の状況
18	税額等の状況
19	資産の状況
20	課税・納税状況
21	階層区分
22	徴収金額
23	身体障害の状況
24	精神障害の状況
25	知的障害の状況

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	健康状態
27	日常生活動作の状況
28	傷病等の状況
29	治療等の状況
30	診断結果の状況
31	入院等の状況
32	妊娠・出産の状況
33	発育の状況
34	予防接種の状況
35	行動観察の内容
36	身体の状況
37	容姿
38	家庭の状況
39	扶養関係
40	住居の状況
41	保育の状況
42	育児経験
43	生育歴
44	生活歴
45	生活習慣
46	年金・健康保険加入状況
47	医療保険加入状況
48	公的給付状況
49	生活保護受給の状況
50	保健福祉サービス利用状況

項番	外部提供した保有個人情報の項目
51	相談の内容
52	申請理由
53	指導・処遇の内容
54	施設入所の状況
55	要望・苦情の内容
56	措置の状況
57	安全確認調査の状況
58	児童福祉審議会諮問結果
59	児童福祉審議会の状況
60	一時保護の状況
61	一時保護の同意
62	一時保護の理由
63	一時保護の意向
64	援助の内容
65	援助の意向
66	援助の承諾・不承諾の状況
67	食事上の配慮事項
68	生活上の配慮事項
69	宗教・文化上の配慮事項
70	職業
71	勤務先
72	職歴
73	就労の状況
74	学歴
75	資格
76	経歴
77	就園・就学の状況
78	学童クラブの状況
79	社会参加の状況
80	所属
81	学習・成績の状況
82	
83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	
98	
99	
100	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
101	
102	
103	
104	
105	
106	
107	
108	
109	
110	
111	
112	
113	
114	
115	
116	
117	
118	
119	
120	
121	
122	
123	
124	
125	
126	
127	
128	
129	
130	
131	
132	
133	
134	
135	
136	
137	
138	
139	
140	
141	
142	
143	
144	
145	
146	
147	
148	
149	
150	

報告	16

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称					
	部課名					
	目的外利用を行う理由					
外部提供	外部提供先の種別	その他				
	外部提供先(詳細)	裁判所				
	外部提供の方法	文書			方法(詳細)	郵送

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉		目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名		☑	児童の一時保護委託を実施するため
2	住所		☑	児童の一時保護委託を実施するため
3	性別		☑	児童の一時保護委託を実施するため
4	生年月日		☑	児童の一時保護委託を実施するため
5	本籍・国籍		☑	児童の一時保護委託を実施するため
6	続柄		☑	児童の一時保護委託を実施するため
7	電話番号		☑	児童の一時保護委託を実施するため
8	メールアドレス		☑	児童の一時保護委託を実施するため
9	親族等の関係		☑	児童の一時保護委託を実施するため
10	婚姻・離婚の状況		☑	児童の一時保護委託を実施するため
11	出生・死亡の状況		☑	児童の一時保護委託を実施するため
12	住所等異動状況		☑	児童の一時保護委託を実施するため
13	在留カードの記載事項		☑	児童の一時保護委託を実施するため
14	個人番号		☑	児童の一時保護委託を実施するため
15	受給者番号		☑	児童の一時保護委託を実施するため
16	児童番号		☑	児童の一時保護委託を実施するため
17	収入の状況		☑	児童の一時保護委託を実施するため
18	税額等の状況		☑	児童の一時保護委託を実施するため
19	資産の状況		☑	児童の一時保護委託を実施するため
20	課税・納税状況		☑	児童の一時保護委託を実施するため

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。<第1号>	
		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
21	階層区分	☑	児童の一時保護委託を実施するため
22	徴収金額	☑	児童の一時保護委託を実施するため
23	身体障害の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
24	精神障害の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
25	知的障害の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
26	健康状態	☑	児童の一時保護委託を実施するため
27	日常生活動作の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
28	傷病等の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
29	治療等の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
30	診断結果の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
31	入院等の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
32	妊娠・出産の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
33	発育の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
34	予防接種の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
35	行動観察の内容	☑	児童の一時保護委託を実施するため

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。<第1号>	
		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
36	身体の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
37	容姿	☑	児童の一時保護委託を実施するため
38	家庭の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
39	扶養関係	☑	児童の一時保護委託を実施するため
40	住居の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
41	保育の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
42	育児経験	☑	児童の一時保護委託を実施するため
43	生育歴	☑	児童の一時保護委託を実施するため
44	生活歴	☑	児童の一時保護委託を実施するため
45	生活習慣	☑	児童の一時保護委託を実施するため
46	年金・健康保険加入状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
47	医療保険加入状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
48	公的給付状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
49	生活保護受給の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
50	保健福祉サービス利用状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため

目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉		目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉	
No		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由	No		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
51	相談の内容	☑	児童の一時保護委託を実施するため	66	援助の承諾・不承諾の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
52	申請理由	☑	児童の一時保護委託を実施するため	67	食事上の配慮事項	☑	児童の一時保護委託を実施するため
53	指導・処遇の内容	☑	児童の一時保護委託を実施するため	68	生活上の配慮事項	☑	児童の一時保護委託を実施するため
54	施設入所の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため	69	宗教・文化上の配慮事項	☑	児童の一時保護委託を実施するため
55	要望・苦情の内容	☑	児童の一時保護委託を実施するため	70	職業	☑	児童の一時保護委託を実施するため
56	措置の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため	71	勤務先	☑	児童の一時保護委託を実施するため
57	安全確認調査の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため	72	職歴	☑	児童の一時保護委託を実施するため
58	児童福祉審議会諮問結果	☑	児童の一時保護委託を実施するため	73	就労の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
59	児童福祉審議会の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため	74	学歴	☑	児童の一時保護委託を実施するため
60	一時保護の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため	75	資格	☑	児童の一時保護委託を実施するため
61	一時保護の同意	☑	児童の一時保護委託を実施するため	76	経歴	☑	児童の一時保護委託を実施するため
62	一時保護の理由	☑	児童の一時保護委託を実施するため	77	就園・就学の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
63	一時保護の意向	☑	児童の一時保護委託を実施するため	78	学童クラブの状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
64	援助の内容	☑	児童の一時保護委託を実施するため	79	社会参加の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため
65	援助の意向	☑	児童の一時保護委託を実施するため	80	所属	☑	児童の一時保護委託を実施するため

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。<第1号>		No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。<第1号>	
		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
81	学習・成績の状況	☑	児童の一時保護委託を実施するため	96		□	
82		□		97		□	
83		□		98		□	
84		□		99		□	
85		□		100		□	
86		□		101		□	
87		□		102		□	
88		□		103		□	
89		□		104		□	
90		□		105		□	
91		□		106		□	
92		□		107		□	
93		□		108		□	
94		□		109		□	
95		□		110		□	

報告	

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)					
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉					
☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❶【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある
				【利用目的のための外部提供】 保有個人情報を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 児童福祉法	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
☑	⑤	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない		

3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉	

外部提供の記録6

業務の名称	児童相談所の運営　　に関する業務		
部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課		
外部提供を受ける者	警察、検察		
外部提供を受ける者の利用目的	司法面接の実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。		
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☐ 法令根拠あり　☑ 相当の理由がある	
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)	
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)	
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号
	上記の法令根拠又は相当の理由	区立児童相談所で受理した児童虐待ケースのうち、刑事事件として立件が想定される重篤な事例については、子どもの心理的負担の軽減及び子どもから聞き取る話の内容の信用性確保のため、児童相談所、警察、検察が連携して司法面接を実施する。面接の実施、その後の捜査、立件等対応のため、面接に先立ち三機関で情報共有を行うため、外部提供の手続きを行う。	
外部提供の方法	☑ 閲覧　☑ 文書　☐ 磁気媒体　☐ 外部結合　☑ その他:　面接を録画したDVD		
	外部結合による提供		
外部提供の相手方に求めた措置の内容	利用目的を確認し、捜査関係事項照会書等文書による依頼で対応する。児童の負担軽減やコピー制限、返却依頼の条件、その他ケースの状況により条件を付す。		

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	国籍
6	続柄
7	電話番号
8	親族等の関係
9	婚姻・離婚の状況
10	出生・死亡の状況
11	住所等異動状況
12	在留カードの記載事項
13	収入の状況
14	資産の状況
15	課税・納税状況
16	身体障害の状況
17	精神障害の状況
18	知的障害の状況
19	健康状態
20	日常生活動作の状況
21	傷病等の状況
22	治療等の状況
23	診断結果の状況
24	入院等の状況
25	妊娠・出産の状況

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	発育の状況
27	予防接種の状況
28	行動観察の内容
29	身体の状況
30	家庭の状況
31	扶養関係
32	住居の状況
33	保育の状況
34	生育歴
35	生活歴
36	年金・健康保険加入状況
37	医療保険加入状況
38	公的給付状況
39	生活保護受給の状況
40	保健福祉サービス利用状況
41	相談の内容
42	申請理由
43	指導・処遇の内容
44	施設入所の状況
45	要望・苦情の内容
46	安全確認調査の状況
47	措置の状況
48	一時保護の状況
49	一時保護の同意
50	一時保護の理由

項番	外部提供した保有個人情報の項目
51	一時保護の意向
52	援助の内容
53	援助の意向
54	援助の承諾・不承諾の状況
55	職業
56	勤務先
57	職歴
58	就労の状況
59	学歴
60	資格
61	経歴
62	就園・就学の状況
63	学童クラブの状況
64	社会参加の状況
65	所属
66	食事上の配慮事項
67	生活上の配慮事項
68	宗教・文化上の配慮事項
69	
70	
71	
72	
73	
74	
75	
76	
77	
78	
79	
80	
81	
82	
83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	
98	
99	
100	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
101	
102	
103	
104	
105	
106	
107	
108	
109	
110	
111	
112	
113	
114	
115	
116	
117	
118	
119	
120	
121	
122	
123	
124	
125	
126	
127	
128	
129	
130	
131	
132	
133	
134	
135	
136	
137	
138	
139	
140	
141	
142	
143	
144	
145	
146	
147	
148	
149	
150	

報告	16

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称					
	部課名					
	目的外利用を行う理由					
外部提供	外部提供先の種別	行政機関				
	外部提供先(詳細)	警察、検察				
	外部提供の方法	閲覧	文書	その他	方法(詳細)	面接を録画したDVD

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
2	住所	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
3	性別	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
4	生年月日	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
5	国籍	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
6	続柄	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
7	電話番号	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
8	親族等の関係	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
9	婚姻・離婚の状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
10	出生・死亡の状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
11	住所等異動状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
12	在留カードの記載事項	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
13	収入の状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
14	資産の状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
15	課税・納税の状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
16	身体障害の状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
17	精神障害の状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
18	知的障害の状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
19	健康状態	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
20	日常生活動作の状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。

目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)		目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉				業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉	
No		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由	No		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
21	傷病等の状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。	36	年金・健康保険加入状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
22	治療等の状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。	37	医療保険加入状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
23	診断結果の状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。	38	公的給付状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
24	入院等の状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。	39	生活保護受給の状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
25	妊娠・出産の状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。	40	保健福祉サービス利用状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
26	発育の状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。	41	相談の内容	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
27	予防接種の状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。	42	申請理由	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
28	行動観察の内容	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。	43	指導・処遇の内容	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
29	身体の状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。	44	施設入所の状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
30	家庭の状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。	45	要望・苦情の内容	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
31	扶養関係	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。	46	安全確認調査の状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
32	住居の状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。	47	措置の状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
33	保育の状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。	48	一時保護の状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
34	生育歴	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。	49	一時保護の同意	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
35	生活歴	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。	50	一時保護の理由	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。

目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)		目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉				業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉	
No		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由	No		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
51	一時保護の意向	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。	66	食事上の配慮事項	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
52	援助の内容	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。	67	生活上の配慮事項	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
53	援助の意向	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。	68	宗教・文化上の配慮事項	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。
54	援助の承諾・不承諾	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。	69		□	
55	職業	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。	70		□	
56	勤務先	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。			□	
57	職歴	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。	72		□	
58	就労の状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。	73		□	
59	学歴	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。	74		□	
60	資格	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。	75		□	
61	経歴	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。	76		□	
62	就園・就学の状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。	77		□	
63	学童クラブの状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。	78		□	
64	社会参加の状況	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。	79		□	
65	所属	☑	司法面接の協議・実施、その後警察、検察による捜査、立件等対応のため。	80		□	

報告	16

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)

・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❶【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある
				【利用目的のための外部提供】 保有個人情報を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 区立児童相談所で受理した児童虐待ケースのうち、刑事事件として立件が想定される重篤な事例については、子どもの心理的負担の軽減及び子どもから聞き取る話の内容の信用性確保のため、児童相談所、警察、検察が連携して司法面接を実施する。面接の実施、その後の捜査、立件等対応のため、面接に先立ち三機関で情報共有を行うため、外部提供の手続きを行う。	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
☑	⑤	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない。		

3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)

利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉	

外部提供の記録7

業務の名称	児童相談所の運営　　に関する業務		
部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課		
外部提供を受ける者	外部専門機関		
外部提供を受ける者の利用目的	専門知識や技術、アセスメント能力の向上を目的として、ケースの捉え方や具体的な面接技術などを指導・教育するため		
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☐ 法令根拠あり　☐ 相当の理由がある	
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)	
		☑ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)	
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号
	上記の法令根拠又は相当の理由	専門知識や技術、アセスメント能力の向上を目的として、ケースの捉え方や具体的な面接技術などを指導・教育するため	
外部提供の方法	☐ 閲覧　☐ 文書　☐ 磁気媒体　☐ 外部結合　☑ その他:　面接を録画したDVD		
	外部結合による提供		
外部提供の相手方に求めた措置の内容			

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	氏名
2	生年月日
3	容姿
4	家庭の状況
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	16

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称					
	部課名					
	目的外利用を行う理由					
外部提供	外部提供先の種別	民間事業者				
	外部提供先(詳細)	外部専門機関				
	外部提供の方法	その他			方法(詳細)	面接を録画したDVD

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑	専門知識や技術、アセスメント能力の向上を目的として、ケースの捉え方や具体的な面接技術などを指導・教育するため
2	生年月日	☑	専門知識や技術、アセスメント能力の向上を目的として、ケースの捉え方や具体的な面接技術などを指導・教育するため
3	容姿	☑	専門知識や技術、アセスメント能力の向上を目的として、ケースの捉え方や具体的な面接技術などを指導・教育するため
4	家庭の状況	☑	専門知識や技術、アセスメント能力の向上を目的として、ケースの捉え方や具体的な面接技術などを指導・教育するため
5		□	
6		□	
7		□	
8		□	
9		□	
10		□	
11		□	
12		□	
13		□	
14		□	
15		□	
16		□	
17		□	
18		□	
19		□	
20		□	

報告	16

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)

・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❸【利用目的以外の目的の場合】法第69条第2項第1号
				【目的外利用・利用目的以外の目的のための外部提供】 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 面接時に本人又は代理人から直接同意を得る。	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
☑	⑤	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない。		

3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)

利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉	

外部提供の記録8

業務の名称	児童相談所の運営　　に関する業務			
部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課			
外部提供を受ける者	児童相談所設置自治体			
外部提供を受ける者の利用目的	都区間における里親への相互委託			
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☐ 法令根拠あり　☑ 相当の理由がある		
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)		
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)		
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号	
	上記の法令根拠又は相当の理由	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため		
外部提供の方法	☐ 閲覧　☑ 文書　☐ 磁気媒体　☑ 外部結合　☐ その他:			
	外部結合による提供	外部結合の記録　3　のとおり		
外部提供の相手方に求めた措置の内容				

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	本籍・国籍
6	続柄
7	電話番号
8	メールアドレス
9	親族等の関係
10	婚姻・離婚の状況
11	出生・死亡の状況
12	住所等異動状況
13	在留カードの記載事項
14	個人番号
15	受給者番号
16	児童番号
17	収入の状況
18	税額等の状況
19	資産の状況
20	課税・納税状況
21	階層区分
22	徴収金額
23	身体障害の状況
24	精神障害の状況
25	知的障害の状況

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	健康状態
27	日常生活動作の状況
28	傷病等の状況
29	治療等の状況
30	診断結果の状況
31	入院等の状況
32	妊娠・出産の状況
33	発育の状況
34	予防接種の状況
35	行動観察の内容
36	身体の状況
37	容姿
38	家庭の状況
39	扶養関係
40	住居の状況
41	保育の状況
42	育児経験
43	生育歴
44	生活歴
45	生活習慣
46	年金・健康保険加入状況
47	医療保険加入状況
48	公的給付状況
49	生活保護受給の状況
50	保健福祉サービス利用状況

項番	外部提供した保有個人情報の項目
51	相談の内容
52	申請理由
53	指導・処遇の内容
54	施設入所の状況
55	要望・苦情の内容
56	措置の状況
57	安全確認調査の状況
58	児童福祉審議会諮問結果
59	児童福祉審議会の状況
60	一時保護の状況
61	一時保護の同意
62	一時保護の理由
63	一時保護の意向
64	援助の内容
65	援助の意向
66	援助の承諾・不承諾の状況
67	食事上の配慮事項
68	生活上の配慮事項
69	宗教・文化上の配慮事項
70	職業
71	勤務先
72	職歴
73	就労の状況
74	学歴
75	資格
76	経歴
77	就園・就学の状況
78	学童クラブの状況
79	社会参加の状況
80	所属
81	学習・成績の状況
82	
83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	
98	
99	
100	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
101	
102	
103	
104	
105	
106	
107	
108	
109	
110	
111	
112	
113	
114	
115	
116	
117	
118	
119	
120	
121	
122	
123	
124	
125	
126	
127	
128	
129	
130	
131	
132	
133	
134	
135	
136	
137	
138	
139	
140	
141	
142	
143	
144	
145	
146	
147	
148	
149	
150	

報告	16

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称					
	部課名					
	目的外利用を行う理由					
外部提供	外部提供先の種別	行政機関				
	外部提供先(詳細)	児童相談所設置自治体				
	外部提供の方法	外部結合	文書		方法(詳細)	郵送

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
2	住所	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
3	性別	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
4	生年月日	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
5	本籍・国籍	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
6	続柄	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
7	電話番号	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
8	メールアドレス	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
9	親族等の関係	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
10	婚姻・離婚の状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
11	出生・死亡の状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
12	住所等異動状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
13	在留カードの記載事項	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
14	個人番号	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
15	受給者番号	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
16	児童番号	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
17	収入の状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
18	税額等の状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
19	資産の状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
20	課税・納税状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため

目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉	
No		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
21	階層区分	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
22	徴収金額	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
23	身体障害の状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
24	精神障害の状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
25	知的障害の状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
26	健康状態	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
27	日常生活動作の状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
28	傷病等の状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
29	治療等の状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
30	診断結果の状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
31	入院等の状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
32	妊娠・出産の状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
33	発育の状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
34	予防接種の状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
35	行動観察の内容	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため

目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉	
No		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
36	身体の状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
37	容姿	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
38	家庭の状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
39	扶養関係	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
40	住居の状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
41	保育の状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
42	育児経験	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
43	生育歴	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
44	生活歴	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
45	生活習慣	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
46	年金・健康保険加入状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
47	医療保険加入状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
48	公的給付状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
49	生活保護受給の状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
50	保健福祉サービス利用状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。<第1号>		No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。<第1号>	
		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
51	相談の内容	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため	66	援助の承諾・不承諾の状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
52	申請理由	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため	67	食事上の配慮事項	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
53	指導・処遇の内容	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため	68	生活上の配慮事項	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
54	施設入所の状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため	69	宗教・文化上の配慮事項	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
55	要望・苦情の内容	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため	70	職業	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
56	措置の状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため	71	勤務先	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
57	安全確認調査の状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため	72	職歴	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
58	児童福祉審議会諮問結果	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため	73	就労の状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
59	児童福祉審議会の状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため	74	学歴	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
60	一時保護の状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため	75	資格	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
61	一時保護の同意	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため	76	経歴	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
62	一時保護の理由	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため	77	就園・就学の状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
63	一時保護の意向	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため	78	学童クラブの状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
64	援助の内容	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため	79	社会参加の状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため
65	援助の意向	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため	80	所属	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉		No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉	
		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
81	学習・成績の状況	☑	区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため	96		□	
82		□		97		□	
83		□		98		□	
84		□		99		□	
85		□		100		□	
86		□		101		□	
87		□		102		□	
88		□		103		□	
89		□		104		□	
90		□		105		□	
91		□		106		□	
92		□		107		□	
93		□		108		□	
94		□		109		□	
95		□		110		□	

報告	16

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)					
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉					
☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❶【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある
				【利用目的のための外部提供】 保有個人情報を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 区外転出及び「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
☑	⑤	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない。		

3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉	

電子計算組織への記録1

電子計算組織の名称	児童相談システム		
利用業務	No	利用業務名	利用部課名
	1	児童虐待の予防と解決のための調整	子ども家庭部児童相談所設置準備課、子ども家庭部管理課、杉並保健所保健サービス課
	2	児童相談所の運営	子ども家庭部児童相談所設置準備課
	3	愛の手帳に係る判定	子ども家庭部児童相談所設置準備課
	4	里親支援	子ども家庭部児童相談所設置準備課
	5	子どもの意見表明等支援事業	子ども家庭部児童相談所設置準備課
	6	特別児童扶養手当の判定	子ども家庭部児童相談所設置準備課
	7		

項番	記録の項目
1	児童氏名
2	保護者氏名
3	兄弟姉妹の氏名
4	同居人氏名
5	虐待者氏名
6	世帯主名
7	旧姓
8	個人コード
9	住民記録の有無
10	住所
11	性別
12	生年月日
13	本籍地
14	出生地
15	国籍
16	続柄
17	通称
18	電話番号
19	メールアドレス
20	筆頭者氏名
21	親子関係
22	養子縁組・離縁の有無
23	婚姻の有無
24	婚姻・離婚年月日
25	婚姻歴・離別・死別

項番	記録の項目
26	死亡年月日
27	死亡場所
28	死亡事由
29	異動年月日
30	異動事由
31	前住所
32	転居・転出先住所
33	住民となった年月日
34	住所を定めた年月日
35	出入(帰)国記録
36	職権消除の年月日と理由
37	調査区分
38	在留カード番号
39	在留期間
40	収入(所得)種類・金額
41	税申告等記載内容
42	税額、課税・非課税の別、非課税事由
43	身体障害の有無・部位・程度
44	身体障害者手帳等級・種別
45	精神障害の有無・程度
46	精神障害者福祉手帳等級
47	知的障害の有無・程度
48	愛の手帳(療育手帳)度数
49	健康状態の良・不良
50	食物アレルギー有無

項番	記録の項目
51	身辺処理能力
52	稼働能力
53	生活能力
54	傷病名・疾病歴
55	医療機関名
56	主治医名
57	診療・治療内容
58	治療・診療歴
59	投薬の有無・内容
60	治療期間・日数
61	検診・検査の結果・内容
62	医師等の所見・指示・意見
63	診断書記載内容
64	入退院年月日・入院期間
65	入院中の受療態度状況
66	転院の有無・転院年月日
67	妊娠の有無
68	妊娠・分娩歴
69	妊娠届出の有無、時期
70	妊娠週数
71	出産予定日
72	出産時の状況
73	出産予定医療機関名
74	出産方法
75	ゆりかご面接の有無・時期
76	発育・発達の経過・課題
77	乳幼児健診の受診の有無・結果
78	身長・体重の計測値
79	予防接種の種類
80	予防接種医療機関・接種年月日
81	接種の状況
82	家庭環境
83	家族関係
84	同居・別居の有無
85	世帯区分
86	扶養者・被扶養者名
87	親権者名
88	現住の有無
89	一戸建て・共同住宅の別
90	住居の間取り・構造・家賃
91	保育・養育の方法
92	保育環境
93	育児経験の有無・程度
94	生育歴
95	被虐待歴
96	生活歴
97	生活設計・方針
98	生活習慣行動
99	年金・社会保険の種類
100	国民年金保険料納入状況

項番	記録の項目
101	生活保護受給の状況
102	乳幼児医療費受給の有無、受診年月日、受診医療機関名
103	児童手当・児童扶養手当受給の有無
104	就学援助費申請の有無
105	児童発達障害受給者証の有無
106	障害年金受給の有無・受給額・等級
107	特別障害給付金の有無・等級
108	自立支援医療受給の有無
109	保健福祉サービス利用状況
110	通告・相談の内容
111	相談種別
112	連絡受付・相談年月日時
113	相談形態
114	通告・連絡経路
115	移管元機関名
116	通告・相談の意図
117	通告者との連携状況
118	通告者への回答内容
119	虐待内容
120	児童の状況
121	保護者の状況
122	家族の状況
123	支援者の有無
124	相談・受理の履歴
125	相談の経過
126	申請理由
127	申請内容
128	受理年月日
129	受理会議出席者名
130	受理区分
131	虐待等の種別
132	虐待リスクレベル
133	リスクアセスメントチェックリスト
134	安全確認の要否
135	安全確認の状況
136	安全確認日時
137	安全確認場所
138	安全確認機関名
139	安全確認者名
140	初期調査事項(在籍先名、在籍先の状況、健診受診状況等)
141	初動対応方針
142	児童相談所との連携状況
143	主担当機関
144	関係機関名
145	担当者名
146	支援計画の内容
147	支援方針
148	支援方法
149	個別事例支援会議の開催状況
150	導入サービスの有無・種別

項番	記録の項目
151	進行管理会議報告日
152	援助方針会議報告日
153	処理の状態
154	処理日
155	処遇内容
156	児童相談所との進行管理会議状況
157	情報提供内容
158	支援終了年月日
159	支援終了理由
160	移管先機関名
161	入所施設名
162	入所期間(入退所年月日)
163	処遇内容に対する苦情・要望
164	職業
165	役職
166	勤務先名
167	勤務先所在地
168	勤務時間
169	出退勤の状況
170	学歴
171	取得資格の状況
172	経歴
173	団体加入の有無
174	小学校区・中学校区
175	学校名
176	学年
177	幼稚園・子供園・保育施設名
178	就園先・就学先の出欠状況
179	就園の状況
180	前籍園の状況
181	就学の状況
182	前籍校の状況
183	学習・成績の状況
184	生活指導記録・所見
185	知能指導記録・所見
186	進路指導記録・所見
187	就学猶予の有無
188	未就園・未就学の事由
189	学童クラブ名
190	学童クラブの入・退会理由
191	面接内容
192	社会参加の状況
193	稽古事
194	世帯コード
195	在留資格・区分
196	資産
197	国民健康保険資格適用開始事由・年月日
198	国民健康保険資格適用終了事由・年月日
199	国民健康保険加入状況
200	生保年月日

項番	記録の項目
201	性的被害の状況
202	DV被害の状況
203	施設入所の状況
204	レスパイトケアの利用状況
205	一時保護場所
206	一時保護委託先
207	一時保護委託費用
208	一時保護理由
209	退所先、退所理由
210	一時保護の同意
211	一時保護の意向
212	一時保護の停止
213	措置の決定・変更・継続・更新・停止に関すること
214	不服申立内容
215	立入調査日
216	立入調査内容
217	出頭・再出頭要求内容
218	出頭・再出頭要求日
219	臨検捜索内容
220	臨検捜索日
221	審議会諮問結果
222	行動観察内容
223	社会診断内容
224	医学診断内容
225	行動診断内容
226	心理診断内容
227	処遇判定内容
228	養育家庭の登録の有無
229	援助内容
230	援助の意向に関すること
231	援助の承諾・不承諾に関すること
232	階層区分
233	徴収金負担者氏名
234	徴収金額
235	児童番号
236	容姿
237	特定性犯罪事実の該当の有無
238	食事上の配慮事項
239	生活上の配慮事項
240	宗教・文化上の配慮事項
241	
242	
243	
244	
245	
246	
247	
248	
249	
250	

報告	16

自己点検表⑤-1（電算入力）

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的（全体）	児童相談所の業務を行うため

システム名	児童相談システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容（電子計算組織の処理内容・利用方法）	ケースワーク業務に加え、子どもの一時保護や里親委託、施設入所などの事務を行う。また、子ども家庭支援センターとの情報連携、援助要請、協力依頼等の連絡・調整事務を行う。

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
1	児童氏名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
2	保護者氏名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
3	兄弟姉妹の氏名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
4	同居人氏名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
5	虐待者氏名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
6	世帯主名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
7	旧姓	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
8	個人コード	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
9	住民記録の有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
10	住所	☑	効率的で正確な事務処理を行うため

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
11	性別	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
12	生年月日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
13	本籍地	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
14	出生地	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
15	国籍	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
16	続柄	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
17	通称	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
18	電話番号	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
19	メールアドレス	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
20	筆頭者氏名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉		No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由			☑	電子計算組織への記録が必要な理由
21	親子関係	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	35	出入（帰）国記録	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
22	養子縁組・離縁の有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	36	職権消除の年月日と理由	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
23	婚姻の有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	37	調査区分	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
24	婚姻・離婚年月日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	38	在留カード番号	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
25	婚姻歴・離別・死別	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	39	在留期間	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
26	死亡年月日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	40	収入（所得）種類・金額	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
27	死亡場所	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	41	税申告等記載内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
28	死亡事由	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	42	税額、課税・非課税の別、非課税事由	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
29	異動年月日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	43	身体障害の有無・部位・程度	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
30	異動事由	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	44	身体障害者手帳等級・種別	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
31	前住所	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	45	精神障害の有無・程度	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
32	転居・転出先住所	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	46	精神障害者福祉手帳等級	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
33	住民となった年月日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	47	知的障害の有無・程度	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
34	住所を定めた年月日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	48	愛の手帳（療育手帳）度数	☑	効率的で正確な事務処理を行うため

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
49	健康状態の良・不良	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
50	食物アレルギー有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
51	身辺処理能力	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
52	稼働能力	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
53	生活能力	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
54	傷病名・疾病歴	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
55	医療機関名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
56	主治医名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
57	診療・治療内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
58	治療・診療歴	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
59	投薬の有無・内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
60	治療期間・日数	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
61	検診・検査の結果・内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
62	医師等の所見・指示・意見	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
63	診断書記載内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
64	入退院年月日・入院期間	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
65	入院中の受療態度状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
66	転院の有無・転院年月日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
67	妊娠の有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
68	妊娠・分娩歴	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
69	妊娠届出の有無、時期	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
70	妊娠週数	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
71	出産予定日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
72	出産時の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
73	出産予定医療機関名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
74	出産方法	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
75	ゆりかご面接の有無・時期	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
76	発育・発達の経過・課題	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
77	乳幼児健診の受診の有無・結果	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
78	身長・体重の計測値	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
79	予防接種の種類	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
80	予防接種医療機関・接種年月日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
81	接種の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
82	家庭環境	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
83	家族関係	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
84	同居・別居の有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
85	世帯区分	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
86	扶養者・被扶養者名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
87	親権者名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
88	現住の有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
89	一戸建て・共同住宅の別	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
90	住居の間取り・構造・家賃	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
91	保育・養育の方法	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
92	保育環境	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
93	育児経験の有無・程度	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
94	生育歴	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
95	被虐待歴	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
96	生活歴	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
97	生活設計・方針	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
98	生活習慣行動	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
99	年金・社会保険の種類	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
100	国民年金保険料納入状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
101	生活保護受給の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
102	乳幼児医療費受給の有無、受診年月日、受診医療機関名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
103	児童手当・児童扶養手当受給の有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
104	就学援助費申請の有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
105	児童発達障害受給者証の有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
106	障害年金受給の有無・受給額・等級	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
107	特別障害給付金の有無・等級	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
108	自立支援医療受給の有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
109	保健福祉サービス利用状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
110	通告・相談の内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
111	相談種別	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
112	連絡受付・相談年月日時	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
113	相談形態	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
114	通告・連絡経路	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
115	移管元機関名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
116	通告・相談の意図	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
117	通告者との連携状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
118	通告者への回答内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
119	虐待内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
120	児童の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
121	保護者の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
122	家族の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
123	支援者の有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
124	相談・受理の履歴	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
125	相談の経過	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
126	申請理由	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
127	申請内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
128	受理年月日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
129	受理会議出席者名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
130	受理区分	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
131	虐待等の種別	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
132	虐待リスクレベル	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉 ☑	電子計算組織への記録が必要な理由
133	リスクアセスメントチェックリスト	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
134	安全確認の要否	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
135	安全確認の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
136	安全確認日時	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
137	安全確認場所	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
138	安全確認機関名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
139	安全確認者名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
140	初期調査事項（在籍先名、在籍先の状況、健診受診状況等）	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
141	初動対応方針	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
142	児童相談所との連携状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
143	主担当機関	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
144	関係機関名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
145	担当者名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
146	支援計画の内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
147	支援方針	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
148	支援方法	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
149	個別事例支援会議の開催状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
150	導入サービスの有無・種別	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
151	進行管理会議報告日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
152	援助方針会議報告日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
153	処理の状態	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
154	処理日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
155	処遇内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
156	児童相談所との進行管理会議状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
157	情報提供内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
158	支援終了年月日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
159	支援終了理由	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
160	移管先機関名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
161	入所施設名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
162	入所期間（入退所年月日）	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
163	処遇内容に対する苦情・要望	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
164	職業	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
165	役職	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
166	勤務先名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
167	勤務先所在地	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
168	勤務時間	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
169	出退勤の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
170	学歴	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
171	取得資格の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
172	経歴	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
173	団体加入の有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
174	小学校区・中学校区	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
175	学校名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
176	学年	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
177	幼稚園・子供園・保育施設名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
178	就園先・就学先の出欠状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
179	就園の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
180	前籍園の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
181	就学の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
182	前籍校の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
183	学習・成績の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
184	生活指導記録・所見	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
185	知能指導記録・所見	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
186	進路指導記録・所見	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
187	就学猶予の有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
188	未就園・未就学の事由	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
189	学童クラブ名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
190	学童クラブの入・退会理由	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
191	面接内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
192	社会参加の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
193	稽古事	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
194	世帯コード	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
195	在留資格・区分	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
196	資産	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
197	国民健康保険資格適用開始事由・年月日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
198	国民健康保険資格適用終了事由・年月日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
199	国民健康保険加入状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
200	生保年月日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
201	性的被害の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
202	DV被害の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
203	施設入所の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
204	レスパイトケアの利用状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
205	一時保護場所	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
206	一時保護委託先	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
207	一時保護委託費用	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
208	一時保護理由	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
209	退所先、退所理由	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
210	一時保護の同意	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
211	一時保護の意向	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
212	一時保護の停止	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
213	措置の決定・変更・継続・更新・停止に関すること	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
214	不服申立内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
215	立入調査日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
216	立入調査内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
217	出頭・再出頭要求内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
218	出頭・再出頭要求日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
219	臨検捜索内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
220	臨検捜索日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
221	審議会諮問結果	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
222	行動観察内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
223	社会診断内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
224	医学診断内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
225	行動診断内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
226	心理診断内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
227	処遇判定内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
228	養育家庭の登録の有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
229	援助内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
230	援助の意向に関すること	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
231	援助の承諾・不承諾に関すること	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
232	階層区分	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
233	徴収金負担者氏名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
234	徴収金額	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
235	児童番号	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
236	容姿	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
237	特定性犯罪事実の該当の有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
238	食事上の配慮事項	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
239	生活上の配慮事項	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
240	宗教・文化上の配慮事項	☑	効率的で正確な事務処理を行うため。
241		□	
242		□	
243		□	
244		□	

報告	16

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)

・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉

☑	①	対象者数〈第2号ア〉	22000	人	☑	②	操作員数〈第2号イ〉	113	人	☑	③	操作員種別〈第2号ウ〉	区職員	操作員の詳細〈第2号ウ関連〉	児童相談所職員
☑	④	データ処理件数〈第2号エ〉	22000	件	☑	⑤	操作端末種別〈第2号オ〉	独自調達端末(独自ネットワーク)		(その他の場合)操作端末の詳細〈第2号オ関連〉		タブレット端末			

・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第3号～第5号〉

☑		確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等	
☑	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。〈第3号〉 ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など	☑	バックアップ	データベースに保管される児童に関する情報等は日次でバックアップを取得する。
			☑	データの暗号化	データは全て暗号化されている。
			☑	ログの取得管理	最低3か月間のシステムログを保存し、監視を行う。
			☑	パスワード認証	端末のパスワードを解除した上で、システムログイン用のID、パスワードを入力する必要があり、二段階でパスワード認証を行う。
			無	ICカード認証	
			無	生体認証	
			☑	データ持ち出し管理ソフトの導入	アカウントによる制限を行う。
			☑	ウイルス対策ソフトの導入	WAF(Webアプリケーションファイアウォール)を導入する。
			☑	無停電電源装置(UPS)の導入	データセンターにおいて、無停電電源装置(UPS)が設置されている。
			☑	(その他)	インターネットとは独立した閉域網を用い、許可されたIPアドレスのみをアクセス可能としている
☑	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。〈第4号〉		アクセス(ログイン)権限は、業務の担当者に限定する。	
☑	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。〈第5号〉		法律上必要な場合及び契約で定めた事務を除き、事業者がデータにアクセスすることはできないことを契約書に規定している。	

電子計算組織への記録2

電子計算組織の名称	電話録音・文字起こしシステム		
利用業務	No	利用業務名	利用部課名
	1	児童相談所の運営	児童相談所設置準備課
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	児童氏名
2	保護者氏名
3	兄弟姉妹の氏名
4	同居人氏名
5	虐待者氏名
6	世帯主名
7	旧姓
8	個人コード
9	住民記録の有無
10	住所
11	性別
12	生年月日
13	本籍地
14	出生地
15	国籍
16	続柄
17	通称
18	電話番号
19	メールアドレス
20	筆頭者氏名
21	親子関係
22	養子縁組・離縁の有無
23	婚姻の有無
24	婚姻・離婚年月日
25	婚姻歴・離別・死別

項番	記録の項目
26	死亡年月日
27	死亡場所
28	死亡事由
29	異動年月日
30	異動事由
31	前住所
32	転居・転出先住所
33	住民となった年月日
34	住所を定めた年月日
35	出入(帰)国記録
36	職権消除の年月日と理由
37	調査区分
38	在留カード番号
39	在留期間
40	収入(所得)種類・金額
41	税申告等記載内容
42	税額、課税・非課税の別、非課税事由
43	身体障害の有無・部位・程度
44	身体障害者手帳等級・種別
45	精神障害の有無・程度
46	精神障害者福祉手帳等級
47	知的障害の有無・程度
48	愛の手帳(療育手帳)度数
49	健康状態の良・不良
50	食物アレルギー有無

項番	記録の項目
51	身辺処理能力
52	稼働能力
53	生活能力
54	傷病名・疾病歴
55	医療機関名
56	主治医名
57	診療・治療内容
58	治療・診療歴
59	投薬の有無・内容
60	治療期間・日数
61	検診・検査の結果・内容
62	医師等の所見・指示・意見
63	診断書記載内容
64	入退院年月日・入院期間
65	入院中の受療態度状況
66	転院の有無・転院年月日
67	妊娠の有無
68	妊娠・分娩歴
69	妊娠届出の有無、時期
70	妊娠週数
71	出産予定日
72	出産時の状況
73	出産予定医療機関名
74	出産方法
75	ゆりかご面接の有無・時期
76	発育・発達の経過・課題
77	乳幼児健診の受診の有無・結果
78	身長・体重の計測値
79	予防接種の種類
80	予防接種医療機関・接種年月日
81	接種の状況
82	家庭環境
83	家族関係
84	同居・別居の有無
85	世帯区分
86	扶養者・被扶養者名
87	親権者名
88	現住の有無
89	一戸建て・共同住宅の別
90	住居の間取り・構造・家賃
91	保育・養育の方法
92	保育環境
93	育児経験の有無・程度
94	生育歴
95	被虐待歴
96	生活歴
97	生活設計・方針
98	生活習慣行動
99	年金・社会保険の種類
100	国民年金保険料納入状況

項番	記録の項目
101	生活保護受給の状況
102	乳幼児医療費受給の有無、受診年月日、受診医療機関名
103	児童手当・児童扶養手当受給の有無
104	就学援助費申請の有無
105	児童発達障害受給者証の有無
106	障害年金受給の有無・受給額・等級
107	特別障害給付金の有無・等級
108	自立支援医療受給の有無
109	保健福祉サービス利用状況
110	通告・相談の内容
111	相談種別
112	連絡受付・相談年月日時
113	相談形態
114	通告・連絡経路
115	移管元機関名
116	通告・相談の意図
117	通告者との連携状況
118	通告者への回答内容
119	虐待内容
120	児童の状況
121	保護者の状況
122	家族の状況
123	支援者の有無
124	相談・受理の履歴
125	相談の経過
126	申請理由
127	申請内容
128	受理年月日
129	受理会議出席者名
130	受理区分
131	虐待等の種別
132	虐待リスクレベル
133	リスクアセスメントチェックリスト
134	安全確認の要否
135	安全確認の状況
136	安全確認日時
137	安全確認場所
138	安全確認機関名
139	安全確認者名
140	初期調査事項(在籍先名、在籍先の状況、健診受診状況等)
141	初動対応方針
142	児童相談所との連携状況
143	主担当機関
144	関係機関名
145	担当者名
146	支援計画の内容
147	支援方針
148	支援方法
149	個別事例支援会議の開催状況
150	導入サービスの有無・種別

項番	記録の項目
151	進行管理会議報告日
152	援助方針会議報告日
153	処理の状態
154	処理日
155	処遇内容
156	児童相談所との進行管理会議状況
157	情報提供内容
158	支援終了年月日
159	支援終了理由
160	移管先機関名
161	入所施設名
162	入所期間(入退所年月日)
163	処遇内容に対する苦情・要望
164	職業
165	役職
166	勤務先名
167	勤務先所在地
168	勤務時間
169	出退勤の状況
170	学歴
171	取得資格の状況
172	経歴
173	団体加入の有無
174	小学校区・中学校区
175	学校名
176	学年
177	幼稚園・子供園・保育施設名
178	就園先・就学先の出欠状況
179	就園の状況
180	前籍園の状況
181	就学の状況
182	前籍校の状況
183	学習・成績の状況
184	生活指導記録・所見
185	知能指導記録・所見
186	進路指導記録・所見
187	就学猶予の有無
188	未就園・未就学の事由
189	学童クラブ名
190	学童クラブの入・退会理由
191	面接内容
192	社会参加の状況
193	稽古事
194	世帯コード
195	在留資格・区分
196	資産
197	国民健康保険資格適用開始事由・年月日
198	国民健康保険資格適用終了事由・年月日
199	国民健康保険加入状況
200	生保年月日

項番	記録の項目
201	性的被害の状況
202	DV被害の状況
203	施設入所の状況
204	レスパイトケアの利用状況
205	一時保護場所
206	一時保護委託先
207	一時保護委託費用
208	一時保護理由
209	退所先、退所理由
210	一時保護の同意
211	一時保護の意向
212	一時保護の停止
213	措置の決定・変更・継続・更新・停止に関すること
214	不服申立内容
215	立入調査日
216	立入調査内容
217	出頭・再出頭要求内容
218	出頭・再出頭要求日
219	臨検捜索内容
220	臨検捜索日
221	審議会諮問結果
222	行動観察内容
223	社会診断内容
224	医学診断内容
225	行動診断内容
226	心理診断内容
227	処遇判定内容
228	養育家庭の登録の有無
229	援助内容
230	援助の意向に関すること
231	援助の承諾・不承諾に関すること
232	階層区分
233	徴収金負担者氏名
234	徴収金額
235	
236	
237	
238	
239	
240	
241	
242	
243	
244	
245	
246	
247	
248	
249	
250	

報告	16

自己点検表⑤-1（電算入力）

業務の名称	児童相談所に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的（全体）	児童相談所の業務を行うため

システム名	電話録音・文字起こしシステム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容（電子計算組織の処理内容・利用方法）	業務PCに専用アプリを導入し、電話機と接続して、児童相談所の通話を録音し、このテキスト化データを経過記録の作成に活用する。

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉		電子計算組織への記録が必要な理由
1	児童氏名	☑	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
2	保護者氏名	☑	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
3	兄弟姉妹の氏名	☑	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
4	同居人氏名	☑	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
5	虐待者氏名	☑	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
6	世帯主名	☑	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
7	旧姓	☑	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
8	個人コード	☑	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
9	住民記録の有無	☑	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
10	住所	☑	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
11	性別	☑	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
12	生年月日	☑	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
13	本籍地	☑	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
14	出生地	☑	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
15	国籍	☑	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
16	続柄	☑	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
17	通称	☑	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
18	電話番号	☑	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
19	メールアドレス	☑	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
20	筆頭者氏名	☑	☑	効率的で正確な事務処理を行うため

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
21	親子関係	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
22	養子縁組・離縁の有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
23	婚姻の有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
24	婚姻・離婚年月日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
25	婚姻歴・離別・死別	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
26	死亡年月日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
27	死亡場所	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
28	死亡事由	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
29	異動年月日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
30	異動事由	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
31	前住所	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
32	転居・転出先住所	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
33	住民となった年月日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
34	住所を定めた年月日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
35	出入（帰）国記録	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
36	職権消除の年月日と理由	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
37	調査区分	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
38	在留カード番号	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
39	在留期間	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
40	収入（所得）種類・金額	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
41	税申告等記載内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
42	税額、課税・非課税の別、非課税事由	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
43	身体障害の有無・部位・程度	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
44	身体障害者手帳等級・種別	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
45	精神障害の有無・程度	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
46	精神障害者福祉手帳等級	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
47	知的障害の有無・程度	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
48	愛の手帳（療育手帳）度数	☑	効率的で正確な事務処理を行うため

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉		No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由			☑	電子計算組織への記録が必要な理由
49	健康状態の良・不良	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	63	診断書記載内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
50	食物アレルギー有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	64	入退院年月日・入院期間	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
51	身辺処理能力	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	65	入院中の受療態度状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
52	稼働能力	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	66	転院の有無・転院年月日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
53	生活能力	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	67	妊娠の有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
54	傷病名・疾病歴	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	68	妊娠・分娩歴	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
55	医療機関名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	69	妊娠届出の有無、時期	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
56	主治医名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	70	妊娠週数	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
57	診療・治療内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため		出産予定日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
58	治療・診療歴	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	72	出産時の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
59	投薬の有無・内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	73	出産予定医療機関名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
60	治療期間・日数	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	74	出産方法	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
61	検診・検査の結果・内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	75	ゆりかご面接の有無・時期	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
62	医師等の所見・指示・意見	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	76	発育・発達の経過・課題	☑	効率的で正確な事務処理を行うため

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉		No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由			☑	電子計算組織への記録が必要な理由
77	乳幼児健診の受診の有無・結果	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	91	保育・養育の方法	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
78	身長・体重の計測値	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	92	保育環境	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
79	予防接種の種類	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	93	育児経験の有無・程度	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
80	予防接種医療機関・接種年月日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	94	生育歴	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
81	接種の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	95	被虐待歴	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
82	家庭環境	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	96	生活歴	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
83	家族関係	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	97	生活設計・方針	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
84	同居・別居の有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	98	生活習慣行動	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
85	世帯区分	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	99	年金・社会保険の種類	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
86	扶養者・被扶養者名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	100	国民年金保険料納入状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
87	親権者名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	101	生活保護受給の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
88	現住の有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	102	乳幼児医療費受給の有無、受診年月日、受診医療機関名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
89	一戸建て・共同住宅の別	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	103	児童手当・児童扶養手当受給の有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
90	住居の間取り・構造・家賃	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	104	就学援助費申請の有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
105	児童発達障害受給者証の有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
106	障害年金受給の有無・受給額・等級	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
107	特別障害給付金の有無・等級	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
108	自立支援医療受給の有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
109	保健福祉サービス利用状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
110	通告・相談の内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
111	相談種別	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
112	連絡受付・相談年月日時	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
113	相談形態	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
114	通告・連絡経路	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
115	移管元機関名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
116	通告・相談の意図	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
117	通告者との連携状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
118	通告者への回答内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
119	虐待内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
120	児童の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
121	保護者の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
122	家族の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
123	支援者の有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
124	相談・受理の履歴	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
125	相談の経過	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
126	申請理由	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
127	申請内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
128	受理年月日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
129	受理会議出席者名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
130	受理区分	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
131	虐待等の種別	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
132	虐待リスクレベル	☑	効率的で正確な事務処理を行うため

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
133	リスクアセスメントチェックリスト	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
134	安全確認の要否	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
135	安全確認の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
136	安全確認日時	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
137	安全確認場所	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
138	安全確認機関名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
139	安全確認者名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
140	初期調査事項（在籍先名、在籍先の状況、健診受診状況等）	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
141	初動対応方針	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
142	児童相談所との連携状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
143	主担当機関	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
144	関係機関名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
145	担当者名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
146	支援計画の内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
147	支援方針	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
148	支援方法	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
149	個別事例支援会議の開催状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
150	導入サービスの有無・種別	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
151	進行管理会議報告日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
152	援助方針会議報告日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
153	処理の状態	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
154	処理日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
155	処遇内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
156	児童相談所との進行管理会議状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
157	情報提供内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
158	支援終了年月日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
159	支援終了理由	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
160	移管先機関名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
161	入所施設名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
162	入所期間（入退所年月日）	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
163	処遇内容に対する苦情・要望	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
164	職業	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
165	役職	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
166	勤務先名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
167	勤務先所在地	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
168	勤務時間	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
169	出退勤の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
170	学歴	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
171	取得資格の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
172	経歴	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
173	団体加入の有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
174	小学校区・中学校区	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
175	学校名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
176	学年	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
177	幼稚園・子供園・保育施設名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
178	就園先・就学先の出欠状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
179	就園の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
180	前籍園の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
181	就学の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
182	前籍校の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
183	学習・成績の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
184	生活指導記録・所見	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
185	知能指導記録・所見	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
186	進路指導記録・所見	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
187	就学猶予の有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
188	未就園・未就学の事由	☑	効率的で正確な事務処理を行うため

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
189	学童クラブ名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
190	学童クラブの入・退会理由	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
191	面接内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
192	社会参加の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
193	稽古事	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
194	世帯コード	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
195	在留資格・区分	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
196	資産	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
197	国民健康保険資格適用開始事由・年月日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
198	国民健康保険資格適用終了事由・年月日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
199	国民健康保険加入状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
200	生保年月日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
201	性的被害の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
202	DV被害の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
203	施設入所の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
204	レスパイトケアの利用状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
205	一時保護場所	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
206	一時保護委託先	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
207	一時保護委託費用	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
208	一時保護理由	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
209	退所先、退所理由	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
210	一時保護の同意	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
211	一時保護の意向	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
212	一時保護の停止	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
213	措置の決定・変更・継続・更新・停止に関すること	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
214	不服申立内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
215	立入調査日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
216	立入調査内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉		No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由			☑	電子計算組織への記録が必要な理由
217	出頭・再出頭要求内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	231	援助の承諾・不承諾に関すること	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
218	出頭・再出頭要求日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	232	階層区分	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
219	臨検捜索内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	233	徴収金負担者氏名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
220	臨検捜索日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	234	徴収金額	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
221	審議会諮問結果	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	235		□	
222	行動観察内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	236		□	
223	社会診断内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	237		□	
224	医学診断内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	238		□	
225	行動診断内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	239		□	
226	心理診断内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	240		□	
227	処遇判定内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	241		□	
228	養育家庭の登録の有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	242		□	
229	援助内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	243		□	
230	援助の意向に関すること	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	244		□	

報告	16

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	児童相談所に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)

・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉

☑	①	対象者数〈第2号ア〉	22000	人	☑	②	操作員数〈第2号イ〉	80	人	☑	③	操作員種別〈第2号ウ〉	区職員	操作員の詳細〈第2号ウ関連〉	児童相談所職員
☑	④	データ処理件数〈第2号エ〉	22000	件	☑	⑤	操作端末種別〈第2号オ〉	内部情報系端末(switchPC)		(その他の場合)操作端末の詳細〈第2号オ関連〉					

・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第3号～第5号〉

☑		確認事項			確認事項への具体的対応・代替措置等
☑	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。〈第3号〉 ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など	☑	バックアップ	自動で日次バックアップを行う
			☑	データの暗号化	電算環境はインターネットから分離されている。
			☑	ログの取得管理	ログ取得ソフトにより、随時自動で取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認を行っている。
			☑	パスワード認証	区職員PCのログインに当たっては、個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワードは90日に1度変更を行う。
			無	ICカード認証	
			☑	生体認証	区職員PCには生体認証を導入している。
			☑	データ持ち出し管理ソフトの導入	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。
			☑	ウイルス対策ソフトの導入	区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している。
			☑	無停電電源装置(UPS)の導入	サーバに無停電電源装置を導入している。
			無	(その他)	
☑	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。〈第4号〉	経過記録の作成業務のある職員に限定する。		
☑	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。〈第5号〉	保有個人情報の外部への複製及び送信は行わない。また、switchPCの持ち出しは必要最小限な範囲とし、持ち出す際は上長が事前に持ち出しの理由等を確認する。		

電子計算組織への記録

電子計算組織の名称	児童移送調整システム		
利用業務	No	利用業務名	利用部課名
	1	児童相談所の運営	子ども家庭部児童相談所設置準備課
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	氏名
2	性別
3	生年月日
4	身体障害の状況
5	精神障害の状況
6	知的障害の状況
7	健康状態
8	傷病等の状況
9	発育の状況
10	行動観察の内容
11	身体の状況
12	相談の内容
13	指導・処遇の内容
14	措置の状況
15	施設入所の状況
16	一時保護の状況
17	一時保護の理由
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	16

自己点検表⑤-1（電算入力）

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的（全体）	児童相談所の業務を行うため

システム名	児童移送調整システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容（電子計算組織の処理内容・利用方法）	区立児童相談所が一時保護または措置した児童の移送補助について外部事業者と連絡・調整を行う。

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉		No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由			☑	電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	11	身体の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
2	性別	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	12	相談内容	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
3	生年月日	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	13	指導・処遇の内容	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
4	身体障害の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	14	措置の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
5	精神障害の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	15	施設入所の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
6	知的障害の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	16	一時保護の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
7	健康状態	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	17	一時保護の理由	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
8	傷病等の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	18		□	
9	発育の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	19		□	
10	行動観察の内容	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	20		□	

報告	16

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)

・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉

☑	①	対象者数〈第2号ア〉	250	人	☑	②	操作員数〈第2号イ〉	122	人	☑	③	操作員種別〈第2号ウ〉	区職員及び区職員以外	操作員の詳細〈第2号ウ関連〉	児童相談所職員、外部事業者連絡調整員
☑	④	データ処理件数〈第2号エ〉	250	件	☑	⑤	操作端末種別〈第2号オ〉	内部情報系端末(switchPC)		(その他の場合)操作端末の詳細〈第2号オ関連〉					

・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第3号～第5号〉

☑	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等		
☑	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。〈第3号〉 ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など	☑	バックアップ	自動で日次バックアップを行う。
			☑	データの暗号化	電算環境はインターネットから分離されている。
			☑	ログの取得管理	ログ取得ソフトにより、随時自動で取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認を行っている。
			☑	パスワード認証	区職員PCのログインに当たっては、個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワードは90日に1度変更を行う。
			無	ICカード認証	
			☑	生体認証	区職員PCには生体認証を導入している。
			☑	データ持ち出し管理ソフトの導入	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。
			☑	ウイルス対策ソフトの導入	区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している。
			☑	無停電電源装置(UPS)の導入	サーバに無停電電源装置を導入している。
			無	(その他)	
☑	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。〈第4号〉	アクセス(ログイン)権限は、業務の担当者に限定する。		
☑	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。〈第5号〉	法律上必要な場合及び契約で定めた事務を除き、事業者がデータにアクセスすることはできないことを契約書に規定する。		

電子計算組織への記録

電子計算組織の名称	夜間・休日電話相談受付システム		
利用業務	No	利用業務名	利用部課名
	1	児童相談所の運営	子ども家庭部児童相談所設置準備課
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	国籍
6	続柄
7	電話番号
8	親族等の関係
9	婚姻・離婚の状況
10	出生・死亡の状況
11	住所等異動状況
12	在留カードの記載事項
13	収入の状況
14	身体障害の状況
15	精神障害の状況
16	知的障害の状況
17	健康状態
18	日常生活動作の状況
19	傷病等の状況
20	治療等の状況
21	診断結果の状況
22	入院等の状況
23	妊娠・出産の状況
24	発育の状況
25	予防接種の状況

項番	記録の項目
26	行動観察の内容
27	身体の状況
28	家庭の状況
29	扶養関係
30	住居の状況
31	保育の状況
32	育児経験
33	生育歴
34	生活歴
35	生活習慣
36	年金・健康保険加入状況
37	医療保険加入状況
38	公的給付状況
39	生活保護受給の状況
40	保健福祉サービス利用状況
41	相談の内容
42	申請理由
43	指導・処遇の内容
44	施設入所の状況
45	要望・苦情の内容
46	措置の状況
47	一時保護の状況
48	一時保護の同意
49	一時保護の理由
50	一時保護の意向

項番	記録の項目
51	援助の意向
52	援助の承諾・不承諾の状況
53	職業
54	勤務先
55	職歴
56	就労の状況
57	学歴
58	資格
59	経歴
60	就園・就学の状況
61	学童クラブの状況
62	社会参加の状況
63	所属
64	食事上の配慮事項
65	生活上の配慮事項
66	宗教・文化上の配慮事項
67	
68	
69	
70	
71	
72	
73	
74	
75	
76	
77	
78	
79	
80	
81	
82	
83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	
98	
99	
100	

項番	記録の項目
101	
102	
103	
104	
105	
106	
107	
108	
109	
110	
111	
112	
113	
114	
115	
116	
117	
118	
119	
120	
121	
122	
123	
124	
125	
126	
127	
128	
129	
130	
131	
132	
133	
134	
135	
136	
137	
138	
139	
140	
141	
142	
143	
144	
145	
146	
147	
148	
149	
150	

報告	16

自己点検表⑤-1（電算入力）

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的（全体）	児童相談所の業務を行うため

システム名	夜間・休日電話相談受付システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容（電子計算組織の処理内容・利用方法）	児童相談所職員が不在にする夜間・休日の時間帯における児童虐待相談・通告の受理及び相談対応内容を記録し、緊急性の高いケースについては児童相談所へ引継ぎを行う。

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
2	住所	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
3	性別	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
4	生年月日	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
5	国籍	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
6	続柄	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
7	電話番号	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
8	親族等の関係	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
9	婚姻・離婚の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
10	出生・死亡の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
11	住所等異動状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
12	在留カードの記載事項	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
13	収入の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
14	身体障害の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
15	精神障害の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
16	知的障害の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
17	健康状態	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
18	日常生活動作の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
19	傷病等の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
20	治療等の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
21	診断結果の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
22	入院等の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
23	妊娠・出産の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
24	発育の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
25	予防接種の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
26	行動観察の内容	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
27	身体の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
28	家庭の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
29	扶養関係	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
30	住居の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
31	保育の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
32	育児経験	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
33	生育歴	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
34	生活歴	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
35	生活習慣	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
36	年金・健康保険加入状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
37	医療保険加入状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
38	公的給付状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
39	生活保護受給の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
40	保健福祉サービス利用状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
41	相談内容	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
42	申請理由	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
43	指導・処遇の内容	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
44	施設入所の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
45	要望・苦情の内容	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
46	措置の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
47	一時保護の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
48	一時保護の同意	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉		No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由			☑	電子計算組織への記録が必要な理由
49	一時保護の理由	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	63	所属	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
50	一時保護の意向	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	64	食事上の配慮事項	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
51	援助の意向	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	65	生活上の配慮事項	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
52	援助の承諾・不承諾の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	66	宗教・文化上の配慮事項	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
53	職業	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	67		□	
54	勤務先	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	68		□	
55	職歴	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	69		□	
56	就労の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	70		□	
57	学歴	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	71		□	
58	資格	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	72		□	
59	経歴	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	73		□	
60	就園・就学の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	74		□	
61	学童クラブの状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	75		□	
62	社会参加の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	76		□	

報告	16

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	児童相談所に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)

・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉

☑	①	対象者数〈第2号ア〉	600,000	人	☑	②	操作員数〈第2号イ〉	170	人	☑	③	操作員種別〈第2号ウ〉	区職員及び区職員以外	操作員の詳細〈第2号ウ関連〉	児童相談所設置準備課職員及び外部事業者
☑	④	データ処理件数〈第2号エ〉	600(年間)	件	☑	⑤	操作端末種別〈第2号オ〉	内部情報系端末(switchPC)		(その他の場合)操作端末の詳細〈第2号オ関連〉					

・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第3号～第5号〉

☑		確認事項			確認事項への具体的対応・代替措置等
☑	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。〈第3号〉 ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など	☑	バックアップ	自動で日次バックアップを行う
			☑	データの暗号化	電算環境はインターネットから分離されている。
			☑	ログの取得管理	ログ取得ソフトにより、随時自動で取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認を行っている。
			☑	パスワード認証	区職員PCのログインに当たっては、個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワードは90日に1度変更を行う。
			無	ICカード認証	
			☑	生体認証	区職員PCには生体認証を導入している。
			☑	データ持ち出し管理ソフトの導入	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。
			☑	ウイルス対策ソフトの導入	区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している。
			☑	無停電電源装置(UPS)の導入	サーバに無停電電源装置を導入している。
			無	(その他)	
☑	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。〈第4号〉	アクセス(ログイン)権限は、業務の担当者に限定する。		
☑	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。〈第5号〉	法律上必要な場合及び契約で定めた事務を除き、事業者がデータにアクセスすることはできないことを契約書に規定する。		

外部結合の記録1

業務の名称	児童相談所の運営　　に関する業務
部課名	児童相談所設置準備課
外部結合の相手方	民間事業者(クラウドサービス提供事業者)
	※電気通信回線の接続先
外部結合の方法	☐ LGWAN回線　☑ インターネット回線　　☐ 専用回線:
	☐ その他:
外部結合を行う理由	移送する児童や移送日時、出発地・目的地等の情報を共有し、正確かつ適切に移送業務を行うため。
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	民間事業者(児童移送補助業務受託事業者)
関連帳票	外部委託の記録　6

項番	外部結合による**提供**をした個人情報の項目
1	氏名
2	性別
3	生年月日
4	身体障害の状況
5	精神障害の状況
6	知的障害の状況
7	健康状態
8	傷病等の状況
9	発育の状況
10	行動観察の内容
11	身体の状況
12	相談の内容
13	指導・処遇の内容
14	措置の状況
15	施設入所の状況
16	一時保護の状況
17	一時保護の理由
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による**取得**をした個人情報の項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

報告	16

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

システム名	児童移送調整システム
外部結合を行う業務の内容	児童移送補助

外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☑	外部結合が必要な理由
1	氏名		☑	移送する児童の情報の把握及び移送依頼状況を管理するため。
2	性別		☑	移送する児童の情報の把握及び移送依頼状況を管理するため。
3	生年月日		☑	移送する児童の情報の把握及び移送依頼状況を管理するため。
4	身体障害の状況		☑	移送する児童の情報の把握及び移送依頼状況を管理するため。
5	精神障害の状況		☑	移送する児童の情報の把握及び移送依頼状況を管理するため。
6	知的障害の状況		☑	移送する児童の情報の把握及び移送依頼状況を管理するため。
7	健康状態		☑	移送する児童の情報の把握及び移送依頼状況を管理するため。
8	傷病等の状況		☑	移送する児童の情報の把握及び移送依頼状況を管理するため。
9	発育の状況		☑	移送する児童の情報の把握及び移送依頼状況を管理するため。
10	行動観察の内容		☑	移送する児童の情報の把握及び移送依頼状況を管理するため。

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 （下線は要配慮個人情報）			1．外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性（第1号・第2号） ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☑	外部結合が必要な理由
11	身体の状況		☑	移送する児童の情報の把握及び移送依頼状況を管理するため。
12	相談の内容		☑	移送する児童の情報の把握及び移送依頼状況を管理するため。
13	指導・処遇の内容		☑	移送する児童の情報の把握及び移送依頼状況を管理するため。
14	措置の状況		☑	移送する児童の情報の把握及び移送依頼状況を管理するため。
15	施設入所の状況		☑	移送する児童の情報の把握及び移送依頼状況を管理するため。
16	一時保護の状況		☑	移送する児童の情報の把握及び移送依頼状況を管理するため。
17	一時保護の理由		☑	移送する児童の情報の把握及び移送依頼状況を管理するため。
18			□	
19			□	
20			□	
21			□	
22			□	
23			□	
24			□	

報告	16

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	児童移送補助に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	移送補助を行う事業者に、児童の状況に合わせた適切な対応を行わせ、安全に移送するため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)

外部結合に係る基本情報〈第3号・第4号〉

☑	①	外部結合の相手方〈第3号〉	民間事業者	相手方の詳細〈第3号関連〉	民間事業者(児童移送補助業務受託事業者)
☑	②	外部結合の方法〈第4号〉	インターネット回線	その他の場合の詳細〈第4号関連〉	

・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第5号～第13号〉

☑		確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等		
☑	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。〈第5号・第6号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❶【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある
				【利用目的のための外部結合による提供】 保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 移送する児童の情報や移送日時、出発地・目的地等の情報を共有し、正確かつ適切に移送業務を行うため。	
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。〈第7号〉			
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第8号〉			
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第9号〉			
☑	⑦	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。〈第10号〉	個人情報を提供する際は、不要な個人情報を被覆又は削除することとし、必要最低限度の個人情報項目を提供する。		
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第11号〉			
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第12号〉			
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第13号〉			

外部結合の記録2

業務の名称	児童相談所の運営　　に関する業務
部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
外部結合の相手方	民間事業者（夜間・休日電話相談） ※電気通信回線の接続先
外部結合の方法	☑ LGWAN回線　☐ インターネット回線　　☐ 専用回線： ☐ その他：
外部結合を行う理由	夜間・休日時間帯で、杉並区児童相談所相談電話並びに児童相談所虐待対応ダイヤル（189）及び児童相談所相談専用ダイヤル（0120-189-783）に入電した児童虐待相談・通告など、事業者が受け付けた相談内容を、翌営業日に児童相談所へ引継ぐにあたりBoxの庁外共有フォルダで事業者と共有するファイルを用いて報告を受けるため。
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	民間事業者（夜間・休日電話相談）
関連帳票	外部委託の記録　7

項番	外部結合による**提供**をした個人情報の項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による**取得**をした個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	国籍
6	続柄
7	電話番号
8	親族等の関係
9	婚姻・離婚の状況
10	出生・死亡の状況
11	住所等異動状況
12	在留カードの記載事項
13	収入の状況
14	身体障害の状況
15	精神障害の状況
16	知的障害の状況
17	健康状態
18	日常生活動作の状況
19	傷病等の状況
20	治療等の状況
21	診断結果の状況
22	入院等の状況
23	妊娠・出産の状況
24	発育の状況
25	予防接種の状況
26	行動観察の内容
27	身体の状況
28	家庭の状況
29	扶養関係
30	住居の状況

項番	外部結合による**提供**をした個人情報の項目
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	
51	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
58	
59	
60	
61	
62	
63	
64	
65	
66	
67	
68	
69	
70	
71	
72	
73	
74	
75	
76	
77	
78	
79	
80	

項番	外部結合による**取得**をした個人情報の項目
31	保育の状況
32	育児経験
33	生育歴
34	生活歴
35	生活習慣
36	年金・健康保険加入状況
37	医療保険加入状況
38	公的給付状況
39	生活保護受給の状況
40	保健福祉サービス利用状況
41	相談の内容
42	申請理由
43	指導・処遇の内容
44	施設入所の状況
45	要望・苦情の内容
46	措置の状況
47	一時保護の状況
48	一時保護の同意
49	一時保護の理由
50	一時保護の意向
51	援助の意向
52	援助の承諾・不承諾の状況
53	職業
54	勤務先
55	職歴
56	就労の状況
57	学歴
58	資格
59	経歴
60	就園・就学の状況
61	学童クラブの状況
62	社会参加の状況
63	所属
64	食事上の配慮事項
65	生活上の配慮事項
66	宗教・文化上の配慮事項
67	
68	
69	
70	
71	
72	
73	
74	
75	
76	
77	
78	
79	
80	

報告	16

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

システム名	夜間・休日電話相談受付システム
外部結合を行う業務の内容	夜間休日電話相談

外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☑	外部結合が必要な理由
1		氏名	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容を、翌営業日に児童相談所が報告を受けるため。
2		住所	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
3		性別	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
4		生年月日	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
5		国籍	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
6		続柄	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
7		電話番号	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
8		親族等の関係	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
9		婚姻・離婚の状況	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
10		出生・死亡の状況	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 （下線は要配慮個人情報）			1．外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性（第1号・第2号）	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☑	外部結合が必要な理由
11		住所等異動状況	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
12		在留カードの記載事項	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
13		収入の状況	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
14		身体障害の状況	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
15		精神障害の状況	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
16		知的障害の状況	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
17		健康状態	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
18		日常生活動作の状況	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
19		傷病等の状況	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
20		治療等の状況	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
21		診断結果の状況	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
22		入院等の状況	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
23		妊娠・出産の状況	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
24		発育の状況	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 （下線は要配慮個人情報）			1．外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性（第1号・第2号）	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☑	外部結合が必要な理由
25		予防接種の状況	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
26		行動観察の結果	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
27		身体の状況	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
28		家庭の状況	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
29		扶養関係	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
30		住居の状況	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
31		保育の状況	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
32		育児経験	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
33		生育歴	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
34		生活歴	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
35		生活習慣	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
36		年金・健康保険加入状況	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
37		医療保険加入状況	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
38		公的給付状況	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 （下線は要配慮個人情報）			1．外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性（第1号・第2号）	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☑	外部結合が必要な理由
39		生活保護受給の状況	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
40		保健福祉サービス利用状況	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
41		相談の内容	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
42		申請理由	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
43		指導・処遇の内容	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
44		施設入所の状況	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
45		要望・苦情の内容	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
46		措置の状況	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
47		一時保護の状況	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
48		一時保護の同意	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
49		一時保護の理由	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
50		一時保護の意向	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
51		援助の意向	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
52		援助の承諾・不承諾の状況	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 （下線は要配慮個人情報）			1．外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性（第1号・第2号）	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☑	外部結合が必要な理由
53		職業	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
54		勤務先	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
55		職歴	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
56		就労の状況	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
57		学歴	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
58		資格	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
59		経歴	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
60		就園・就学の状況	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
61		学童クラブの状況	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
62		社会参加の状況	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
63		所属	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
64		食事上の配慮事項	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
65		生活上の配慮事項	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。
66		宗教・文化上の配慮事項	☑	職員が不在にする夜間・休日に受けた児童虐待通告及び相談内容について、児童相談所が翌営業日に報告を受けるため。

報告	16

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	児童相談所に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)					
外部結合に係る基本情報〈第3号・第4号〉					
☑	①	外部結合の相手方〈第3号〉	民間事業者	相手方の詳細〈第3号関連〉	
☑	②	外部結合の方法〈第4号〉	LGWAN回線	その他の場合の詳細〈第4号関連〉	

・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第5号～第13号〉

☑		確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等		
☑	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。〈第5号・第6号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❶【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある
				【利用目的のための外部結合による提供】 保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法	
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。〈第7号〉			
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第8号〉			
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第9号〉			
☑	⑦	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。〈第10号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない。		
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第11号〉			
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第12号〉			
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第13号〉			

外部結合の記録3

業務の名称	児童相談所の運営　　に関する業務
部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
外部結合の相手方	東京都、児童相談所設置区 ※電気通信回線の接続先
外部結合の方法	☑ LGWAN回線　☐ インターネット回線　　☐ 専用回線: ☐ その他:
外部結合を行う理由	東京都及び児童相談所設置区で締結する「里親委託措置等に関する協定書」に基づき、児童の委託を実施するため
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	東京都、児童相談所設置区
関連帳票	外部提供の記録　8

項番	外部結合による**提供**をした個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	本籍・国籍
6	続柄
7	電話番号
8	メールアドレス
9	親族等の関係
10	婚姻・離婚の状況
11	出生・死亡の状況
12	住所等異動状況
13	在留カードの記載事項
14	個人番号
15	受給者番号
16	児童番号
17	収入の状況
18	税額等の状況
19	資産の状況
20	課税・納税状況
21	階層区分
22	徴収金額
23	身体障害の状況
24	精神障害の状況
25	知的障害の状況
26	健康状態
27	日常生活動作の状況
28	傷病等の状況
29	治療等の状況
30	診断結果の状況

項番	外部結合による**取得**をした個人情報の項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による**提供**をした個人情報の項目
31	入院等の状況
32	妊娠・出産の状況
33	発育の状況
34	予防接種の状況
35	行動観察の結果
36	身体の状況
37	容姿
38	家庭の状況
39	扶養関係
40	住居の状況
41	保育の状況
42	育児経験
43	生育歴
44	生活歴
45	生活習慣
46	年金・健康保険加入状況
47	医療保険加入状況
48	公的給付状況
49	生活保護受給の状況
50	保健福祉サービス利用状況
51	相談の内容
52	申請理由
53	指導・処遇の内容
54	施設入所の状況
55	要望・苦情の内容
56	措置の状況
57	安全確認調査の状況
58	児童福祉審議会諮問結果
59	児童福祉審議会の状況
60	一時保護の状況
61	一時保護の同意
62	一時保護の理由
63	一時保護の意向
64	援助の内容
65	援助の意向
66	援助の承諾・不承諾の状況
67	食事上の配慮事項
68	生活上の配慮事項
69	宗教・文化上の配慮事項
70	職業
71	勤務先
72	職歴
73	就労の状況
74	学歴
75	資格
76	経歴
77	就園・就学の状況
78	学童クラブの状況
79	社会参加の状況
80	所属

項番	外部結合による**取得**をした個人情報の項目
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	
51	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
58	
59	
60	
61	
62	
63	
64	
65	
66	
67	
68	
69	
70	
71	
72	
73	
74	
75	
76	
77	
78	
79	
80	

項番	外部結合による**提供**をした個人情報の項目
81	学習・成績の状況
82	
83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	
98	
99	
100	
101	
102	
103	
104	
105	
106	
107	
108	
109	
110	
111	
112	
113	
114	
115	
116	
117	
118	
119	
120	
121	
122	
123	
124	
125	
126	
127	
128	
129	
130	

項番	外部結合による**取得**をした個人情報の項目
81	
82	
83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	
98	
99	
100	
101	
102	
103	
104	
105	
106	
107	
108	
109	
110	
111	
112	
113	
114	
115	
116	
117	
118	
119	
120	
121	
122	
123	
124	
125	
126	
127	
128	
129	
130	

報告	16

自己点検表⑥-1（外部結合）

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的（全体）	児童相談所の業務を行うため

システム名	LGWAN掲示板
外部結合を行う業務の内容	児童と里親のマッチング

外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1．外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性（第1号・第2号） ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☑	外部結合が必要な理由
1	氏名		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
2	住所		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
3	性別		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
4	生年月日		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
5	本籍・国籍		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
6	続柄		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
7	電話番号		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
8	メールアドレス		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
9	親族等の関係		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
10	婚姻・離婚の状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 （下線は要配慮個人情報）			1．外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性（第1号・第2号）	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☑	外部結合が必要な理由
11	出生・死亡の状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
12	住所等異動状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
13	在留カードの記載事項		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
14	個人番号		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
15	受給者番号		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
16	児童番号		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
17	収入の状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
18	税額等の状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
19	資産の状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
20	課税・納税状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
21	階層区分		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
22	徴収金額		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
23	身体障害の状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
24	精神障害の状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 （下線は要配慮個人情報）			1．外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性（第1号・第2号）	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☑	外部結合が必要な理由
25	知的障害の状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
26	健康状態		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
27	日常生活動作の状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
28	傷病等の状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
29	治療等の状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
30	診断結果の状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
31	入院等の状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
32	妊娠・出産の状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
33	発育の状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
34	予防接種の状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
35	行動観察の結果		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
36	身体の状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
37	容姿		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
38	家庭の状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 （下線は要配慮個人情報）			1．外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性（第1号・第2号）	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☑	外部結合が必要な理由
39	扶養関係		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
40	住居の状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
41	保育の状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
42	育児経験		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
43	生育歴		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
44	生活歴		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
45	生活習慣		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
46	年金・健康保険加入状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
47	医療保険加入状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
48	公的給付状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
49	生活保護受給の状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
50	保健福祉サービス利用状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
51	相談の内容		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
52	申請理由		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 （下線は要配慮個人情報）			1．外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性（第1号・第2号）	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☑	外部結合が必要な理由
53	指導・処遇の内容		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
54	施設入所の状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
55	要望・苦情の内容		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
56	措置の状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
57	安全確認調査の状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
58	児童福祉審議会諮問結果		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
59	児童福祉審議会の状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
60	一時保護の状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
61	一時保護の同意		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
62	一時保護の理由		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
63	一時保護の意向		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
64	援助の内容		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
65	援助の意向		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
66	援助の承諾・不承諾の状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 （下線は要配慮個人情報）			1．外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性（第1号・第2号）	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☑	外部結合が必要な理由
67	食事上の配慮事項		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
68	生活上の配慮事項		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
69	宗教・文化上の配慮事項		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
70	職業		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
71	勤務先		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
72	職歴		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
73	就労の状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
74	学歴		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
75	資格		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
76	経歴		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
77	就園・就学の状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
78	学童クラブの状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
79	社会参加の状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
80	所属		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 （下線は要配慮個人情報）			1．外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性（第1号・第2号）	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☑	外部結合が必要な理由
81	学習・成績の状況		☑	東京都・児童相談所設置区間で児童の委託を行うため。
82			□	
83			□	
84			□	
85			□	
86			□	
87			□	
88			□	
89			□	
90			□	
91			□	
92			□	
93			□	
94			□	

報告	16

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)

外部結合に係る基本情報〈第3号・第4号〉

☑	①	外部結合の相手方〈第3号〉	行政機関	相手方の詳細〈第3号関連〉	東京都・児童相談所設置区
☑	②	外部結合の方法〈第4号〉	LGWAN回線	その他の場合の詳細〈第4号関連〉	

・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第5号～第13号〉

☑		確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等		
☑	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。〈第5号・第6号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❶【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある
				【利用目的のための外部結合による提供】 保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 東京都及び児童相談所設置区で締結する「里親委託措置等に関する協定書」に基づき、児童の委託を実施するため	
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。〈第7号〉			
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第8号〉			
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第9号〉			
☑	⑦	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。〈第10号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない。		
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第11号〉			
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第12号〉			
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第13号〉			

報告	17

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準　自己点検表

対象業務名	愛の手帳に係る判定に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課

該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	新規	令和8年11月1日	東京都愛の手帳交付要綱
	外部委託		令和　年　月　日	
	指定管理		令和　年　月　日	
	労働者派遣		令和　年　月　日	
○	目的外利用	新規	令和8年11月1日	東京都愛の手帳交付要綱
○	外部提供	新規	令和8年11月1日	東京都愛の手帳交付要綱
○	電算入力	新規	令和8年11月1日	東京都愛の手帳交付要綱
	外部結合		令和　年　月　日	

案件の概要

令和8年2月10日に杉並区を「児童相談所設置市」に指定するための児童福祉法施行令の一部を改正する政令が閣議決定された。「児童相談所設置市」の指定に伴い、東京都から区に愛の手帳に係る判定事務が移管されるため、愛の手帳に係る判定業務を新たに実施する。

なお、愛の手帳の交付の可否決定や返還については、当該業務移管後も東京都が引き続き実施することから、必要な情報を東京都へ提供する。

また、愛の手帳所持者が他道府県に転出した場合や他道府県の療育手帳の所持者が転入した場合に判定結果の情報のやり取りが生じるため、必要な情報を他道府県の判定機関に提供する。

【個人情報の保有等】
業務実施に必要な「氏名」を含む34項目を新規に保有する。

【目的外利用】
愛の手帳の判定に活用することを目的に、
(1)「教育相談に関する業務」から「氏名」を含む20項目を目的外利用する。
(2)「就学相談に関する業務」から「氏名」を含む22項目を目的外利用する。
(3)「障害児通所施設に関する業務」から「氏名」を含む5項目を目的外利用する。

【外部提供】
(1)「氏名」等、愛の手帳の交付の可否決定等をするために必要となる情報を東京都に外部提供する。
(2)愛の手帳の所有者が他道府県へ転出した際、転出先の他道府県から、愛の手帳判定結果の提供依頼があった場合、「氏名」を含む10項目を他道府県の判定機関に外部提供する。
(3)他道府県の療育手帳の所持者が区に転入し、愛の手帳の申請を希望した場合、当該所持者の判定結果の提供を依頼するため、「氏名」を含む3項目を他道府県の判定機関に外部提供する。

【電算入力】
(1)対象児童の「氏名」等、愛の手帳に係る判定に関する個人情報を「児童相談システム」に入力する。
(2)愛の手帳の判定事務の進行管理を行うため、「愛の手帳判定事務進行管理台帳」を新規で作成し、「氏名」等を入力する。

デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和　年　月　日
	報告了承
	以下のとおり
	（　　）

備考	

登録年月日	令和　8　年　11　月　1　日

個人情報の保有の記録

業務の名称	愛の手帳に係る判定　　に関する業務	
部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課	
個人情報の利用目的	東京都の「愛の手帳」の判定を行うため	
対象となる個人の範囲	児童（代理人を含む）、保護者・家族等の申請者	
個人情報の取得方法	☑ 本人から取得　☑ 本人以外から取得	
	本人以外から取得の根拠又は理由	東京都愛の手帳交付要綱第3条第2項及び第3項
個人情報の記録の方法	☑ 文書（紙）　☑ 共有フォルダ　☑ 電子計算組織　☐ その他：	
電子計算組織の名称（記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照）	1	児童相談システム
	2	愛の手帳判定事務進行管理台帳
	3	
	4	
	5	
	6	

個人情報の記録の内容	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
	氏名 住所 性別 生年月日 連絡先 続柄 住所等異動状況 個人番号 申請事由		容姿 健康状態 傷病等の状況 治療等の状況 診断結果の状況 障害の有無・程度 判定状況・結果 成育歴 日常生活動作の状況 検査結果	保健福祉サービス利用状況 愛の手帳の取得有無 愛の手帳の申請理由 愛の手帳番号 判定機関 交付年月日 施設入所状況 居住地 障害者手帳の取得有無 障害福祉サービス受給者証の取得有無 児童通所支援受給者証の取得有無 判定年月日 進達年月日	学歴・職歴 所属

報告	17

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	愛の手帳に係る判定に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	東京都愛の手帳交付要綱
利用目的(全体)	東京都の「愛の手帳」の判定を行うため

対象となる個人の範囲(第1号)	児童(代理人を含む)、保護者・家族等の申請者

No	保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)						2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉		・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
1	氏名	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条
2	住所	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条
3	性別	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条
4	生年月日	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条
5	連絡先	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条
6	続柄	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条
7	住所等異動状況	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条
8	個人番号	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条
9	申請事由	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条
10	容姿	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条

No	保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報	1. 個人情報の保有（第2号～第5号） ・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		1. 個人情報の保有（第2号～第5号） ・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		1. 個人情報の保有（第2号～第5号） ・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉		2. 本人以外からの個人情報の取得（第6号） ・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
11	健康状態	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条
12	傷病等の状況	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条
13	治療等の状況	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条
14	診断結果の状況	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条
15	障害の有無・程度	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条
16	判定状況・結果	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条
17	生育歴	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条
18	日常生活動作の状況	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条
19	検査結果	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条
20	保健福祉サービス利用状況	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条
21	愛の手帳の取得有無	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条
22	愛の手帳の申請理由	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条
23	愛の手帳番号	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条

No	保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報	1. 個人情報の保有（第2号～第5号） ・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		1. 個人情報の保有（第2号～第5号） ・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		1. 個人情報の保有（第2号～第5号） ・本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。（法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨）〈第5号〉		2. 本人以外からの個人情報の取得（第6号） ・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
24	判定機関	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条
25	交付年月日	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条
26	施設入所状況	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条
27	居住地	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条
28	障害者手帳の取得有無	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条
29	障害福祉サービス受給者証の取得有無	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条
30	児童通所支援受給者証の取得有無	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条
31	学歴・職歴	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条
32	所属	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条
33	判定年月日	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条
34	進達年月日	☑	愛の手帳の判定を受けるため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	東京都愛の手帳交付要綱第3条
35		□		□		□		□	
36		□		□		□		□	

目的外利用をした記録1

目的外利用をした業務の名称	(a) 愛の手帳に係る判定　　に関する業務
目的外利用をした業務の利用目的	東京都の「愛の手帳」の判定を行うため
目的外利用の根拠	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合) ☑ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき) ☐ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき) 上記の法令根拠又は相当の理由：
目的外利用の方法	☐ 閲覧　☑ 文書　☐ 電子計算組織　☐ その他：
目的外利用をされた業務の名称	(b) 教育相談　　に関する業務

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	電話番号
6	続柄
7	健康状態
8	傷病名・傷病歴
9	障害の有無・部位・程度
10	検診の結果
11	検査の結果
12	生育歴
13	治療歴
14	家族構成
15	相談の内容
16	相談経過記録
17	趣味・し好
18	幼稚園(保育園名)
19	学校名・学年・組
20	教育歴
21	
22	
23	
24	
25	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	17

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	愛の手帳に係る判定に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	東京都愛の手帳交付要綱
利用目的(全体)	東京都の「愛の手帳」の判定を行うため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	教育相談に関する業務					
	部課名	教育委員会事務局多様な学び支援課					
	目的外利用を行う理由	愛の手帳の判定に活用するため					
外部提供	外部提供先の種別						
	外部提供先(詳細)						
	外部提供の方法				方法(詳細)		

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑	愛の手帳の判定に活用するため
2	住所	☑	愛の手帳の判定に活用するため
3	性別	☑	愛の手帳の判定に活用するため
4	生年月日	☑	愛の手帳の判定に活用するため
5	電話番号	☑	愛の手帳の判定に活用するため
6	続柄	☑	愛の手帳の判定に活用するため
7	健康状態	☑	愛の手帳の判定に活用するため
8	傷病名・傷病歴	☑	愛の手帳の判定に活用するため
9	障害の有無・部位・程度	☑	愛の手帳の判定に活用するため
10	検診の結果	☑	愛の手帳の判定に活用するため
11	検査の結果	☑	愛の手帳の判定に活用するため
12	生育歴	☑	愛の手帳の判定に活用するため
13	治療歴	☑	愛の手帳の判定に活用するため
14	家族構成	☑	愛の手帳の判定に活用するため
15	相談の内容	☑	愛の手帳の判定に活用するため
16	相談経過記録	☑	愛の手帳の判定に活用するため
17	趣味・し好	☑	愛の手帳の判定に活用するため
18	幼稚園(保育所)名	☑	愛の手帳の判定に活用するため
19	学校名・学年・組	☑	愛の手帳の判定に活用するため
20	教育歴	☑	愛の手帳の判定に活用するため

報告	17

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	愛の手帳に係る判定に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	東京都愛の手帳交付要綱
利用目的(全体)	東京都の「愛の手帳」の判定を行うため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)

・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❸【利用目的以外の目的の場合】法第69条第2項第1号
				【目的外利用・利用目的以外の目的のための外部提供】 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 申請時に説明を行い、本人又は法定代理人、任意代理人から同意を得る。	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
無	⑤	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉			

3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)

利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉	

目的外利用をした記録2

目的外利用をした業務の名称	(a) 愛の手帳に係る判定　　に関する業務
目的外利用をした業務の利用目的	東京都の「愛の手帳」の判定を行うため
目的外利用の根拠	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)
	☑ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)
	☐ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき)
	上記の法令根拠又は相当の理由：
目的外利用の方法	☐ 閲覧　☑ 文書　☐ 電子計算組織　☐ その他：
目的外利用をされた業務の名称	(b) 就学相談　　に関する業務

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	続柄
6	電話番号
7	趣味・し好
8	健康状態
9	傷病名・傷病歴
10	身体障害の有無・部位・程度
11	精神障害の有無・程度
12	検診の結果
13	検査の結果
14	生育歴
15	治療歴
16	行動観
17	家族構成
18	相談の内容
19	相談経過記録
20	幼稚園、子供園、保育園名
21	学校名・学年・組
22	教育歴
23	
24	
25	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	17

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	愛の手帳に係る判定に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	東京都愛の手帳交付要綱
利用目的(全体)	東京都の「愛の手帳」の判定を行うため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	就学相談に関する業務				
	部課名	教育委員会事務局多様な学び支援課				
	目的外利用を行う理由	愛の手帳の判定に活用するため				
外部提供	外部提供先の種別					
	外部提供先(詳細)					
	外部提供の方法				方法(詳細)	

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑	愛の手帳の判定に活用するため
2	住所	☑	愛の手帳の判定に活用するため
3	性別	☑	愛の手帳の判定に活用するため
4	生年月日	☑	愛の手帳の判定に活用するため
5	続柄	☑	愛の手帳の判定に活用するため
6	電話番号	☑	愛の手帳の判定に活用するため
7	趣味・し好	☑	愛の手帳の判定に活用するため
8	健康状態	☑	愛の手帳の判定に活用するため
9	傷病名・傷病歴	☑	愛の手帳の判定に活用するため
10	身体障害の有無・部位・程度	☑	愛の手帳の判定に活用するため
11	精神障害の有無・程度	☑	愛の手帳の判定に活用するため
12	検診の結果	☑	愛の手帳の判定に活用するため
13	検査の結果	☑	愛の手帳の判定に活用するため
14	生育歴	☑	愛の手帳の判定に活用するため
15	治療歴	☑	愛の手帳の判定に活用するため
16	行動観	☑	愛の手帳の判定に活用するため
17	家族構成	☑	愛の手帳の判定に活用するため
18	相談の内容	☑	愛の手帳の判定に活用するため
19	相談経過記録	☑	愛の手帳の判定に活用するため
20	幼稚園、子供園、保育園名	☑	愛の手帳の判定に活用するため

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。<第1号>		No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。<第1号>	
		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
21	学校名・学年・組	☑	愛の手帳の判定に活用するため	36		□	
22	教育歴	☑	愛の手帳の判定に活用するため	37		□	
23		□		38		□	
24		□		39		□	
25		□		40		□	
26		□		41		□	
27		□		42		□	
28		□		43		□	
29		□		44		□	
30		□		45		□	
31		□		46		□	
32		□		47		□	
33		□		48		□	
34		□		49		□	
35		□		50		□	

報告	17

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	愛の手帳に係る判定に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	東京都愛の手帳交付要綱
利用目的(全体)	東京都の「愛の手帳」の判定を行うため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)

・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❸【利用目的以外の目的の場合】法第69条第2項第1号
				【目的外利用・利用目的以外の目的のための外部提供】 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 申請時に説明を行い、本人又は法定代理人、任意代理人から同意を得る。	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
無	⑤	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉			

3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)

利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉	

目的外利用をした記録3

目的外利用をした業務の名称	(a) 愛の手帳に係る判定　　に関する業務
目的外利用をした業務の利用目的	東京都の「愛の手帳」の判定を行うため
目的外利用の根拠	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合) ☑ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき) ☐ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき) 上記の法令根拠又は相当の理由：
目的外利用の方法	☐ 閲覧　☑ 文書　☐ 電子計算組織　☐ その他：
目的外利用をされた業務の名称	(b) 障害児通所施設　　に関する業務

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	氏名
2	性別
3	生年月日
4	日常生活動作の状況
5	検査結果
6	所属
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	17

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	愛の手帳に係る判定に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	東京都愛の手帳交付要綱
利用目的(全体)	東京都の「愛の手帳」の判定を行うため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	障害児通所支援に関する業務
	部課名	保健福祉部障害者施策課
	目的外利用を行う理由	愛の手帳の判定に活用するため
外部提供	外部提供先の種別	
	外部提供先(詳細)	
	外部提供の方法	方法(詳細)

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑	愛の手帳の判定に活用するため	11		□	
2	性別	☑	愛の手帳の判定に活用するため	12		□	
3	生年月日	☑	愛の手帳の判定に活用するため	13		□	
4	日常生活動作の状況	☑	愛の手帳の判定に活用するため	14		□	
5	検査結果	☑	愛の手帳の判定に活用するため	15		□	
6	所属	☑	愛の手帳の判定に活用するため	16		□	
7		□		17		□	
8		□		18		□	
9		□		19		□	
10		□		20		□	

報告	17

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	愛の手帳に係る判定に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	東京都愛の手帳交付要綱
利用目的(全体)	東京都の「愛の手帳」の判定を行うため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)					
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉					
☑	確認事項		具体的内容・具体的対応等		
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❸【利用目的以外の目的の場合】法第69条第2項第1号
				【目的外利用・利用目的以外の目的のための外部提供】 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 申請時に説明を行い、本人又は法定代理人、任意代理人から同意を得る。	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
無	⑤	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉			
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)					
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉					
☑	確認事項		具体的内容・具体的対応等		
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉			
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉			
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉			

外部提供の記録1

業務の名称	愛の手帳に係る判定　　に関する業務			
部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課			
外部提供を受ける者	東京都心身障害者福祉センター			
外部提供を受ける者の利用目的	愛の手帳の交付の可否決定のため			
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☐ 法令根拠あり　☑ 相当の理由がある		
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)		
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)		
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号	
	上記の法令根拠 又は 相当の理由	東京都愛の手帳交付要綱第3条第4項において、東京都知事に進達することが定められているため。		
外部提供の方法	☐ 閲覧　☑ 文書　☐ 磁気媒体　☐ 外部結合　☐ その他:			
	外部結合による提供			
外部提供の相手方に求めた措置の内容				

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	連絡先
6	続柄
7	個人番号
8	申請事由
9	容姿
10	判定状況・結果
11	施設入所状況
12	成育歴
13	学歴・職歴
14	傷病等の状況
15	診断結果の状況
16	障害の有無・程度
17	障害者手帳の取得有無
18	保健福祉サービスの利用状況
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	17

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	愛の手帳に係る判定に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	東京都愛の手帳交付要綱
利用目的(全体)	東京都の「愛の手帳」の判定を行うため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称					
	部課名					
	目的外利用を行う理由					
外部提供	外部提供先の種別	行政機関				
	外部提供先(詳細)	東京都心身障害者福祉センター				
	外部提供の方法	文書			方法(詳細)	郵送

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑	愛の手帳の交付の可否決定のため	11	施設入所状況	☑	愛の手帳の交付の可否決定のため
2	住所	☑	愛の手帳の交付の可否決定のため	12	生育歴	☑	愛の手帳の交付の可否決定のため
3	性別	☑	愛の手帳の交付の可否決定のため	13	学歴・職歴	☑	愛の手帳の交付の可否決定のため
4	生年月日	☑	愛の手帳の交付の可否決定のため	14	傷病等の状況	☑	愛の手帳の交付の可否決定のため
5	連絡先	☑	愛の手帳の交付の可否決定のため	15	診断結果の状況	☑	愛の手帳の交付の可否決定のため
6	続柄	☑	愛の手帳の交付の可否決定のため	16	障害の有無・程度	☑	愛の手帳の交付の可否決定のため
7	個人番号	☑	愛の手帳の交付の可否決定のため	17	障害者手帳の取得有無	☑	愛の手帳の交付の可否決定のため
8	申請事由	☑	愛の手帳の交付の可否決定のため	18	保健福祉サービスの利用状況	☑	愛の手帳の交付の可否決定のため
9	容姿	☑	愛の手帳の交付の可否決定のため	19		□	
10	判定状況・結果	☑	愛の手帳の交付の可否決定のため	20		□	

報告	17

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	愛の手帳に係る判定に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	東京都愛の手帳交付要綱
利用目的(全体)	東京都の「愛の手帳」の判定を行うため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)

・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❶【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある
				【利用目的のための外部提供】 保有個人情報を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 東京都愛の手帳交付要綱第3条第4項において、東京都知事に進達することが定められているため。	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
☑	⑤	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない。		

3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)

利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉	

外部提供の記録2

業務の名称	愛の手帳に係る判定　　に関する業務		
部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課		
外部提供を受ける者	他道府県(転出先自治体)の判定機関		
外部提供を受ける者の利用目的	転出先での判定に当たり、当区の判定結果を参考とするため		
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☐ 法令根拠あり　☑ 相当の理由がある	
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)	
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)	
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号
	上記の法令根拠 又は 相当の理由	転出先自治体での療育手帳の判定のため	
外部提供の方法	☐ 閲覧　☑ 文書　☐ 磁気媒体　☐ 外部結合　☐ その他:		
	外部結合による提供		
外部提供の相手方に求めた措置の内容			

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	判定状況・結果
6	生育歴
7	学歴・職歴
8	傷病等の状況
9	診断結果の状況
10	障害者手帳の取得有無
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	17

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	愛の手帳に係る判定に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	東京都愛の手帳交付要綱
利用目的(全体)	東京都の「愛の手帳」の判定を行うため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称					
	部課名					
	目的外利用を行う理由					
外部提供	外部提供先の種別	行政機関				
	外部提供先(詳細)	他道府県の判定機関				
	外部提供の方法	文書			方法(詳細)	郵送

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑	判定結果を提供するため	11		□	
2	住所	☑	判定結果を提供するため	12		□	
3	性別	☑	判定結果を提供するため	13		□	
4	生年月日	☑	判定結果を提供するため	14		□	
5	判定状況・結果	☑	判定結果を提供するため	15		□	
6	生育歴	☑	判定結果を提供するため	16		□	
7	学歴・職歴	☑	判定結果を提供するため	17		□	
8	傷病等の状況	☑	判定結果を提供するため	18		□	
9	診断結果の状況	☑	判定結果を提供するため	19		□	
10	障害者手帳の所得有無	☑	判定結果を提供するため	20		□	

報告	17

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	愛の手帳に係る判定に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	東京都愛の手帳交付要綱
利用目的(全体)	東京都の「愛の手帳」の判定を行うため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)

・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❶【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある
				【利用目的のための外部提供】 保有個人情報を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 転出先自治体での療育手帳の判定のため	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
☑	⑤	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない。		

3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)

利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉	

外部提供の記録3

業務の名称	愛の手帳に係る判定　　に関する業務			
部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課			
外部提供を受ける者	他道府県(転入元自治体)の判定機関			
外部提供を受ける者の利用目的	当区からの転入元自治体での療育手帳の判定結果照会への回答			
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☐ 法令根拠あり　☑ 相当の理由がある		
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)		
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)		
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号	
	上記の法令根拠 又は 相当の理由	当区での判定の参考とするため		
外部提供の方法	☐ 閲覧　☑ 文書　☐ 磁気媒体　☐ 外部結合　☐ その他:			
	外部結合による提供			
外部提供の相手方に求めた措置の内容				

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	17

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	愛の手帳に係る判定に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	東京都愛の手帳交付要綱
利用目的(全体)	東京都の「愛の手帳」の判定を行うため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称					
	部課名					
	目的外利用を行う理由					
外部提供	外部提供先の種別	行政機関				
	外部提供先(詳細)	他道府県の判定機関				
	外部提供の方法	文書			方法(詳細)	郵送

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑	判定結果の提供を依頼するため	11		□	
2	住所	☑	判定結果の提供を依頼するため	12		□	
3	生年月日	☑	判定結果の提供を依頼するため	13		□	
4		□		14		□	
5		□		15		□	
6		□		16		□	
7		□		17		□	
8		□		18		□	
9		□		19		□	
10		□		20		□	

報告	17

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	愛の手帳に係る判定に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	東京都愛の手帳交付要綱
利用目的(全体)	東京都の「愛の手帳」の判定を行うため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)

・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❶【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある
				【利用目的のための外部提供】 保有個人情報を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 当区での判定の参考とするため	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
☑	⑤	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない。		

3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)

利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉	

電子計算組織への記録

電子計算組織の名称	児童相談システム		
利用業務	No	利用業務名	利用部課名
	1	児童虐待の予防と解決のための調整	子ども家庭部児童相談所設置準備課、子ども家庭部管理課、杉並保健所保健サービス課
	2	児童相談所の運営	子ども家庭部児童相談所設置準備課
	3	愛の手帳に係る判定	子ども家庭部児童相談所設置準備課
	4	里親支援	子ども家庭部児童相談所設置準備課
	5	子どもの意見表明等支援事業	子ども家庭部児童相談所設置準備課
	6	特別児童扶養手当の判定	子ども家庭部児童相談所設置準備課
	7		

項番	記録の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	連絡先
6	続柄
7	住所等異動状況
8	個人番号
9	申請事由
10	容姿
11	健康状態
12	傷病等の状況
13	治療等の状況
14	診断結果の状況
15	障害の有無・程度
16	判定状況・結果
17	生育歴
18	日常生活動作の状況
19	検査結果
20	保健福祉サービス利用状況
21	愛の手帳の取得有無
22	愛の手帳の申請理由
23	愛の手帳番号
24	判定機関
25	交付年月日

項番	記録の項目
26	施設入所状況
27	居住地
28	障害者手帳の取得有無
29	障害福祉サービス受給者証の取得有無
30	児童通所支援受給者証の取得有無
31	学歴・職歴
32	所属
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	17

自己点検表⑤-1（電算入力）

業務の名称	愛の手帳に係る判定に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	東京都愛の手帳交付要綱
利用目的（全体）	東京都の「愛の手帳」の判定を行うため

システム名	児童相談システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容（電子計算組織の処理内容・利用方法）	「愛の手帳」の判定結果を記録するため

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
2	住所	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
3	性別	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
4	生年月日	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
5	連絡先	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
6	続柄	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
7	住所等異動状況	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
8	個人番号	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
9	申請事由	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
10	容姿	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
11	健康状態	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
12	傷病等の状況	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
13	治療等の状況	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
14	診断結果の状況	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
15	障害の有無・程度	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
16	判定状況・結果	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
17	生育歴	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
18	日常生活動作の状況	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
19	検査結果	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
20	保健福祉サービス利用状況	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
21	愛の手帳の取得有無	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
22	愛の手帳の申請理由	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
23	愛の手帳番号	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
24	判定機関	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
25	交付年月日	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
26	施設入所状況	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
27	居住地	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
28	障害者手帳の取得有無	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
29	障害福祉サービス受給者証の取得有無	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
30	児童通所支援受給者証の取得有無	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
31	学歴・職歴	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
32	所属	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
33		□	
34		□	

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
35		□	
36		□	
37		□	
38		□	
39		□	
40		□	
41		□	
42		□	
43		□	
44		□	
45		□	
46		□	
47		□	
48		□	

報告	17

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	愛の手帳に係る判定に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	東京都愛の手帳交付要綱
利用目的(全体)	東京都の「愛の手帳」の判定を行うため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)

・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉

☑	①	対象者数〈第2号ア〉	200	人	☑	②	操作員数〈第2号イ〉	17	人	☑	③	操作員種別〈第2号ウ〉	区職員	操作員の詳細〈第2号ウ関連〉	児童相談所職員
☑	④	データ処理件数〈第2号エ〉	200	件	☑	⑤	操作端末種別〈第2号オ〉	独自調達端末(独自ネットワーク)		(その他の場合)操作端末の詳細〈第2号オ関連〉		タブレット端末(閉域網のネットワーク環境)			

・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第3号～第5号〉

☑		確認事項			確認事項への具体的対応・代替措置等
☑	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。〈第3号〉 ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など	☑	バックアップ	データベースに保管される児童に関する情報等は日次でバックアップを取得する。
			☑	データの暗号化	データは全て暗号化されている。
			☑	ログの取得管理	最低3か月間のシステムログを保存し、監視を行う。
			☑	パスワード認証	端末のパスワードを解除した上で、システムログイン用のID、パスワードを入力する必要があり、二段階でパスワード認証を行う。
			無	ICカード認証	
			無	生体認証	
			☑	データ持ち出し管理ソフトの導入	アカウントによる制限を行う。
			☑	ウイルス対策ソフトの導入	WAF(Webアプリケーションファイアウォール)を導入する。
			☑	無停電電源装置(UPS)の導入	データセンターにおいて、無停電電源装置(UPS)が設置されている。
			☑	(その他)	インターネットとは独立した閉域網を用い、許可されたIPアドレスのみをアクセス可能としている
☑	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。〈第4号〉	アクセス(ログイン)権限は、業務の担当者に限定する。		
☑	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。〈第5号〉	法律上必要な場合及び契約で定めた事務を除き、事業者がデータにアクセスすることはできないことを契約書に規定する。		

電子計算組織への記録

電子計算組織の名称	愛の手帳判定事務進行管理台帳		
利用業務	No	利用業務名	利用部課名
	1	愛の手帳に係る判定	子ども家庭部児童相談所設置準備課
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	氏名
2	住所等異動状況
3	申請事由
4	診断結果の状況
5	障害の有無・程度
6	判定状況・結果
7	検査結果
8	愛の手帳の申請理由
9	判定年月日
10	進達年月日
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	17

自己点検表⑤-1（電算入力）

業務の名称	愛の手帳に係る判定に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	東京都愛の手帳交付要綱
利用目的（全体）	東京都の「愛の手帳」の判定を行うため

システム名	愛の手帳判定事務進行管理台帳
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容（電子計算組織の処理内容・利用方法）	「愛の手帳」の判定事務の進行管理を行うため

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
2	住所等異動状況	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
3	申請事由	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
4	診断結果の状況	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
5	障害の有無・程度	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
6	判定状況・結果	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
7	検査結果	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
8	愛の手帳の申請理由	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
9	判定年月日	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。
10	進達年月日	☑	愛の手帳の判定に関する情報等について適切に記録を行うため。

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
11		□	
12		□	
13		□	
14		□	
15		□	
16		□	
17		□	
18		□	
19		□	
20		□	

報告	17

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	愛の手帳に係る判定に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	東京都愛の手帳交付要綱
利用目的(全体)	東京都の「愛の手帳」の判定を行うため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)

・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉

☑	①	対象者数〈第2号ア〉	200	人	☑	②	操作員数〈第2号イ〉	17	人	☑	③	操作員種別〈第2号ウ〉	区職員	操作員の詳細〈第2号ウ関連〉	児童相談所職員
☑	④	データ処理件数〈第2号エ〉	200	件	☑	⑤	操作端末種別〈第2号オ〉	内部情報系端末(switchPC)		(その他の場合)操作端末の詳細〈第2号オ関連〉					

・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第3号～第5号〉

☑		確認事項			確認事項への具体的対応・代替措置等
☑	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。〈第3号〉 ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など	☑	バックアップ	自動で日次バックアップを行う
			☑	データの暗号化	電算環境はインターネットから分離されている。
			☑	ログの取得管理	ログ取得ソフトにより、随時自動で取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認を行っている。
			☑	パスワード認証	区職員PCのログインに当たっては、個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワードは90日に1度変更を行う。
			無	ICカード認証	
			☑	生体認証	区職員PCには生体認証を導入している。
			☑	データ持ち出し管理ソフトの導入	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。
			☑	ウイルス対策ソフトの導入	区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している。
			☑	無停電電源装置(UPS)の導入	サーバに無停電電源装置を導入している。
			無	(その他)	
☑	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。〈第4号〉	主担当・副担当の職員、及び業務内容を課内で明確に指示し、必要最小限のアクセスに限定する。		
☑	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。〈第5号〉	情報セキュリティ実施手順に、保有個人情報の持ち出しや送信・複写について上司の許可や情報資産使用管理簿への記載を必要とする等の制限を設け、必要最小限に限定している。		

報告	18

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準　自己点検表

対象業務名	里親支援に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課

該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	新規	令和 8年 11月 1日	児童福祉法
○	外部委託	新規	令和 8年 11月 1日	児童福祉法
○	目的外利用	新規	令和 8年 11月 1日	児童福祉法
○	外部提供	新規	令和 8年 11月 1日	児童福祉法
○	電算入力	新規	令和 8年 11月 1日	児童福祉法
○	外部結合	新規	令和 8年 11月 1日	児童福祉法

案件の概要

令和8年11月の区立児童相談所の開設に伴い、児童福祉法に基づく里親支援事業を実施し、里親子及び里親希望者に対する相談その他の援助等は区の業務となる。
平成29年に国が示した「新しい社会的養育ビジョン」においては、社会的養護を必要とするすべての子どもに対する代替的養護について、家庭的養護を原則とし、里親委託を優先的に検討していく必要があるとされている。里親支援については、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後の里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託を一貫した里親支援を行うこと等、児童相談所の業務として位置づけられている。こうした業務の実施については、児童相談所のみで行うことが困難であるため、一部業務を外部委託により実施する。
里親支援に関する業務を行うため、以下の通り個人情報を利用する。

【個人情報の保有】
業務実施のため、「氏名」等65項目を保有する。
【外部委託】
・里親制度推進と里親支援の充実を図るため、里親養育包括支援（フォスタリング）事業を外部委託する。
・児童を受託している里親支援として、里親支援育児家事援助業務を外部委託する。
・里親の認定を受けた方に対する、里親登録証の作成を外部委託する。
【目的外利用】
・委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため、児童相談所業務で収集した「氏名」等36項目を目的外利用する。
【外部提供】
・都や児童相談所設置区で里親の相互委託を行うため、児童相談所設置自治体へ「氏名」等を外部提供する。
・里親が転居した際にこれまでの経過等の情報提供を行うため、児童相談所設置自治体へ「氏名」等を外部提供する。
・里親に委託した子どもに学習支援を行うため、学習ボランティア登録をしている者へ「氏名」等を外部提供する。
・里親に委託した児童に係る事故等が発生した場合に、保険金を請求するため損害保険会社及び保険取扱い代理店へ「氏名」等を外部提供する。
【電算入力】
・里親登録、里親支援に関する進捗管理の事務を行うため、里親支援台帳へ「氏名」等22項目を記録する。
・里親宅の家庭訪問等の支援経過等を記録するため、児童相談所システムへ「氏名」等244項目の電算記録を行う。
【外部結合】
・里親と児童のマッチングをLGWAN掲示板で行うため、外部結合を行う。

デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和　年　月　日
	□ 報告了承
	□ 以下のとおり
	（　　）

備考	

登録年月日	令和　8　年　11　月　1　日

個人情報の保有の記録

業務の名称	里親支援　　に関する業務	
部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課	
個人情報の利用目的	里親登録前、登録後の里親支援および児童を委託している里親子に対する支援を実施するため。	
対象となる個人の範囲	里親、委託及び委託候補児童、里親を希望している者、里親の関係者	
個人情報の取得方法	☑ 本人から取得　☑ 本人以外から取得	
	本人以外から取得の根拠又は理由	・児童福祉法第34条の20 ・里親登録の判断基準として用いるため。 ・委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
個人情報の記録の方法	☑ 文書(紙)　☐ 共有フォルダ　☑ 電子計算組織　☐ その他:	
電子計算組織の名称（記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照）	1	里親支援台帳
	2	児童相談システム
	3	
	4	
	5	
	6	

個人情報の記録の内容	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
	氏名	収支	健康状態	家庭の状況	職業
	性別	財産状況	病歴	居住の状況	勤務先
	生年月日	納税額等	身体障害の状況	生育歴	職歴
	住所	加入保険の内容	精神障害の状況	生活歴	就労の状況
	本籍・国籍		知的障害の状況	保育の状況	学歴
	続柄		日常生活動作の状況	受託児童の有無	資格
	親族等の関係		傷病等の状況	保健福祉サービス利用状況	経歴
	婚歴		治療等の状況		就園・就学の状況
	電話番号		診断結果の状況	相談の内容	学童クラブの利用状況
	居住地		入院等の状況	施設入所の状況	社会参加の状況
	メールアドレス		発育の状況	一時保護の状況	犯歴の有無
	在留カードの記載事項		予防接種の状況	一時保護の理由	趣味・嗜好
	個人番号		行動観察の内容	援助の内容	所属
	容姿		身体の状況	事故内容・経過	子育て短期支援事業の受託の意向
	印影			事故の有無	
	里親登録番号			食事上の配慮事項	
				生活上の配慮事項	
				宗教・文化上の配慮事項	

報告	18

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	里親支援に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	児童福祉法に基づいた里親支援事業や里親子および里親希望者に対し、相談やその他援助等を実施するため。

対象となる個人の範囲 (第1号)	里親、委託及び委託候補児童、里親を希望している者、里親の関係者

No	保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)						2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉		・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
1	氏名	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
2	性別	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
3	生年月日	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
4	住所	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	□	
5	本籍・国籍	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
6	続柄	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	□	
7	親族等の関係	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
8	婚歴	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	□	
9	電話番号	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	□	
10	居住地	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	□	

保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報		1. 個人情報の保有(第2号～第5号)						2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉		・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
No		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
11	メールアドレス	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	□	
12	在留カードの記載事項	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	□	
13	個人番号	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	□	
14	容姿	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	□	
15	印影	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	□	
16	収支	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	☑	里親登録の判断基準として用いるため。
17	財産状況	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	☑	里親登録の判断基準として用いるため。
18	納税額等	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	☑	里親登録の判断基準として用いるため。
19	加入保険の内容	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	□	
20	健康状態	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	☑	・里親登録の判断基準として用いるため。 ・委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
21	病歴	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	☑	・里親登録の判断基準として用いるため。
22	身体障害の状況	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	☑	・里親登録の判断基準として用いるため。 ・委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
23	精神障害の状況	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	☑	・里親登録の判断基準として用いるため。 ・委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。

No	保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)						2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉		・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
24	知的障害の状況	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	☑	・里親登録の判断基準として用いるため。 ・委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
25	日常生活動作の状況	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第5項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
26	傷病等の状況	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	☑	・里親登録の判断基準として用いるため。 ・委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
27	治療等の状況	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	☑	・里親登録の判断基準として用いるため。 ・委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
28	診断結果の状況	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	☑	・里親登録の判断基準として用いるため。 ・委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
29	入院等の状況	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	☑	・里親登録の判断基準として用いるため。 ・委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
30	発育の状況	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	☑	・委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
31	予防接種の状況	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	☑	・委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
32	行動観察の内容	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	☑	・委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
33	身体の状況	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	□	
34	家庭の状況	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	☑	・委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
35	居住の状況	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 (取得の状況からみて利用目的が明らかである)	☑	・委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。

No	保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報	1. 個人情報の保有（第2号～第5号） ・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉			1. 個人情報の保有（第2号～第5号） ・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		1. 個人情報の保有（第2号～第5号） ・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉		2. 本人以外からの個人情報の取得（第6号） ・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
		☑	利用目的		☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
36	生育歴	☑	里親制度の適正な運用を行うため		□		☑	法62条第4項 （取得の状況からみて利用目的が明らかである）	☑	・委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
37	生活歴	☑	里親制度の適正な運用を行うため		□		☑	法62条第4項 （取得の状況からみて利用目的が明らかである）	☑	・委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
38	保育の状況	☑	里親制度の適正な運用を行うため		□		☑	法62条第4項 （取得の状況からみて利用目的が明らかである）	☑	・委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
39	受託児童の有無	☑	里親制度の適正な運用を行うため		□		☑	法62条第4項 （取得の状況からみて利用目的が明らかである）	□	
40	保健福祉サービス利用状況	☑	里親制度の適正な運用を行うため		□		☑	法62条第4項 （取得の状況からみて利用目的が明らかである）	☑	・委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
41	相談の内容	☑	里親制度の適正な運用を行うため		□		☑	法62条第4項 （取得の状況からみて利用目的が明らかである）	☑	・委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
42	施設入所の状況	☑	里親制度の適正な運用を行うため		□		☑	法62条第4項 （取得の状況からみて利用目的が明らかである）	☑	・委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
43	一時保護の状況	☑	里親制度の適正な運用を行うため		□		☑	法62条第4項 （取得の状況からみて利用目的が明らかである）	☑	・委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
44	一時保護の理由	☑	里親制度の適正な運用を行うため		□		☑	法62条第4項 （取得の状況からみて利用目的が明らかである）	☑	・委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
45	援助の内容	☑	里親制度の適正な運用を行うため		□		☑	法62条第4項 （取得の状況からみて利用目的が明らかである）	☑	・委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
46	事故の有無	☑	里親制度の適正な運用を行うため		□		☑	法62条第4項 （取得の状況からみて利用目的が明らかである）	□	
47	事故の内容・経過	☑	里親制度の適正な運用を行うため		□		☑	法62条第4項 （取得の状況からみて利用目的が明らかである）	□	

No	保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報	1．個人情報の保有（第2号～第5号） ・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		・本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。（法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨）〈第5号〉		2．本人以外からの個人情報の取得（第6号） ・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
48	職業	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項（取得の状況からみて利用目的が明らかである）	□	
49	勤務先	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項（取得の状況からみて利用目的が明らかである）	□	
50	職歴	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項（取得の状況からみて利用目的が明らかである）	□	
51	就労の状況	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項（取得の状況からみて利用目的が明らかである）	□	
52	学歴	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項（取得の状況からみて利用目的が明らかである）	□	
53	資格	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項（取得の状況からみて利用目的が明らかである）	□	
54	経歴	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項（取得の状況からみて利用目的が明らかである）	□	
55	就園・就学の状況	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項（取得の状況からみて利用目的が明らかである）	☑	・委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
56	学童クラブの利用状況	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項（取得の状況からみて利用目的が明らかである）	☑	・委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
57	社会参加の状況	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項（取得の状況からみて利用目的が明らかである）	☑	・委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
58	食事上の配慮事項	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項（取得の状況からみて利用目的が明らかである）	☑	・委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
59	生活上の配慮事項	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第5項（取得の状況からみて利用目的が明らかである）	☑	・委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
60	宗教・文化上の配慮事項		里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第6項（取得の状況からみて利用目的が明らかである）	☑	・委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
61	犯歴の有無	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項（取得の状況からみて利用目的が明らかである）	☑	児童福祉法

No	保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報	1．個人情報の保有（第2号～第5号） ・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		1．個人情報の保有（第2号～第5号） ・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		1．個人情報の保有（第2号～第5号） ・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉		2．本人以外からの個人情報の取得（第6号） ・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
62	趣味・嗜好	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 （取得の状況からみて利用目的が明らかである）	□	
63	所属	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 （取得の状況からみて利用目的が明らかである）	☑	・委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
64	里親登録番号	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 （取得の状況からみて利用目的が明らかである）	□	
65	子育て短期支援事業の受託の意向	☑	里親制度の適正な運用を行うため	□		☑	法62条第4項 （取得の状況からみて利用目的が明らかである）	□	

外部委託の記録1

業務の名称	里親支援　　に関する業務		
部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課		
委託先の区分	民間事業者(フォスタリング事業)		
委託の期間	☐ 単年度　☑ 継続		
委託の内容	フォスタリング事業の運営、里親制度等普及促進及びリクルート、里親等研修及びトレーニング、里親等委託推進業務、里親支援業務、里親等委託児童自立支援業務		
再委託の内容・理由			
委託の条件	☑ 個人情報に関する秘密保持	☑ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応	
	☑ 個人情報の目的外利用の禁止	☑ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄	
	☑ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☑ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任	
	☑ 個人情報の第三者への提供の制限	☑ 契約内容の遵守状況についての定期的報告	
	☑ 個人情報の複製等の制限	☑ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等	
	☑ 個人情報の安全管理措置	☑ 関係法令の遵守	
個人情報の授受の方法	☑ 閲覧　☑ 文書　☐ 磁気媒体　☑ 外部結合　☑ その他: 電話		
	外部結合による授受		情報基盤の利用あり

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	性別
3	生年月日
4	住所
5	本籍・国籍
6	続柄
7	親族関係
8	婚歴
9	電話番号
10	居住地
11	メールアドレス
12	在留カードの記載事項
13	容姿
14	印影
15	収支
16	財産状況
17	納税額等
18	健康状態
19	病歴
20	身体障害の状況
21	精神障害の状況
22	知的障害の状況
23	日常生活動作の状況
24	傷病等の状況
25	治療等の状況

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	診断結果の状況
27	入院等の状況
28	発育の状況
29	予防接種の状況
30	行動観察の内容
31	身体の状況
32	家庭の状況
33	居住の状況
34	保育の状況
35	生育歴
36	生活歴
37	受託児童の有無
38	保健福祉サービスの利用状況
39	相談の内容
40	施設入所の状況
41	一時保護の状況
42	一時保護の理由
43	援助の内容
44	職業
45	勤務先
46	職歴
47	就労の状況
48	学歴
49	資格
50	経歴

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
51	就園・就学の状況
52	学童クラブの利用状況
53	社会参加の状況
54	食事上の配慮事項
55	生活上の配慮事項
56	宗教・文化上の配慮事項
57	犯歴の有無
58	趣味・嗜好
59	所属
60	里親登録番号
61	
62	
63	
64	
65	
66	
67	
68	
69	
70	
71	
72	
73	
74	
75	
76	
77	
78	
79	
80	
81	
82	
83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	
98	
99	
100	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
101	
102	
103	
104	
105	
106	
107	
108	
109	
110	
111	
112	
113	
114	
115	
116	
117	
118	
119	
120	
121	
122	
123	
124	
125	
126	
127	
128	
129	
130	
131	
132	
133	
134	
135	
136	
137	
138	
139	
140	
141	
142	
143	
144	
145	
146	
147	
148	
149	
150	

報告	18

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	里親支援に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	児童福祉法に基づいた里親支援事業や里親子および里親希望者に対し、相談やその他援助等を実施するため。

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容〈第1号〉	ア	フォスタリング事業の運営
	イ	里親制度等普及促進及びリクルート、里親等研修及びトレーニング
	ウ	里親等委託推進業務及び里親支援業務
	エ	里親等委託児童自立支援業務
再委託等を行う業務の内容(再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別) ア	イ	ウ	エ	1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉 ☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
2	性別	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
3	生年月日	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
4	住所	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
5	本籍・国籍	○		○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
6	続柄	○		○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
7	親族関係	○		○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
8	婚歴	○		○		☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
9	電話番号	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者と連絡を取る必要があるため
10	居住地	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報（業務別）				1．委託先等に取り扱わせる保有個人情報（第5号） ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
11	メールアドレス	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者と連絡を取る必要があるため
12	在留カードの記載事項	○		○	○	☑	業務の実施に当たり、本人であることを確認する必要があるため
13	容姿	○		○		☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
14	印影	○		○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
15	収支	○		○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
16	財産状況	○		○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
17	納税額等	○		○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
18	健康状態	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
19	病歴	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
20	身体障害の状況	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
21	精神障害の状況	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
22	知的障害の状況	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
23	日常生活動作の状況	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報（業務別）				1．委託先等に取り扱わせる保有個人情報（第5号） ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
24	傷病等の状況	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
25	治療等の状況	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
26	診断結果の状況	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
27	入院等の状況	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
28	発育の状況	○		○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
29	予防接種の状況	○		○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
30	行動観察の内容	○		○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
31	身体の状況	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
32	家庭の状況	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
33	居住の状況	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
34	保育の状況	○		○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
35	生育歴	○		○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
36	生活歴	○		○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
37	受託児童の有無	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報（業務別）				1．委託先等に取り扱わせる保有個人情報（第5号） ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
38	保健福祉サービス利用状況	○		○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
39	相談の内容	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
40	施設入所の状況	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
41	一時保護の状況	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
42	一時保護の理由	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
43	援助の内容	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
44	職業	○	○	○		☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
45	勤務先	○	○	○		☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
46	職歴	○	○	○		☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
47	就労の状況	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
48	学歴	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
49	資格	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
50	経歴	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
51	就園・就学の状況	○		○		☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報（業務別）				1．委託先等に取り扱わせる保有個人情報（第5号） ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
52	学童クラブの状況	○		○		☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
53	社会参加の状況	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
54	食事上の配慮事項	○		○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
55	生活上の配慮事項	○		○	○		業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
56	宗教・文化上の配慮事項	○		○	○		業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
57	犯歴の有無	○		○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
58	趣味・嗜好	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
59	所属	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
60	里親登録番号	○	○	○	○	☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため

報告	18

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	里親支援に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	児童福祉法に基づいた里親支援事業や里親子および里親希望者に対し、相談やその他援助等を実施するため。

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、
委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉

☑	選定に使用した選定基準等
☑	① 個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン

3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)

・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉

☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑	② 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	③ **【外部委託の場合】**再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無	④ **【指定管理者の場合】**委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉	
☑	⑤ 個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑥ 個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑦ 個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑧ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑨ 委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑩ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑪ **【外部委託の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無	⑫ **【指定管理者の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉	
☑	⑬ 関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。

4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)

・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉

☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑	⑭ 委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	書面で確認を行う。
☑	⑮ 委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	年1回の実地調査により確認を行う。
☑	⑯ **【外部委託の場合】**委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	再委託は行わない
無	⑰ **【指定管理者の場合】**指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑	⑱ **委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり**、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報はすべて委託業務に必要なものであるため、当該措置は講じない。
☑	⑲ 委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	閲覧は、区職員のいる場所で行い、電子メールで授受を行う際は、パスワードを設定し、紙媒体での授受の際は、区職員と委託事業者が直接行う等、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずる。

外部委託の記録2

業務の名称	里親支援　　に関する業務	
部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課	
委託先の区分	民間事業者(家事育児支援)	
委託の期間	☐ 単年度　☑ 継続	
委託の内容	児童を受託している里親に対し、育児や家事のサービスを提供	
再委託の内容・理由		
委託の条件	☑ 個人情報に関する秘密保持	☑ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応
	☑ 個人情報の目的外利用の禁止	☑ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄
	☑ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☑ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任
	☑ 個人情報の第三者への提供の制限	☑ 契約内容の遵守状況についての定期的報告
	☑ 個人情報の複製等の制限	☑ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等
	☑ 個人情報の安全管理措置	☑ 関係法令の遵守
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧　☑ 文書　☐ 磁気媒体　☐ 外部結合　☐ その他:	
	外部結合による授受	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	性別
3	生年月日
4	住所
5	本籍・国籍
6	続柄
7	親族等の関係
8	婚歴
9	電話番号
10	居住地
11	メールアドレス
12	職業
13	健康状態
14	身体障害の状況
15	精神障害の状況
16	知的障害の状況
17	家庭の状況
18	居住の状況
19	就園・就学の状況
20	日常生活動作の状況
21	社会参加の状況
22	食事上の配慮事項
23	生活上の配慮事項
24	宗教・文化上の配慮事項
25	里親登録番号

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	18

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	里親支援に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	児童福祉法に基づいた里親支援事業や里親子および里親希望者に対し、相談やその他援助等を実施するため。

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容〈第1号〉	ア	訪問等による家事・育児サービスの提供
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容(再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別) ア	イ	ウ	エ	1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉 ☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○				☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
2	性別	○				☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
3	生年月日	○				☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
4	住所	○				☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
5	本籍・国籍	○				☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
6	続柄	○				☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
7	親族等の関係	○				☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
8	婚歴	○				☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
9	電話番号	○				☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
10	居住地	○				☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報（業務別）				1．委託先等に取り扱わせる保有個人情報（第5号） ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
11	メールアドレス	○				☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
12	職業	○				☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
13	健康状態	○				☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
14	身体障害の状況	○				☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
15	精神障害の状況	○				☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
16	知的障害の状況	○				☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
17	家庭の状況	○				☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
18	居住状況	○				☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
19	就園・就学の状況	○				☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
20	日常生活動作の状況	○				☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
21	社会参加の状況	○				☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
22	食事上の配慮事項	○				☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
23	生活上の配慮事項	○				☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
24	宗教・文化上の配慮事項	○				☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため
25	里親登録番号	○				☑	業務の実施に当たり、対象者を確認する必要があるため

報告	18

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	里親支援に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	児童福祉法に基づいた里親支援事業や里親子および里親希望者に対し、相談やその他援助等を実施するため。

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、
委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉

☑	選定に使用した選定基準等	
☑	①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン

3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)

・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉

☑	契約書等への記載事項		契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑	②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	③	**【外部委託の場合】**再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無	④	**【指定管理者の場合】**委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉	
☑	⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑪	**【外部委託の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無	⑫	**【指定管理者の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉	
☑	⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。

4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)

・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉

☑	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等
☑	⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	書面で確認を行う。
☑	⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	年1回の実地調査により確認を行う。
☑	⑯	**【外部委託の場合】**委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	再委託は行わない
無	⑰	**【指定管理者の場合】**指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑	⑱	**委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり**、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報はすべて委託業務に必要なものであるため、当該措置は講じない。
☑	⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	個人情報の授受に当たって、電子メールで送付する際はパスワードの設定等、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずる。

外部委託の記録3

業務の名称	里親支援　　に関する業務	
部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課	
委託先の区分	民間事業者(里親登録カード作成)	
委託の期間	☐ 単年度　☑ 継続	
委託の内容	里親登録カードの作成	
再委託の内容・理由		
委託の条件	☑ 個人情報に関する秘密保持	☑ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応
	☑ 個人情報の目的外利用の禁止	☑ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄
	☑ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☑ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任
	☑ 個人情報の第三者への提供の制限	☑ 契約内容の遵守状況についての定期的報告
	☑ 個人情報の複製等の制限	☑ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等
	☑ 個人情報の安全管理措置	☑ 関係法令の遵守
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧　☑ 文書　☐ 磁気媒体　☐ 外部結合　☐ その他:	
	外部結合による授受	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	生年月日
3	容姿
4	里親登録番号
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	18

自己点検表②-1（☑外部委託・□指定管理者）

業務の名称	里親支援に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的（全体）	児童福祉法に基づいた里親支援事業や里親子および里親希望者に対し、相談やその他援助等を実施するため。

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容〈第1号〉	ア	里親登録カードの作成
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容（再委託等を行う場合）		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報（業務別）				1．委託先等に取り扱わせる保有個人情報（第5号）	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○				☑	里親登録証に印字するため。
2	生年月日	○				☑	里親登録証に印字するため。
3	容姿	○				☑	里親登録証に印字するため。
4	里親登録番号	○				☑	里親登録証に印字するため。
5						□	
6						□	
7						□	
8						□	
9						□	
10						□	

報告	18

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	里親支援に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	児童福祉法に基づいた里親支援事業や里親子および里親希望者に対し、相談やその他援助等を実施するため。

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、
委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉

☑	選定に使用した選定基準等	
☑	①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン

3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)

・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉

☑	契約書等への記載事項		契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑	②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	③	**【外部委託の場合】**再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無	④	**【指定管理者の場合】**委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉	
☑	⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑪	**【外部委託の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無	⑫	**【指定管理者の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉	
☑	⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。

4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)

・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉

☑	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等
☑	⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	書面で確認を行う。
☑	⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	年1回の実地調査により確認を行う。
☑	⑯	**【外部委託の場合】**委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	再委託は行わない
無	⑰	**【指定管理者の場合】**指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑	⑱	**委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり**、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報はすべて委託業務に必要なものであるため、当該措置は講じない。
☑	⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	個人情報の授受に当たって、電子メールで送付する際はパスワードの設定等、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずる。

目的外利用をした記録1

目的外利用をした業務の名称	(a) 里親支援　　に関する業務
目的外利用をした業務の利用目的	児童福祉法に基づいた里親支援事業や里親子および里親希望者に対し、相談やその他援助等を実施するため。
目的外利用の根拠	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)
	☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)
	☑ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき)
	上記の法令根拠又は相当の理由：委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。
目的外利用の方法	☐ 閲覧　☑ 文書　☑ 電子計算組織　☐ その他：
目的外利用をされた業務の名称	(b) 児童相談所の運営　　に関する業務

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	氏名
2	性別
3	生年月日
4	本籍・国籍
5	親族等の関係
6	健康状態
7	身体障害の状況
8	精神障害の状況
9	知的障害の状況
10	日常生活動作の状況
11	傷病等の状況
12	治療等の状況
13	診断結果の状況
14	入院等の状況
15	発育の状況
16	予防接種の状況
17	行動観察の内容
18	家庭の状況
19	居住の状況
20	生育歴
21	生活歴
22	保育の状況
23	保健福祉サービス利用状況
24	相談の内容
25	施設入所の状況

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	措置の状況
27	一時保護の状況
28	一時保護の理由
29	援助の内容
30	就園・就学の状況
31	学童クラブの状況
32	社会参加の状況
33	食事上の配慮事項
34	生活上の配慮事項
35	宗教・文化上の配慮事項
36	所属
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	18

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	里親支援に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	児童福祉法に基づいた里親支援事業や里親子および里親希望者に対し、相談やその他援助等を実施するため。

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	児童相談所の運営に関する業務
	部課名	児童相談所設置準備課
	目的外利用を行う理由	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため
外部提供	外部提供先の種別	
	外部提供先(詳細)	
	外部提供の方法	方法(詳細)

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉		目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため	
2	性別	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため	
3	生年月日	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため	
4	本籍・国籍	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため	
5	親族等の関係	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため	
6	健康状態	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため	
7	身体障害の状況	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため	
8	精神障害の状況	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため	
9	知的障害の状況	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため	
10	日常生活動作の状況	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため	
11	傷病等の状況	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため	
12	治療等の状況	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため	
13	診断結果の状況	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため	
14	入院等の状況	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため	
15	発育の状況	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため	
16	予防接種の状況	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため	
17	行動観察の内容	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため	
18	家庭の状況	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため	
19	居住の状況	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため	
20	生育歴	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため	

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。<第1号>		No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。<第1号>	
		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
21	生活歴	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため	33	食事上の配慮事項	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため
22	保育の状況	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため	34	生活上の配慮事項	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため
23	保健福祉サービス利用状況	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため	35	宗教・文化上の配慮事項	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため
24	相談の内容	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため	36	所属	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため
25	施設入所の状況	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため	37		□	
26	措置の状況	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため	38		□	
27	一時保護の状況	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため	39		□	
28	一時保護の理由	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため	40		□	
29	援助の内容	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため	41		□	
30	就園・就学の状況	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため	42		□	
31	学童クラブの状況	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため	43		□	
32	社会参加の状況	☑	委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため	44		□	

報告	18

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	里親支援に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	児童福祉法に基づいた里親支援事業や里親および里親希望者に対し、相談やその他援助等を実施するため。

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)

・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❹【利用目的以外の目的の場合】法第69条第2項第2号
				【目的外利用】 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 委託候補児童の選定および里親委託中の児童の状況を把握するため。	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
無	⑤	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉			

3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)

利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉	

外部提供の記録1

業務の名称	里親支援　　に関する業務			
部課名	児童相談所設置準備課			
外部提供を受ける者	児童相談所設置自治体			
外部提供を受ける者の利用目的	東京都及び児童相談所設置区間における里親への相互委託を実施するため			
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☐ 法令根拠あり　☑ 相当の理由がある		
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)		
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)		
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号	
	上記の法令根拠 又は 相当の理由	東京都及び児童相談所設置区で締結する「里親委託措置等に関する協定書」に基づき、里親の相互委託を実施するため		
外部提供の方法	☐ 閲覧　☑ 文書　☐ 磁気媒体　☑ 外部結合　☐ その他:			
	外部結合による提供	外部結合の記録　1　のとおり		
外部提供の相手方に求めた措置の内容				

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	氏名
2	性別
3	生年月日
4	住所
5	本籍・国籍
6	続柄
7	親族等の関係
8	婚歴
9	電話番号
10	居住地
11	収支
12	財産状況
13	健康状態
14	病歴
15	身体障害の状況
16	精神障害の状況
17	知的障害の状況
18	日常生活動作の状況
19	傷病等の状況
20	治療の状況
21	診断結果の状況
22	入院等の状況
23	家庭の状況
24	住居の状況
25	生育歴

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	生活歴
27	受託児童の有無
28	職業
29	職歴
30	学歴
31	資格
32	趣味・嗜好
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	18

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	里親支援に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	児童福祉法に基づいた里親支援事業や里親子および里親希望者に対し、相談やその他援助等を実施するため。

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称					
	部課名					
	目的外利用を行う理由					
外部提供	外部提供先の種別	行政機関				
	外部提供先(詳細)	児童相談所設置自治体				
	外部提供の方法	文書	外部結合	その他	方法(詳細)	郵送

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
2	性別	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
3	生年月日	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
4	住所	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
5	本籍・国籍	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
6	続柄	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
7	親族等の関係	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
8	婚歴	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
9	電話番号	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
10	居住地	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
11	収支	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
12	財産状況	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
13	健康状態	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
14	病歴	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
15	身体障害の状況	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
16	精神障害の状況	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
17	知的障害の状況	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
18	日常生活動作の状況	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
19	傷病等の状況	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
20	治療等の状況	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。

目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。<第1号>		目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。<第1号>	
No		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由	No		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
21	診断結果の状況	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。	36		□	
22	入院等の状況	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。	37		□	
23	家庭の状況	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。	38		□	
24	居住の状況	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。	39		□	
25	生育歴	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。	40		□	
26	生活歴	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。	41		□	
27	受託児童の有無	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。	42		□	
28	職業	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。	43		□	
29	職歴	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。	44		□	
30	学歴	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。	45		□	
31	資格	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。	46		□	
32	趣味・嗜好	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。	47		□	
33		□		48		□	
34		□		49		□	
35		□		50		□	

報告	18

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	里親支援に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	児童福祉法に基づいた里親支援事業や里親子および里親希望者に対し、相談やその他援助等を実施するため。

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)

・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❶【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある
				【利用目的のための外部提供】 保有個人情報を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 「里親委託措置等に関する協定書」に基づいた都区相互委託等の場合に適切な情報共有を行うため	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
☑	⑤	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない		

3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)

利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉	

外部提供の記録2

業務の名称	里親支援　　に関する業務		
部課名	児童相談所設置準備課		
外部提供を受ける者	児童相談所設置自治体		
外部提供を受ける者の利用目的	里親が転居後も、転居先自治体にて継続して支援を行うため		
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☐ 法令根拠あり　☑ 相当の理由がある	
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)	
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)	
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号
	上記の法令根拠 又は 相当の理由	こども家庭庁通知「里親制度の円滑な実施について」に基づき、里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため	
外部提供の方法	☐ 閲覧　☑ 文書　☐ 磁気媒体　☐ 外部結合　☐ その他:		
	外部結合による提供		
外部提供の相手方に求めた措置の内容			

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	氏名
2	性別
3	生年月日
4	住所
5	本籍・国籍
6	続柄
7	親族関係
8	婚歴
9	電話番号
10	居住地
11	メールアドレス
12	在留カードの記載事項
13	容姿
14	印影
15	収支
16	財産状況
17	納税額等
18	健康状態
19	病歴
20	身体障害の状況
21	精神障害の状況
22	知的障害の状況
23	日常生活動作の状況
24	傷病等の状況
25	治療等の状況

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	診断結果の状況
27	入院等の状況
28	発育の状況
29	予防接種の状況
30	行動観察の内容
31	身体の状況
32	家庭の状況
33	居住の状況
34	保育の状況
35	生育歴
36	生活歴
37	受託児童の有無
38	保健福祉サービスの利用状況
39	相談の内容
40	施設入所の状況
41	一時保護の状況
42	一時保護の理由
43	援助の内容
44	職業
45	勤務先
46	職歴
47	就労の状況
48	学歴
49	資格
50	経歴

項番	外部提供した保有個人情報の項目
51	就園・就学の状況
52	学童クラブの利用状況
53	社会参加の状況
54	食事上の配慮事項
55	生活上の配慮事項
56	宗教・文化上の配慮事項
57	犯歴の有無
58	趣味・嗜好
59	所属
60	里親登録番号
61	
62	
63	
64	
65	
66	
67	
68	
69	
70	
71	
72	
73	
74	
75	
76	
77	
78	
79	
80	
81	
82	
83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	
98	
99	
100	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
101	
102	
103	
104	
105	
106	
107	
108	
109	
110	
111	
112	
113	
114	
115	
116	
117	
118	
119	
120	
121	
122	
123	
124	
125	
126	
127	
128	
129	
130	
131	
132	
133	
134	
135	
136	
137	
138	
139	
140	
141	
142	
143	
144	
145	
146	
147	
148	
149	
150	

報告	18

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	里親支援に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	児童福祉法に基づいた里親支援事業や里親および里親希望者に対し、相談やその他援助等を実施するため。

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称					
	部課名					
	目的外利用を行う理由					
外部提供	外部提供先の種別	行政機関				
	外部提供先(詳細)	児童相談所設置自治体				
	外部提供の方法	文書			方法(詳細)	郵送

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
2	性別	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
3	生年月日	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
4	住所	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
5	本籍・国籍	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
6	続柄	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
7	親族等の関係	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
8	婚歴	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
9	電話番号	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
10	居住地	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
11	メールアドレス	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
12	在留カードの記載事項	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
13	容姿	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
14	印影	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
15	収支	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
16	財産状況	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
17	納税額等	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
18	健康状態	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
19	病歴	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
20	身体障害の状況	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため

目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。<第1号>		目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。<第1号>	
No		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由	No		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
21	精神障害の状況	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため	36	生活歴	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
22	知的障害の状況	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため	37	受託児童の有無	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
23	日常生活動作の状況	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため	38	保健福祉サービス利用状況	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
24	傷病等の状況	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため	39	相談の内容	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
25	治療等の状況	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため	40	施設入所の状況	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
26	診断結果の状況	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため	41	一時保護の状況	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
27	入院等の状況	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため	42	一時保護の理由	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
28	発育の状況	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため	43	援助の内容	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
29	予防接種の状況	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため	44	職業	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
30	行動観察の内容	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため	45	勤務先	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
31	身体の状況	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため	46	職歴	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
32	家庭の状況	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため	47	就労の状況	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
33	居住の状況	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため	48	学歴	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
34	保育の状況	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため	49	資格	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため
35	生育歴	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため	50	経歴	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
51	就園・就学の状況	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため	66		□	
52	学童クラブの状況	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため	67		□	
53	社会参加の状況	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため	68		□	
54	食事上の配慮事項	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため	69		□	
55	生活上の配慮事項	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため	70		□	
56	宗教・文化上の配慮事項	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため	71		□	
57	犯歴の有無	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため	72		□	
58	趣味・嗜好	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため	73		□	
59	所属	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため	74		□	
60	里親登録番号	☑	里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため	75		□	
61		□		76		□	
62		□		77		□	
63		□		78		□	
64		□		79		□	
65		□		80		□	

報告	18

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	里親支援に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	児童福祉法に基づいた里親支援事業や里親および里親希望者に対し、相談やその他援助等を実施するため。

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)

・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❶【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある
				【利用目的のための外部提供】 保有個人情報を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** こども家庭庁通知「里親制度の円滑な実施について」に基づき、里親が他自治体に転居した際の情報提供を行うため	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
☑	⑤	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない		

3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)

利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉	

外部提供の記録3

業務の名称	里親支援　　に関する業務		
部課名	児童相談所設置準備課		
外部提供を受ける者	学習支援等ボランティア		
外部提供を受ける者の利用目的	里子に対する学習等ボランティア派遣		
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☐ 法令根拠あり　☑ 相当の理由がある	
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)	
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)	
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号
	上記の法令根拠 又は 相当の理由	里親に委託している児童の学習の補助を行うため	
外部提供の方法	☐ 閲覧　☑ 文書　☐ 磁気媒体　☐ 外部結合　☐ その他:		
	外部結合による提供		
外部提供の相手方に求めた措置の内容			

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	日常生活動作の状況
5	性別
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	18

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	里親支援に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	児童福祉法に基づいた里親支援事業や里親子および里親希望者に対し、相談やその他援助等を実施するため。

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称					
	部課名					
	目的外利用を行う理由					
外部提供	外部提供先の種別	個人				
	外部提供先(詳細)	ボランティア				
	外部提供の方法	文書			方法(詳細)	郵送、手渡し

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑	里子に対する学習等ボランティアを派遣するため。	11		□	
2	住所	☑	里子に対する学習等ボランティアを派遣するため。	12		□	
3	生年月日	☑	里子に対する学習等ボランティアを派遣するため。	13		□	
4	日常生活動作の状況	☑	里子に対する学習等ボランティアを派遣するため。	14		□	
5	性別	☑	里子に対する学習等ボランティアを派遣するため。	15		□	
6		□		16		□	
7		□		17		□	
8		□		18		□	
9		□		19		□	
10		□		20		□	

報告	18

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	里親支援に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	児童福祉法に基づいた里親支援事業や里親子および里親希望者に対し、相談やその他援助等を実施するため。

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)

・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❶【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある
				【利用目的のための外部提供】 保有個人情報を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 里親に委託している児童の学習の補助を行うため	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
☑	⑤	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない		

3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)

利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉	

外部提供の記録4

業務の名称	里親支援　　に関する業務		
部課名	児童相談所設置準備課		
外部提供を受ける者	保険会社・保険取扱代理店		
外部提供を受ける者の利用目的	里親に委託した児童に係る事故・破損等により発生した損害について保険金を支払うため。		
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☐ 法令根拠あり　☑ 相当の理由がある	
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)	
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)	
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号
	上記の法令根拠 又は 相当の理由	区から保険会社及び保険取扱い代理店に委託家庭等の個人情報等を提供し、必要な補償を得るため。	
外部提供の方法	☐ 閲覧　☑ 文書　☐ 磁気媒体　☐ 外部結合　☐ その他:		
	外部結合による提供		
外部提供の相手方に求めた措置の内容			

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	電話番号
4	生年月日
5	事故内容・経過
6	事故の有無
7	加入保険の内容
8	治療等の状況
9	診断結果の状況
10	資格
11	印影
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	18

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	里親支援に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	児童福祉法に基づいた里親支援事業や里親および里親希望者に対し、相談やその他援助等を実施するため。

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称					
	部課名					
	目的外利用を行う理由					
外部提供	外部提供先の種別	民間事業者				
	外部提供先(詳細)	保険会社、保険取扱い代理店				
	外部提供の方法	文書			方法(詳細)	郵送、FAX

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑	事故等関係者の情報を管理するため。
2	住所	☑	保険加入に必要な情報、事故関係者の情報を管理するため。
3	電話番号	☑	事故関係者の情報を管理するため。
4	生年月日	☑	事故関係者の情報を管理するため。
5	事故内容・経過	☑	事故関係者の情報を管理するため。
6	事故の有無	☑	保険加入に必要な情報を管理するため。
7	加入保険の内容	☑	保険加入に必要な情報、事故関係者の情報を管理するため。
8	治療等の状況	☑	事故関係者の情報を管理するため。
9	診断結果の状況	☑	事故関係者の情報を管理するため。
10	資格	☑	事故関係者の情報を管理するため。
11	印影	☑	事故関係者の情報を管理するため。
12		□	
13		□	
14		□	
15		□	
16		□	
17		□	
18		□	
19		□	
20		□	

報告	18

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	里親支援に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	児童福祉法に基づいた里親支援事業や里親子および里親希望者に対し、相談やその他援助等を実施するため。

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)

・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❶【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある
				【利用目的のための外部提供】 保有個人情報を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 区から保険会社及び保険取扱代理店に委託家庭等の個人情報等を提供し、必要な補償を得るため。	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
☑	⑤	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない		

3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)

利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉	

電子計算組織への記録

電子計算組織の名称	里親支援台帳		
利用業務	No	利用業務名	利用部課名
	1	里親支援	児童相談所設置準備課
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	氏名
2	性別
3	生年月日
4	住所
5	続柄
6	親族等の関係
7	婚歴
8	電話番号
9	居住地
10	メールアドレス
11	健康状態
12	身体障害の状況
13	精神障害の状況
14	知的障害の状況
15	家庭の状況
16	居宅の状況
17	食事上の配慮事項
18	生活上の配慮事項
19	宗教・文化上の配慮事項
20	里親登録番号
21	援助の状況
22	受託児童の有無
23	
24	
25	

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	18

自己点検表⑤-1(電算入力)

業務の名称	里親支援に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	児童福祉法に基づいた里親支援事業や里親子および里親希望者に対し、相談やその他援助等を実施するため。

システム名	里親支援台帳
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	里親登録、里親支援に関する進捗管理の事務を行う。

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉		No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由			☑	電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	11	健康状態	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
2	性別	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	12	身体障害の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
3	生年月日	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	13	精神障害の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
4	住所	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	14	知的障害の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
5	続柄	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	15	家庭の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
6	親族関係	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	16	居住の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
7	婚歴	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	17	食事上の配慮事項	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
8	電話番号	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	18	生活上の配慮事項	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
9	居住地	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	19	宗教・文化上の配慮事項	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
10	メールアドレス	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	20	里親登録番号	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉		No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由			☑	電子計算組織への記録が必要な理由
21	援助の状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	35		□	
22	受託児童の有無	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	36		□	
23		□		37		□	
24		□		38		□	
25		□		39		□	
26		□		40		□	
27		□		41		□	
28		□		42		□	
29		□		43		□	
30		□		44		□	
31		□		45		□	
32		□		46		□	
33		□		47		□	
34		□		48		□	

報告	18

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	里親支援に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	児童福祉法に基づいた里親支援事業や里親子および里親希望者に対し、相談やその他援助等を実施するため。

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)

・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉

☑	①	対象者数〈第2号ア〉	100	人	☑	②	操作員数〈第2号イ〉	26	人	☑	③	操作員種別〈第2号ウ〉	区職員及び区職員以外	操作員の詳細〈第2号ウ関連〉	児童相談所職員及び里親養育包括支援(フォスタリング)委託職員
☑	④	データ処理件数〈第2号エ〉	100	件	☑	⑤	操作端末種別〈第2号オ〉	内部情報系端末(switchPC)		(その他の場合)操作端末の詳細〈第2号オ関連〉					

・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第3号～第5号〉

☑		確認事項			確認事項への具体的対応・代替措置等
☑	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。〈第3号〉 ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など	☑	バックアップ	自動で日次バックアップを行う
			☑	データの暗号化	電算環境はインターネットから分離されている。
			☑	ログの取得管理	ログ取得ソフトにより、随時自動で取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認を行っている。
			☑	パスワード認証	区職員PCのログインに当たっては、個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワードは90日に1度変更を行う。
			無	ICカード認証	
			☑	生体認証	区職員には生体認証を導入している。
			☑	データ持ち出し管理ソフトの導入	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。
			☑	ウイルス対策ソフトの導入	区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している。
			☑	無停電電源装置(UPS)の導入	サーバに無停電電源装置を導入している。
			無	(その他)	
☑	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。〈第4号〉	アクセス(ログイン)権限は、業務の担当者に限定する。		
☑	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。〈第5号〉	法律上必要な場合及び契約で定めた事務を除き、外部への持ち出しを行わない。		

電子計算組織への記録

電子計算組織の名称	児童相談システム		
利用業務	No	利用業務名	利用部課名
	1	児童虐待の予防と解決のための調整	子ども家庭部児童相談所設置準備課、子ども家庭部管理課、杉並保健所保健サービス課
	2	児童相談所の運営	児童相談所設置準備課
	3	愛の手帳に係る判定	児童相談所設置準備課
	4	里親支援	児童相談所設置準備課
	5	子どもの意見表明等支援事業	児童相談所設置準備課
	6	特別児童扶養手当の判定	児童相談所設置準備課
	7		

項番	記録の項目
1	氏名
2	性別
3	生年月日
4	住所
5	本籍・国籍
6	続柄
7	親族関係
8	婚歴
9	電話番号
10	居住地
11	メールアドレス
12	在留カードの記載事項
13	容姿
14	印影
15	里親登録番号
16	収支
17	財産状況
18	納税額等
19	加入保険の内容
20	健康状態
21	病歴
22	身体障害の状況
23	精神障害の状況
24	知的障害の状況
25	日常生活動作の状況

項番	記録の項目
26	傷病等の状況
27	治療等の状況
28	診断結果の状況
29	入院等の状況
30	発育の状況
31	予防接種の状況
32	行動観察の内容
33	身体の状況
34	家庭の状況
35	居住の状況
36	保育の状況
37	生育歴
38	生活歴
39	受託児童の有無
40	保健福祉サービスの利用状況
41	相談の内容
42	施設入所の状況
43	一時保護の状況
44	一時保護の理由
45	援助の内容
46	事故内容・経過
47	事故の有無
48	食事の配慮事項
49	生活の配慮事項
50	宗教・文化上の配慮事項

項番	記録の項目
51	職業
52	勤務先
53	職歴
54	就労の状況
55	学歴
56	資格
57	経歴
58	就園・就学の状況
59	学童クラブの利用状況
60	社会参加の状況
61	犯歴の有無
62	趣味・嗜好
63	所属
64	子育て短期支援事業の受託の意向
65	
66	
67	
68	
69	
70	
71	
72	
73	
74	
75	
76	
77	
78	
79	
80	
81	
82	
83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	
98	
99	
100	

項番	記録の項目
101	
102	
103	
104	
105	
106	
107	
108	
109	
110	
111	
112	
113	
114	
115	
116	
117	
118	
119	
120	
121	
122	
123	
124	
125	
126	
127	
128	
129	
130	
131	
132	
133	
134	
135	
136	
137	
138	
139	
140	
141	
142	
143	
144	
145	
146	
147	
148	
149	
150	

報告	18

自己点検表⑤-1(電算入力)

業務の名称	里親支援に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	児童福祉法に基づいた里親支援事業や里親子および里親希望者に対し、相談やその他援助等を実施するため。

システム名	児童相談システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	里親支援に関する経過の記録や里親支援全般の事務を行う。

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉		No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由			☑	電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	11	メールアドレス	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
2	性別	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	12	在留カードの記載事項	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
3	生年月日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	13	容姿	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
4	住所	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	14	印影	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
5	本籍・国籍	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	15	里親登録番号	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
6	続柄	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	16	収支	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
7	親族関係	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	17	財産状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
8	婚歴	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	18	納税額等	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
9	電話番号	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	19	加入保険の内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
10	居住地	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	20	健康状態	☑	効率的で正確な事務処理を行うため

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉		No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由			☑	電子計算組織への記録が必要な理由
21	病歴	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	35	居住の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
22	身体障害の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	36	保育の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
23	精神障害の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	37	生育歴	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
24	知的障害の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	38	生活歴	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
25	日常生活動作の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	39	受託児童の有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
26	傷病等の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	40	保健福祉サービス利用状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
27	治療等の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	41	相談の内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
28	診断結果の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	42	施設入所の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
29	入院等の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	43	一時保護の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
30	発育の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	44	一時保護の理由	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
31	予防接種の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	45	援助の内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
32	行動観察の内容	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	46	事故内容・経過	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
33	身体の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	47	事故の有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
34	家庭の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	48	食事上の配慮事項	☑	効率的で正確な事務処理を行うため

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
49	生活上の配慮事項	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
50	宗教・文化上の配慮事項	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
51	職業	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
52	勤務先	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
53	職歴	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
54	就労の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
55	学歴	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
56	資格	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
57	経歴	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
58	就園・就学の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
59	学童クラブの状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
60	社会参加の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
61	犯歴の有無	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
62	趣味・嗜好	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
63	所属	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
64	子育て短期支援事業の受託の意向	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
65		□	
66		□	
67		□	
68		□	
69		□	
70		□	
71		□	
72		□	
73		□	
74		□	
75		□	
76		□	

報告	18

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	里親支援に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)

・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉

☑	①	対象者数〈第2号ア〉	22000	人	☑	②	操作員数〈第2号イ〉	113	人	☑	③	操作員種別〈第2号ウ〉	区職員	操作員の詳細〈第2号ウ関連〉	児童相談所職員
☑	④	データ処理件数〈第2号エ〉	22000	件	☑	⑤	操作端末種別〈第2号オ〉	独自調達端末(独自ネットワーク)		(その他の場合)操作端末の詳細〈第2号オ関連〉		タブレット端末			

・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第3号～第5号〉

☑		確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等	
☑	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。〈第3号〉 ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など	☑	バックアップ	データベースに保管される児童に関する情報等は日次でバックアップを取得する。
			☑	データの暗号化	データは全て暗号化されている。
			☑	ログの取得管理	最低3か月間のシステムログを保存し、監視を行う。
			☑	パスワード認証	端末のパスワードを解除した上で、システムログイン用のID、パスワードを入力する必要があり、二段階でパスワード認証を行う。
			無	ICカード認証	
			無	生体認証	
			☑	データ持ち出し管理ソフトの導入	アカウントによる制限を行う。
			☑	ウイルス対策ソフトの導入	WAF(Webアプリケーションファイアウォール)を導入する。
			☑	無停電電源装置(UPS)の導入	データセンターにおいて、無停電電源装置(UPS)が設置されている。
			☑	(その他)	インターネットとは独立した閉域網を用い、許可されたIPアドレスのみをアクセス可能としている
☑	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。〈第4号〉		アクセス(ログイン)権限は、業務の担当者に限定する。	
☑	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。〈第5号〉		法律上必要な場合及び契約で定めた事務を除き、事業者がデータにアクセスすることはできないことを契約書に規定している。	

外部結合の記録1

業務の名称	里親支援　　に関する業務
部課名	児童相談所設置準備課
外部結合の相手方	東京都、児童相談所設置区 ※電気通信回線の接続先
外部結合の方法	☑ LGWAN回線　☐ インターネット回線　　☐ 専用回線: ☐ その他:
外部結合を行う理由	東京都及び児童相談所設置区で締結する「里親委託措置等に関する協定書」に基づき、里親の相互委託を実施するため
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	東京都、児童相談所設置区
関連帳票	外部提供の記録　1

項番	外部結合による**提供**をした個人情報の項目
1	氏名
2	性別
3	生年月日
4	住所
5	国籍
6	続柄
7	親族関係
8	婚歴
9	電話番号
10	居住地
11	収支
12	財産状況
13	健康状態
14	病歴
15	身体障害の状況
16	精神障害の状況
17	知的障害の状況
18	日常生活動作の状況
19	傷病等の状況
20	治療の状況
21	診断結果の状況
22	入院等の状況
23	家庭の状況
24	住居の状況
25	生育歴
26	生活歴
27	受託児童の有無
28	職業
29	職歴
30	学歴

項番	外部結合による**取得**をした個人情報の項目
1	氏名
2	性別
3	生年月日
4	住所
5	国籍
6	続柄
7	親族関係
8	婚歴
9	電話番号
10	居住地
11	収支
12	財産状況
13	健康状態
14	病歴
15	身体障害の状況
16	精神障害の状況
17	知的障害の状況
18	日常生活動作の状況
19	傷病等の状況
20	治療の状況
21	診断結果の状況
22	入院等の状況
23	家庭の状況
24	住居の状況
25	生育歴
26	生活歴
27	受託児童の有無
28	職業
29	職歴
30	学歴

項番	外部結合による**提供**をした個人情報の項目
31	資格
32	趣味・嗜好
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	
51	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
58	
59	
60	
61	
62	
63	
64	
65	
66	
67	
68	
69	
70	
71	
72	
73	
74	
75	
76	
77	
78	
79	
80	

項番	外部結合による**取得**をした個人情報の項目
31	資格
32	趣味・嗜好
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	
51	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
58	
59	
60	
61	
62	
63	
64	
65	
66	
67	
68	
69	
70	
71	
72	
73	
74	
75	
76	
77	
78	
79	
80	

報告	18

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	里親支援に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	児童相談所の業務を行うため

システム名	LGWAN掲示板
外部結合を行う 業務の内容	児童と里親のマッチング

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☑	外部結合が必要な理由
1	氏名	氏名	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
2	性別	性別	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
3	生年月日	生年月日	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
4	住所	住所	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
5	国籍	国籍	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
6	続柄	続柄	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
7	親族関係	親族関係	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
8	婚歴	婚歴	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
9	電話番号	電話番号	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
10	居住地	居住地	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 （下線は要配慮個人情報）			1．外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性（第1号・第2号）	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☑	外部結合が必要な理由
11	収支	収支	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
12	財産状況	財産状況	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
13	健康状態	健康状態	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
14	病歴	病歴	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
15	身体障害の状況	身体障害の状況	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
16	精神障害の状況	精神障害の状況	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
17	知的障害の状況	知的障害の状況	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
18	日常生活動作の状況	日常生活動作の状況	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
19	傷病等の状況	傷病等の状況	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
20	治療の状況	治療の状況	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
21	診断結果の状況	診断結果の状況	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
22	入院等の状況	入院等の状況	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
23	家庭の状況	家庭状況	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
24	住居の状況	住居状況	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 （下線は要配慮個人情報）			1．外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性（第1号・第2号） ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☑	外部結合が必要な理由
25	生育歴	生育歴	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
26	生活歴	生活歴	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
27	受託児童の有無	受託児童の有無	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
28	職業	職業	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
29	職歴	職歴	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
30	学歴	学歴	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
31	資格	資格	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
32	趣味・嗜好	趣味・嗜好	☑	東京都・児童相談所設置区間で里親の相互委託を行うため。
33			□	
34			□	
35			□	
36			□	
37			□	

報告	18

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	里親支援に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	児童福祉法に基づいた里親支援事業や里親子および里親希望者に対し、相談やその他援助等を実施するため。

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)

外部結合に係る基本情報〈第3号・第4号〉

☑	①	外部結合の相手方〈第3号〉	行政機関	相手方の詳細〈第3号関連〉	東京都・児童相談所設置区
☑	②	外部結合の方法〈第4号〉	LGWAN回線	その他の場合の詳細〈第4号関連〉	

・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第5号～第13号〉

☑		確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等		
☑	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。〈第5号・第6号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❶【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある
				【利用目的のための外部結合による提供】 保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 東京都及び児童相談所設置区で締結する「里親委託措置等に関する協定書」に基づき、里親の相互委託を実施するため	
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。〈第7号〉			
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第8号〉			
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第9号〉			
☑	⑦	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。〈第10号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない		
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第11号〉			
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第12号〉			
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第13号〉			

報告	19

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準　自己点検表

対象業務名	社会的養護自立支援拠点事業に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課

該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	新規	令和8年11月1日	社会的養護自立支援拠点事業実施要綱
○	外部委託	新規	令和8年11月1日	
	指定管理		令和　年　月　日	
	労働者派遣		令和　年　月　日	
	目的外利用		令和　年　月　日	
	外部提供		令和　年　月　日	
	電算入力		令和　年　月　日	
	外部結合		令和　年　月　日	

案件の概要

令和4年改正児童福祉法において、措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等が相互の交流を行う場所を開設し、日常生活や自立に伴う支援、メンタルヘルス、医療面等に関する情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う、社会的養護自立支援拠点事業が創設された。
児童相談所設置自治体における社会的養護経験者に対する自立支援体制の整備が求められている。
令和8年11月より、杉並区児童相談所を開設することに伴い、社会的養護経験者の支援が区の所掌になる。こうしたことから開設に合わせ、「社会的養護自立支援拠点事業」を民間事業者に委託して新たに実施する。

【個人情報の保有等】
業務実施に必要な「氏名」を含む16項目を新規に保有する。

【外部委託】
委託事業者に「氏名」を含む16項目を取り扱わせる。

デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和　年　月　日
	報告了承
	以下のとおり
	（　　）

備考

登録年月日	令和　8　年　9　月　1　日

個人情報の保有の記録

業務の名称	社会的養護自立支援拠点事業　　に関する業務	
部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課	
個人情報の利用目的	社会的養護自立支援拠点事業を実施するため	
対象となる個人の範囲	社会的養護自立支援拠点事業の利用者	
個人情報の取得方法	☑ 本人から取得　☑ 本人以外から取得	
	本人以外から取得の根拠又は理由	利用者本人の同意の上、利用者の関係者から相談に必要な情報を取得するため
個人情報の記録の方法	☑ 文書(紙)　☑ 共有フォルダ　☐ 電子計算組織　☐ その他:	
電子計算組織の名称(記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照)	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	

個人情報の記録の内容	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
	氏名 性別 生年月日 住所 電話番号 メールアドレス	収入等の状況	健康等の状態 相談内容・経過 支援内容・方針 社会的養護経験の有無	生活の状況 家庭の状況 所属機関・支援機関等 措置内容	学歴・職歴

報告	19

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	社会的養護自立支援拠点事業に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	社会的養護自立支援拠点事業実施要綱
利用目的(全体)	社会的養護自立支援拠点事業の実施のため

対象となる個人の範囲(第1号)	社会的養護自立支援拠点事業の利用者

No	保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)						2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。<第2号> ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。<第3号>		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。<第4号>		・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)<第5号>		・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。<第6号>	
		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
1	氏名	☑	社会的養護自立支援拠点事業を実施または運営するため	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	利用者本人の同意の上、利用者の関係者から相談に必要な情報を取得するため
2	性別	☑	社会的養護自立支援拠点事業を実施または運営するため	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	利用者本人の同意の上、利用者の関係者から相談に必要な情報を取得するため
3	生年月日	☑	社会的養護自立支援拠点事業を実施または運営するため	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	利用者本人の同意の上、利用者の関係者から相談に必要な情報を取得するため
4	住所	☑	社会的養護自立支援拠点事業を実施または運営するため	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	利用者本人の同意の上、利用者の関係者から相談に必要な情報を取得するため
5	電話番号	☑	社会的養護自立支援拠点事業を実施または運営するため	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	利用者本人の同意の上、利用者の関係者から相談に必要な情報を取得するため
6	メールアドレス	☑	社会的養護自立支援拠点事業を実施または運営するため	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	利用者本人の同意の上、利用者の関係者から相談に必要な情報を取得するため
7	収入等の状況	☑	社会的養護自立支援拠点事業を実施または運営するため	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	利用者本人の同意の上、利用者の関係者から相談に必要な情報を取得するため
8	健康等の状態	☑	社会的養護自立支援拠点事業を実施または運営するため	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	利用者本人の同意の上、利用者の関係者から相談に必要な情報を取得するため
9	相談内容・経過	☑	社会的養護自立支援拠点事業を実施または運営するため	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	利用者本人の同意の上、利用者の関係者から相談に必要な情報を取得するため
10	支援内容・方針	☑	社会的養護自立支援拠点事業を実施または運営するため	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	☑	利用者本人の同意の上、利用者の関係者から相談に必要な情報を取得するため

No	保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報	1. 個人情報の保有（第2号～第5号） ・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		1. 個人情報の保有（第2号～第5号） ・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		1. 個人情報の保有（第2号～第5号） ・本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。（法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨）〈第5号〉		2. 本人以外からの個人情報の取得（第6号） ・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
11	社会的養護経験の有無	☑	社会的養護自立支援拠点事業を実施または運営するため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	利用者本人の同意の上、利用者の関係者から相談に必要な情報を取得するため
12	生活の状況	☑	社会的養護自立支援拠点事業を実施または運営するため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	利用者本人の同意の上、利用者の関係者から相談に必要な情報を取得するため
13	家庭の状況	☑	社会的養護自立支援拠点事業を実施または運営するため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	利用者本人の同意の上、利用者の関係者から相談に必要な情報を取得するため
14	所属機関・支援機関等	☑	社会的養護自立支援拠点事業を実施または運営するため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	利用者本人の同意の上、利用者の関係者から相談に必要な情報を取得するため
15	措置内容	☑	社会的養護自立支援拠点事業を実施または運営するため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	利用者本人の同意の上、利用者の関係者から相談に必要な情報を取得するため
16	学歴・職歴	☑	社会的養護自立支援拠点事業を実施または運営するため	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	☑	利用者本人の同意の上、利用者の関係者から相談に必要な情報を取得するため
17		□		□		□		□	
18		□		□		□		□	
19		□		□		□		□	
20		□		□		□		□	
21		□		□		□		□	
22		□		□		□		□	
23		□		□		□		□	

外部委託の記録1

業務の名称	社会的養護自立支援拠点事業　　に関する業務	
部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課	
委託先の区分	民間事業者(社会的養護自立支援拠点事業運営事業者)	
委託の期間	□ 単年度　☑ 継続	
委託の内容	社会的養護自立支援拠点事業の運営	
再委託の内容・理由		
委託の条件	☑ 個人情報に関する秘密保持	☑ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応
	☑ 個人情報の目的外利用の禁止	☑ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄
	☑ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☑ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任
	☑ 個人情報の第三者への提供の制限	☑ 契約内容の遵守状況についての定期的報告
	☑ 個人情報の複製等の制限	☑ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等
	☑ 個人情報の安全管理措置	☑ 関係法令の遵守
個人情報の授受の方法	□ 閲覧　☑ 文書　□ 磁気媒体　□ 外部結合　☑ その他: メール	
	外部結合による授受	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	性別
3	生年月日
4	住所
5	電話番号
6	メールアドレス
7	収入等の状況
8	健康等の状態
9	相談内容・経過
10	支援内容・方針
11	社会的養護経験の有無
12	生活の状況
13	家庭の状況
14	所属機関・支援機関等
15	措置内容
16	学歴・職歴
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	19

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	社会的養護自立支援拠点事業に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	社会的養護自立支援拠点事業実施要綱
利用目的(全体)	社会的養護自立支援拠点事業の実施のため

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容〈第1号〉	ア	社会的養護経験者等を対象とした社会的養護自立支援拠点事業の運営
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容(再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別) ア	イ	ウ	エ	1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉 ☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○				☑	利用者への相談対応のため
2	性別	○				☑	利用者への相談対応のため
3	生年月日	○				☑	利用者への相談対応のため
4	住所	○				☑	利用者への相談対応のため
5	電話番号	○				☑	利用者への相談対応のため
6	メールアドレス	○				☑	利用者への相談対応のため
7	収入等の状況	○				☑	利用者への相談対応のため
8	健康等の状態	○				☑	利用者への相談対応のため
9	相談内容・経過	○				☑	利用者への相談対応のため
10	支援内容・方針	○				☑	利用者への相談対応のため

委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報		委託先等が取扱う保有個人情報 （業務別）				1．委託先等に取り扱わせる保有個人情報（第5号） ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 〈第5号〉	
No		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
11	社会的養護経験の有無	○				☑	利用者への相談対応のため
12	生活の状況	○				☑	利用者への相談対応のため
13	家庭の状況	○				☑	利用者への相談対応のため
14	所属機関・支援機関等	○				☑	利用者への相談対応のため
15	措置内容	○				☑	利用者への相談対応のため
16	学歴・職歴	○				☑	利用者への相談対応のため
17						□	
18						□	
19						□	
20						□	
21						□	
22						□	
23						□	
24						□	

報告	19

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	社会的養護自立支援拠点事業に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	社会的養護自立支援拠点事業実施要綱
利用目的(全体)	社会的養護自立支援拠点事業を実施するため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、
委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉

☑	選定に使用した選定基準等	
☑	①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン

3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)

・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉

☑		契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑	②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	③	**【外部委託の場合】**再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無	④	**【指定管理者の場合】**委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉	
☑	⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑪	**【外部委託の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無	⑫	**【指定管理者の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉	
☑	⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。

4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)

・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉

☑		確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑	⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を記載した「情報管理体制表」を提出させる。 仕様書に個人情報の管理の状況についての検査に関する事項を記載する。
☑	⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	年1回、実地検査により確認を行う。
☑	⑯	**【外部委託の場合】**委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	再委託は発生しない。
無	⑰	**【指定管理者の場合】**指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑	⑱	**委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり**、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報はすべて委託する業務に必要なものであるため、当該措置は実施しない。
☑	⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	個人情報の授受に当たっては、パスワードを設定した電子メールにより行うこととする。 紙媒体での授受の際は、直接窓口で行う。

報告	20

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準　自己点検表

対象業務名	子どもの意見表明等支援事業に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課

該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	新規	令和8年11月1日	児童福祉法
○	外部委託	新規	令和8年11月1日	児童福祉法
	指定管理		令和　年　月　日	
	労働者派遣		令和　年　月　日	
○	目的外利用	新規	令和8年11月1日	児童福祉法
	外部提供		令和　年　月　日	
○	電算入力	新規	令和8年11月1日	児童福祉法
	外部結合		令和　年　月　日	

案件の概要

令和4年改正児童福祉法において、意見表明等支援事業が新たに都道府県等（児童相談所設置市（区）を含む）の業務として規定された。
令和8年11月に区立児童相談所・一時保護施設を開設することから、一時保護施設及び児童養護施設等に入所措置している児童を対象にした意見表明等支援事業の実施主体は区となる。意見表明等支援事業は、児童相談所から独立した意見表明等支援員が子どもの意見や意向を把握し、児童相談所やその他関係機関に意見等を届けることとされている。こうしたことから、子どもの意見表明等支援事業を民間事業者に委託して実施する。

【個人情報の保有】
子どもの意見表明等支援業務について、「氏名」等13項目を保有する。

【外部委託】
一時保護児童等を対象とする意見表明等支援事業の運営を外部委託する。

【目的外利用】
児童相談所業務で収集する「氏名」等11項目を目的外利用する。

【電算入力】
児童相談所システムへ、「氏名」等13項目の電算記録を行う。

デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和　年　月　日
	□ 報告了承
	□ 以下のとおり
	（　　）

備考

登録年月日	令和　8　年　11　月　1　日

個人情報の保有の記録

業務の名称	子どもの意見表明等支援事業　に関する業務	
部課名	児童相談所設置準備課	
個人情報の利用目的	一時保護児童及び措置・委託児童に対し意見表明等支援事業を実施するため	
対象となる個人の範囲	本人・意見表明等支援事業の関係者	
個人情報の取得方法	☑ 本人から取得　☑ 本人以外から取得	
	本人以外から取得の根拠又は理由	事業対象児童の状況を把握するため
個人情報の記録の方法	☑ 文書(紙)　☐ 共有フォルダ　☑ 電子計算組織　☐ その他:	
電子計算組織の名称（記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照）	1	児童相談システム
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	

個人情報の記録の内容	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
	氏名 生年月日 性別 親族等の関係		健康状態 身体障害の状況 精神障害の状況 知的障害の状況	家庭の状況 居住の状況 施設入所の状況 一時保護の状況 日常生活動作の状況	

報告	20

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	子どもの意見表明等支援事業に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	一時保護児童及び措置・委託児童の意見表明等支援事業実施のため

対象となる個人の範囲(第1号)	本人・意見表明等支援事業の関係者

No	保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)						2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉		・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
1	氏名	☑	事業対象の児童・関係者の状況を把握するため	□		☑	提出してもらう書面等に利用目的を明記または口頭にて説明する。	☑	事業対象児童の状況を把握するため
2	生年月日	☑	事業対象の児童の状況を把握するため	□		☑	提出してもらう書面等に利用目的を明記または口頭にて説明する。	☑	事業対象児童の状況を把握するため
3	性別	☑	事業対象の児童・関係者の状況を把握するため	□		☑	提出してもらう書面等に利用目的を明記または口頭にて説明する。	☑	事業対象児童の状況を把握するため
4	健康状態	☑	事業対象の児童の状況を把握するため	□		☑	提出してもらう書面等に利用目的を明記または口頭にて説明する。	☑	事業対象児童の状況を把握するため
5	親族等の状況	☑	事業対象の児童の状況を把握するため	□		☑	提出してもらう書面等に利用目的を明記または口頭にて説明する。	☑	事業対象児童の状況を把握するため
6	身体障害の状況	☑	事業対象の児童の状況を把握するため	□		☑	提出してもらう書面等に利用目的を明記または口頭にて説明する。	☑	事業対象児童の状況を把握するため
7	精神障害の状況	☑	事業対象の児童の状況を把握するため	□		☑	提出してもらう書面等に利用目的を明記または口頭にて説明する。	☑	事業対象児童の状況を把握するため
8	知的障害の状況	☑	事業対象の児童の状況を把握するため	□		☑	提出してもらう書面等に利用目的を明記または口頭にて説明する。	☑	事業対象児童の状況を把握するため
9	家庭の状況	☑	事業対象の児童の状況を把握するため	□		☑	提出してもらう書面等に利用目的を明記または口頭にて説明する。	□	
10	居住の状況	☑	事業対象の児童の状況を把握するため	□		☑	提出してもらう書面等に利用目的を明記または口頭にて説明する。	□	

No	保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報	1. 個人情報の保有（第2号～第5号） ・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		1. 個人情報の保有（第2号～第5号） ・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		1. 個人情報の保有（第2号～第5号） ・本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。（法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨）〈第5号〉	2. 本人以外からの個人情報の取得（第6号） ・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉		
		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
11	施設入所の状況	☑	事業対象の児童の状況を把握するため	□		☑	提出してもらう書面等に利用目的を明記または口頭にて説明する。	☑	事業対象児童の状況を把握するため
12	一時保護の状況	☑	事業対象の児童の状況を把握するため	□		☑	提出してもらう書面等に利用目的を明記または口頭にて説明する。	☑	事業対象児童の状況を把握するため
13	日常生活動作の状況	☑	事業対象の児童の状況を把握するため	□		☑	提出してもらう書面等に利用目的を明記または口頭にて説明する。	☑	事業対象児童の状況を把握するため
14		□		□		□		□	
15		□		□		□		□	
16		□		□		□		□	
17		□		□		□		□	
18		□		□		□		□	
19		□		□		□		□	
20		□		□		□		□	
21		□		□		□		□	
22		□		□		□		□	
23		□		□		□		□	

外部委託の記録1

業務の名称	子どもの意見表明等支援事業　　に関する業務	
部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課	
委託先の区分	民間事業者(意見表明等支援)	
委託の期間	☐ 単年度　☑ 継続	
委託の内容	児童養護施設等の措置児童及び一時保護所等の一時保護児童を対象とした意見表明等支援事業の運営	
再委託の内容・理由	再委託は行わない。	
委託の条件	☑ 個人情報に関する秘密保持	☑ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応
	☑ 個人情報の目的外利用の禁止	☑ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄
	☑ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☑ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任
	☑ 個人情報の第三者への提供の制限	☑ 契約内容の遵守状況についての定期的報告
	☑ 個人情報の複製等の制限	☑ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等
	☑ 個人情報の安全管理措置	☑ 関係法令の遵守
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧　☑ 文書　☐ 磁気媒体　☐ 外部結合　☑ その他: 電子メール	
	外部結合による授受	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	生年月日
3	性別
4	親族等の関係
5	健康状態
6	身体障害の状況
7	精神障害の状況
8	知的障害の状況
9	家庭の状況
10	居住の状況
11	一時保護の状況
12	施設入所の状況
13	日常生活動作の状況
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	20

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	子どもの意見表明等支援事業に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	一時保護児童及び措置・委託児童の意見表明等支援事業実施のため

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容〈第1号〉	ア	意見表明等支援事業の運営
	イ	児童面接
	ウ	意見表明支援、意見形成支援及び意見代弁
	エ	
再委託等を行う業務の内容(再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別) ア	イ	ウ	エ	1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉 ☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○	○	○		☑	事業利用児童及び関係者の基礎情報となるため
2	生年月日	○	○	○		☑	事業利用児童の基礎情報となるため
3	性別	○	○	○		☑	事業利用児童及び関係者の基礎情報となるため
4	親族等の状況	○	○	○		☑	事業実施中に本人より開示される場合があるため。
5	健康状態	○	○	○		☑	事業利用児童の基礎情報となるため
6	身体障害の状況	○	○	○		☑	事業利用児童の基礎情報となるため
7	精神障害の状況	○	○	○		☑	事業利用児童の基礎情報となるため
8	知的障害の状況	○	○	○		☑	事業利用児童の基礎情報となるため
9	家庭状況	○	○	○		☑	事業実施中に本人より開示される場合があるため。
10	居住状況	○	○	○		☑	事業実施中に本人より開示される場合があるため。

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報（業務別）				1．委託先等に取り扱わせる保有個人情報（第5号） ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
11	施設入所の状況	○	○	○		☑	事業利用児童の基礎情報となるため
12	一時保護の状況	○	○	○		☑	事業利用児童の基礎情報となるため
13	日常生活動作の状況	○	○	○		☑	事業利用児童の基礎情報となるため
14						□	
15						□	
16						□	
17						□	
18						□	
19						□	
20						□	
21						□	
22						□	

報告	20

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	子どもの意見表明等支援事業に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	一時保護児童及び措置入所児童の意見表明等支援事業実施のため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、
委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉

☑	選定に使用した選定基準等
☑	① 個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン

3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)

・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉

☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑	② 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	③ **【外部委託の場合】**再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無	④ **【指定管理者の場合】**委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉	
☑	⑤ 個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑥ 個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑦ 個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑧ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑨ 委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑩ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑪ **【外部委託の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無	⑫ **【指定管理者の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉	
☑	⑬ 関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。

4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)

・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉

☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑	⑭ 委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者及び従事者の役職名・指名および情報管理体制における役割を記載した「情報管理体制表」を提出させる。
☑	⑮ 委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	年1回の実地調査を行う。
☑	⑯ **【外部委託の場合】**委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	再委託は行わない。
無	⑰ **【指定管理者の場合】**指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑	⑱ **委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり**、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部または一部を削除する
☑	⑲ 委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	個人情報の授受に当たって、電子メールで送付する際はパスワードの設定等、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずる。

目的外利用をした記録1

目的外利用をした業務の名称	(a) 子どもの意見表明等支援事業	に関する業務
目的外利用をした業務の利用目的	一時保護児童及び措置・委託児童に対し意見表明等支援事業を実施するため	
目的外利用の根拠	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)	
	☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)	
	☑ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき)	
	上記の法令根拠又は相当の理由	事業対象児童の状況を把握するため
目的外利用の方法	☐ 閲覧 ☑ 文書 ☑ 電子計算組織 ☐ その他:	
目的外利用をされた業務の名称	(b) 児童相談所の運営	に関する業務

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	氏名
2	性別
3	生年月日
4	親族等の関係
5	身体障害の状況
6	精神障害の状況
7	知的障害の状況
8	日常生活動作の状況
9	健康状態
10	一時保護の状況
11	施設入所の状況
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	20

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	子どもの意見表明等支援事業に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	一時保護児童及び措置入所児童の意見表明等支援事業実施のため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	児童相談所の運営に関する業務					
	部課名	児童相談所設置準備課					
	目的外利用を行う理由	事業対象の対象児童の状況を把握するため					
外部提供	外部提供先の種別						
	外部提供先(詳細)						
	外部提供の方法				方法(詳細)		

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉		No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉	
		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑	事業対象の対象児童の状況を把握するため	11	一時保護の状況	☑	事業対象の対象児童の状況を把握するため
2	性別□	☑	事業対象の対象児童の状況を把握するため	12		□	
3	生年月日	☑	事業対象の対象児童の状況を把握するため	13		□	
4	親族等の関係	☑	事業対象の対象児童の状況を把握するため	14		□	
5	身体障害の状況	☑	事業対象の対象児童の状況を把握するため	15		□	
6	精神障害の状況	☑	事業対象の対象児童の状況を把握するため	16		□	
7	知的障害の状況	☑	事業対象の対象児童の状況を把握するため	17		□	
8	健康状態	☑	事業対象の対象児童の状況を把握するため	18		□	
9	日常生活動作の状況	☑	事業対象の対象児童の状況を把握するため	19		□	
10	施設入所の状況	☑	事業対象の対象児童の状況を把握するため	20		□	

報告	20

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	子どもの意見表明等支援事業に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	一時保護児童及び措置入所児童の意見表明等支援事業実施のため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)

・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❹【利用目的以外の目的の場合】法第69条第2項第2号
				【目的外利用】 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 意見表明等支援事業の対象児童が児童相談所から措置等をされた児童であり、対象児童の状況を把握するため	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
無	⑤	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉			

3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)

利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉

☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉	

電子計算組織への記録

電子計算組織の名称	児童相談システム		
利用業務	No	利用業務名	利用部課名
	1	児童虐待の予防と解決のための調整	子ども家庭部児童相談所設置準備課、子ども家庭部管理課、杉並保健所保健サービス課
	2	児童相談所の運営	児童相談所設置準備課
	3	愛の手帳に係る判定	児童相談所設置準備課
	4	里親支援	児童相談所設置準備課
	5	子どもの意見表明等支援事業	児童相談所設置準備課
	6	特別児童扶養手当の判定	児童相談所設置準備課
	7		

項番	記録の項目
1	氏名
2	生年月日
3	性別
4	親族等の関係
5	健康状態
6	身体障害の状況
7	精神障害の状況
8	知的障害の状況
9	家庭の状況
10	居住の状況
11	一時保護の状況
12	施設入所の状況
13	日常生活動作の状況
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	20

自己点検表⑤-1(電算入力)

業務の名称	子どもの意見表明等支援事業に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	一時保護児童及び措置入所児童の意見表明等支援事業実施のため

システム名	児童相談システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	児童が意見表明を行った場合の記録を行うため。

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉		No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由			☑	電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	11	施設入所の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
2	生年月日	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	12	一時保護の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
3	性別	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	13	日常生活動作の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため
4	健康状態	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	14		□	
5	親族等の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	15		□	
6	身体障害の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	16		□	
7	精神障害の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	17		□	
8	知的障害の状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	18		□	
9	家庭状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	19		□	
10	居住状況	☑	効率的で正確な事務処理を行うため	20		□	

報告	20

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	子どもの意見表明等支援事業に関する業務
主管部課名	児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童福祉法
利用目的(全体)	一時保護児童及び措置入所児童の意見表明等支援事業実施のため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)

・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉

☑	①	対象者数〈第2号ア〉	22000	人	☑	②	操作員数〈第2号イ〉	113	人	☑	③	操作員種別〈第2号ウ〉	区職員	操作員の詳細〈第2号ウ関連〉	児童相談所職員
☑	④	データ処理件数〈第2号エ〉	22000	件	☑	⑤	操作端末種別〈第2号オ〉	独自調達端末(独自ネットワーク)		(その他の場合)操作端末の詳細〈第2号オ関連〉		タブレット端末			

・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第3号～第5号〉

☑		確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等	
☑	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。〈第3号〉 ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など	☑	バックアップ	データベースに保管される児童に関する情報等は日次でバックアップを取得する。
			☑	データの暗号化	データは全て暗号化されている。
			☑	ログの取得管理	最低3か月間のシステムログを保存し、監視を行う。
			☑	パスワード認証	端末のパスワードを解除した上で、システムログイン用のID、パスワードを入力する必要があり、二段階でパスワード認証を行う。
			無	ICカード認証	
			無	生体認証	
			☑	データ持ち出し管理ソフトの導入	アカウントによる制限を行う。
			☑	ウイルス対策ソフトの導入	WAF(Webアプリケーションファイアウォール)を導入する。
			☑	無停電電源装置(UPS)の導入	データセンターにおいて、無停電電源装置(UPS)が設置されている。
			☑	(その他)	インターネットとは独立した閉域網を用い、許可されたIPアドレスのみをアクセス可能としている
☑	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。〈第4号〉		アクセス(ログイン)権限は、業務の担当者に限定する。	
☑	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。〈第5号〉		法律上必要な場合及び契約で定めた事務を除き、事業者がデータにアクセスすることはできないことを契約書に規定している。	

報告	21

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準　自己点検表

対象業務名	特別児童扶養手当の判定に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課

該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	新規	令和8年11月1日	児童相談所運営指針
	外部委託		令和　年　月　日	
	指定管理		令和　年　月　日	
	労働者派遣		令和　年　月　日	
	目的外利用		令和　年　月　日	
	外部提供		令和　年　月　日	
○	電算入力	新規	令和8年11月1日	児童相談所運営指針
	外部結合		令和　年　月　日	

案件の概要

総合判定区分2度の愛の手帳を所持している児童の保護者に対して、特別児童扶養手当の有期更新の際に必要な「総合判定区分確認証明書」を発行するために、心理判定を実施する必要があることから、判定に必要な個人情報を新たに保有することとする。

【個人情報の保有等】
心理判定に必要な「氏名」を含む25項目を新規に保有する。

【電算入力】
児童相談システムに「氏名」を含む25項目を新たに入力する。

デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和　年　月　日
	報告了承
	以下のとおり
	（　　）
備考	

登録年月日	令和　8　年　11　月　1　日

個人情報の保有の記録

業務の名称	特別児童扶養手当の判定　　に関する業務	
部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課	
個人情報の利用目的	2度の愛の手帳を所持している児童の保護者に対し、特別児童扶養手当の有期更新の際に必要な「総合判定区分確認証明書」を発行するため。	
対象となる個人の範囲	児童及び保護者	
個人情報の取得方法	☑ 本人から取得　☐ 本人以外から取得	
	本人以外から取得の根拠又は理由	
個人情報の記録の方法	☑ 文書(紙)　☑ 共有フォルダ　☑ 電子計算組織　☐ その他:	
電子計算組織の名称(記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照)	1	児童相談システム
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	

個人情報の記録の内容	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
	氏名		健康状態	保健福祉サービス利用状況	所属
	性別		傷病等の状況	愛の手帳番号	
	生年月日		治療等の状況	判定機関	
	住所		診断結果の状況	交付年月日	
	電話番号		障害の有無・程度	施設入所状況	
	メールアドレス		判定状況・結果	居住地	
			生育歴	障害者手帳の取得有無	
			日常生活の状況	障害福祉サービス受給者証の取得有無	
			検査結果	児童通所支援受給者証の取得有無	

報告	21

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	特別児童扶養手当の判定に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童相談所運営指針
利用目的(全体)	特別児童扶養手当の有期更新の際に必要な「総合判定区分確認証明書」を発行するため。

対象となる個人の範囲(第1号)	児童及び保護者

No	保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)						2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉		・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
1	氏名	☑	特別児童扶養手当の有期更新の際に必要な「総合判定区分確認証明書」を発行するため。	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	□	
2	性別	☑	特別児童扶養手当の有期更新の際に必要な「総合判定区分確認証明書」を発行するため。	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	□	
3	生年月日	☑	特別児童扶養手当の有期更新の際に必要な「総合判定区分確認証明書」を発行するため。	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	□	
4	住所	☑	特別児童扶養手当の有期更新の際に必要な「総合判定区分確認証明書」を発行するため。	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	□	
5	電話番号	☑	特別児童扶養手当の有期更新の際に必要な「総合判定区分確認証明書」を発行するため。	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	□	
6	メールアドレス	☑	特別児童扶養手当の有期更新の際に必要な「総合判定区分確認証明書」を発行するため。	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	□	
7	健康状態	☑	特別児童扶養手当の有期更新の際に必要な「総合判定区分確認証明書」を発行するため。	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	□	
8	傷病等の状況	☑	特別児童扶養手当の有期更新の際に必要な「総合判定区分確認証明書」を発行するため。	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	□	
9	治療等の状況	☑	特別児童扶養手当の有期更新の際に必要な「総合判定区分確認証明書」を発行するため。	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	□	
10	診断結果の状況	☑	特別児童扶養手当の有期更新の際に必要な「総合判定区分確認証明書」を発行するため。	□		☑	法第62条第4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき)	□	

保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報		1. 個人情報の保有（第2号～第5号）						2. 本人以外からの個人情報の取得（第6号）	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉		・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
No		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
11	障害の有無・程度	☑	特別児童扶養手当の有期更新の際に必要な「総合判定区分確認証明書」を発行するため。	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	□	
12	判定状況・結果	☑	特別児童扶養手当の有期更新の際に必要な「総合判定区分確認証明書」を発行するため。	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	□	
13	生育歴	☑	特別児童扶養手当の有期更新の際に必要な「総合判定区分確認証明書」を発行するため。	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	□	
14	日常生活の状況	☑	特別児童扶養手当の有期更新の際に必要な「総合判定区分確認証明書」を発行するため。	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	□	
15	検査結果	☑	特別児童扶養手当の有期更新の際に必要な「総合判定区分確認証明書」を発行するため。	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	□	
16	保健福祉サービス利用状況	☑	特別児童扶養手当の有期更新の際に必要な「総合判定区分確認証明書」を発行するため。	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	□	
17	愛の手帳番号	☑	特別児童扶養手当の有期更新の際に必要な「総合判定区分確認証明書」を発行するため。	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	□	
18	判定機関	☑	特別児童扶養手当の有期更新の際に必要な「総合判定区分確認証明書」を発行するため。	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	□	
19	交付年月日	☑	特別児童扶養手当の有期更新の際に必要な「総合判定区分確認証明書」を発行するため。	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	□	
20	施設入所状況	☑	特別児童扶養手当の有期更新の際に必要な「総合判定区分確認証明書」を発行するため。	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	□	
21	居住地	☑	特別児童扶養手当の有期更新の際に必要な「総合判定区分確認証明書」を発行するため。	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	□	
22	障害者手帳の所得有無	☑	特別児童扶養手当の有期更新の際に必要な「総合判定区分確認証明書」を発行するため。	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	□	
23	障害福祉サービス受給者証の取得有無	☑	特別児童扶養手当の有期更新の際に必要な「総合判定区分確認証明書」を発行するため。	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	□	

No	保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報	1. 個人情報の保有（第2号～第5号） ・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		1. 個人情報の保有（第2号～第5号） ・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		1. 個人情報の保有（第2号～第5号） ・本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。（法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨）〈第5号〉		2. 本人以外からの個人情報の取得（第6号） ・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
24	児童通所支援受給者証の取得有無	☑	特別児童扶養手当の有期更新の際に必要な「総合判定区分確認証明書」を発行するため。	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	□	
25	所属	☑	特別児童扶養手当の有期更新の際に必要な「総合判定区分確認証明書」を発行するため。	□		☑	法第62条第4号に該当（取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき）	□	
26		□		□		□		□	
27		□		□		□		□	
28		□		□		□		□	
29		□		□		□		□	
30		□		□		□		□	
31		□		□		□		□	
32		□		□		□		□	
33		□		□		□		□	
34		□		□		□		□	
35		□		□		□		□	
36		□		□		□		□	

電子計算組織への記録

電子計算組織の名称	児童相談システム		
利用業務	No	利用業務名	利用部課名
	1	児童虐待の予防と解決のための調整	子ども家庭部児童相談所設置準備課、子ども家庭部管理課、杉並保健所保健サービス課
	2	児童相談所の運営	子ども家庭部児童相談所設置準備課
	3	愛の手帳に係る判定	子ども家庭部児童相談所設置準備課
	4	里親支援	子ども家庭部児童相談所設置準備課
	5	子どもの意見表明等支援事業	子ども家庭部児童相談所設置準備課
	6	特別児童扶養手当の判定	子ども家庭部児童相談所設置準備課
	7		

項番	記録の項目
1	氏名
2	性別
3	生年月日
4	住所
5	電話番号
6	メールアドレス
7	健康状態
8	傷病等の状況
9	治療等の状況
10	診断結果の状況
11	障害の有無・程度
12	判定状況・結果
13	生育歴
14	日常生活の状況
15	検査結果
16	保健福祉サービス利用状況
17	愛の手帳番号
18	判定機関
19	交付年月日
20	施設入所状況
21	居住地
22	障害者手帳の所得有無
23	障害福祉サービス受給者証の取得有無
24	児童通所支援受給者証の取得有無
25	所属

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	21

自己点検表⑤-1（電算入力）

業務の名称	特別児童扶養手当の判定に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童相談所運営指針
利用目的（全体）	特別児童扶養手当の有期更新の際に必要な「総合判定区分確認証明書」を発行するため。

システム名	児童相談システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容（電子計算組織の処理内容・利用方法）	心理判定の結果を記録するため

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	☑	心理判定の結果を適切に記録するため。
2	性別	☑	心理判定の結果を適切に記録するため。
3	生年月日	☑	心理判定の結果を適切に記録するため。
4	住所	☑	心理判定の結果を適切に記録するため。
5	電話番号	☑	心理判定の結果を適切に記録するため。
6	メールアドレス	☑	心理判定の結果を適切に記録するため。
7	健康状態	☑	心理判定の結果を適切に記録するため。
8	傷病等の状況	☑	心理判定の結果を適切に記録するため。
9	治療等の状況	☑	心理判定の結果を適切に記録するため。
10	診断結果の状況	☑	心理判定の結果を適切に記録するため。
11	障害の有無・程度	☑	心理判定の結果を適切に記録するため。
12	判定状況・結果	☑	心理判定の結果を適切に記録するため。
13	生育歴	☑	心理判定の結果を適切に記録するため。
14	日常生活の状況	☑	心理判定の結果を適切に記録するため。
15	検査結果	☑	心理判定の結果を適切に記録するため。
16	保健福祉サービス利用状況	☑	心理判定の結果を適切に記録するため。
17	愛の手帳番号	☑	心理判定の結果を適切に記録するため。
18	判定機関	☑	心理判定の結果を適切に記録するため。
19	交付年月日	☑	心理判定の結果を適切に記録するため。
20	施設入所状況	☑	心理判定の結果を適切に記録するため。

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉		No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由			☑	電子計算組織への記録が必要な理由
21	居住地	☑	心理判定の結果を適切に記録するため。	35		□	
22	障害者手帳の所得有無	☑	心理判定の結果を適切に記録するため。	36		□	
23	障害福祉サービス受給者証の取得有無	☑	心理判定の結果を適切に記録するため。	37		□	
24	児童通所支援受給者証の取得有無	☑	心理判定の結果を適切に記録するため。	38		□	
25	所属	☑	心理判定の結果を適切に記録するため。	39		□	
26		□		40		□	
27		□		41		□	
28		□		42		□	
29		□		43		□	
30		□		44		□	

報告	21

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	特別児童扶養手当の判定に関する業務
主管部課名	子ども家庭部児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	児童相談所運営指針
利用目的(全体)	特別児童扶養手当の有期更新の際に必要な「総合判定区分確認証明書」を発行するため。

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)

・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉

☑	①	対象者数〈第2号ア〉	200	人	☑	②	操作員数〈第2号イ〉	17	人	☑	③	操作員種別〈第2号ウ〉	区職員	操作員の詳細〈第2号ウ関連〉	児童相談所職員
☑	④	データ処理件数〈第2号エ〉	200	件	☑	⑤	操作端末種別〈第2号オ〉	独自調達端末(独自ネットワーク)		(その他の場合)操作端末の詳細〈第2号オ関連〉		タブレット端末(閉域網のネットワーク環境)			

・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第3号～第5号〉

☑		確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等	
☑	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。〈第3号〉 ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など	☑	バックアップ	データベースに保管される児童に関する情報等は日次でバックアップを取得する。
			☑	データの暗号化	データは全て暗号化されている。
			☑	ログの取得管理	最低3か月間のシステムログを保存し、監視を行う。
			☑	パスワード認証	端末のパスワードを解除した上で、システムログイン用のID、パスワードを入力する必要があり、二段階でパスワード認証を行う。
			無	ICカード認証	
			無	生体認証	
			☑	データ持ち出し管理ソフトの導入	アカウントによる制限を行う。
			☑	ウイルス対策ソフトの導入	WAF(Webアプリケーションファイアウォール)を導入する。
			☑	無停電電源装置(UPS)の導入	データセンターにおいて、無停電電源装置(UPS)が設置されている。
			☑	(その他)	インターネットとは独立した閉域網を用い、許可されたIPアドレスのみをアクセス可能としている
☑	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。〈第4号〉			アクセス(ログイン)権限は、業務の担当者に限定する。
☑	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。〈第5号〉			法律上必要な場合及び契約で定めた事務を除き、事業者がデータにアクセスすることはできないことを契約書に規定している。